

外国弁護士問題研究会

報 告 書

平成5年9月30日

外国弁護士問題研究会

平成5年9月30日

法 務 大 臣 三 ヶ 月 章 殿

日本弁護士連合会会長 阿 部 三 郎 殿

外国弁護士問題研究会座長 竹 下 守 夫

本研究会は、平成4年9月法務省及び日本弁護士連合会から依頼を受け、外国弁護士受入制度、日本の弁護士と外国の弁護士の協力関係の在り方等について、調査・研究・検討を行ってきたところでありますが、この度その結果を別添報告書のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

報 告 書

目 次

第1	はじめに	1
1	本研究会発足の経緯及びその目的	1
2	本研究会の構成	4
3	本研究会における研究経過	5
第2	海外における外国人弁護士受入制度の現状及び動向の調査結果	9
第3	弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方に関する研究・検討結果 (提言)	10
1	総論	10
2	共同事業	12
3	雇用	16
4	外国法事務弁護士となる資格の承認要件である5年の職務経験の緩和	17
5	ローファーム名称の使用	17
6	国際商事仲裁代理	18
第4	終わりに	20

添付資料目次

(1)	外国弁護士問題訪米・加調査団日程表	(1)
(2)	外国弁護士問題訪欧調査団日程表	(2)
(3)	北米調査報告書	(3)
(4)	欧州調査報告書	(39)
(5)	オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ州における弁護士制度 及び外国弁護士受入制度の現状並びにオーストラリアにおける外国 弁護士受入制度の動向	(98)
(6)	香港の外国弁護士制度の現状と動向	(103)
(7)	先進主要国の外国弁護士受入制度における共同経営・雇用の可否	(112)

第1 はじめに

1 本研究会発足の経緯及びその目的

(1) 現行外国弁護士受入制度の概要

現行の外国弁護士受入制度は、米国及びECとの長年にわたる折衝を経て、昭和61年5月公布、同62年4月施行の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）」によって導入された。

同制度の概要は以下のとおりである。

ア 制度の基本

相互の保証の下に、外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たな資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

イ 資格・活動要件

外国法事務弁護士となるには、外国の弁護士資格を取得した後5年以上その資格を取得した外国において外国の弁護士として職務を行った経験を有するなど一定の要件を満たした上、法務大臣による外国法事務弁護士となる資格の承認を受け、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備える外国法事務弁護士名簿への登録を受けなければならない。

ウ 外国法事務弁護士の業務範囲

自国法（原資格国法）及び法務大臣から指定を受けた特定外国法（指定法）に関する法律事務を行うことができるが、国内の裁判所、検察庁その他官公署における手続についての代理等一定の法律事務は、その職務の範囲から除外されている。

エ 職務遂行上の主な制限

(7) 雇用及び共同事業の禁止

外国法事務弁護士は、日本の弁護士を雇用すること、日本の弁護士と組合契約その他の契約により、法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は日本の弁護士が法律事務を行って得る報酬その他の収益の分配を受けることが禁止されている。

(1) 事務所名称の表示

外国法事務弁護士の事務所の名称中には、その所属する外国法事務弁護士の全部又は一部の者の氏名を用いなければならない。

(ウ) ローファーム名称の表示

外国法事務弁護士の所属する原資格国のローファームの名称の使用は、自己の氏名・事務所名の表示に付加するときに限り認められる。

(2) 本研究会発足に至る経緯

同制度は、その導入後円滑に運用されてきたが、平成元年、米国通商代表部（USTR）から政府に対し、同制度に関して以下の5点につき規制緩和の要望がなされた。

ア 外国法事務弁護士と日本弁護士との共同経営を認めること。

イ 外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を認めること。

ウ 法務大臣の承認要件である5年の職務経験期間に、日本において弁護士又は外国法事務弁護士の事務所で補助的な仕事に従事する法律トレーニーの経験期間を算入すること。

エ 本国において所属する法律事務所（ローファーム）の名称を外国法事務弁護士の事務所名として直接使用できるようにすること。

オ 国際仲裁手続において仲裁の当事者の代理人となることを外国弁護士に認めること。

また、同年、ECからもほぼ同様の点につき規制緩和の要望があった。ただし、ウの点に関しては、EC加盟国においては、外国弁護士の受入れに際して職務経験を要求していないことに対応して、日本に対しても、法務大臣の承認要件である5年の職務経験の要件を撤廃することを要望した。

政府は、米国及びECからの要望のうち主要な点は既に外国弁護士の受入制度導入の際に一応の決着を見た事項に係るものであり、この規制緩和問題は我が国の司法制度の基本にかかわる問題を含むものであることを踏まえながらも、その後の国際情勢の変化等にかんがみ、検討すべき点があるとするれば更に検討すべきであるとの立場に立ち、自治権を有する日弁連の自主性を尊重して日弁連と意思疎通を図りつつ、本問題の適切な解決を目指して、多数回にわたり、この問題に関する日米及び日EC政府間の協議を開催して意見を交換してきたものの、結論を得るには至らなかった。

平成4年1月9日、ブッシュ米国大統領訪日の際の日米間協議の結果、米国がリーガルサービスの自由化という観点から本問題の早期解決に強い関心を示したことを受けて、グローバル・パートナーシップ行動計画（第2部経済及び貿易関係）の中で、「日本政府は、国際的な事案の処理において弁護士が果たす重要な役割を考慮しつつ、外国法事務弁護士に関する問題の解決

のため、今後一層の努力を行う」こととされた。

また、臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）は、同月下旬に至り、「世界の中の日本」部会において本問題を取り上げ、法務省及び日弁連からのヒアリングを経た後、同年6月19日に、内閣総理大臣に対し、「政府は、日本弁護士連合会の自主性を尊重する一方、本問題が今や国際的問題のみならず、広く国民的な関心事になっていることを踏まえ、制度を利用する者の利便に十分配慮した上、国際的な事案の処理において弁護士が果たす重要な役割を考慮し、主体性をもって本問題の解決に向けて努力すべきである。そのため、広く国民各層・関係各界の意見を反映し得る開かれた公式の場を早急に設け、結論を得るよう努める。」と答申した。

他方、法務省及び日弁連は、かねてより外国弁護士受入制度の規制緩和問題について協議を継続していたが、本問題をめぐる上記の動向を踏まえ、国際化時代における弁護士業務の在り方を見定め、本問題の妥当な解決に役立つよう、学識経験者等をも加えた開かれた研究の場を設けることが必要であるとの認識を共通するに至り、法務省・日弁連共催によって、外国弁護士問題研究会を発足させることとした。

なお、新しい世界の貿易秩序を目指すガット・ウルグアイ・ラウンドの成功が国際的にも国内的にも緊急性を要する重要課題となっているところ、本問題は、同ラウンドで新たに対象となったサービス貿易交渉におけるリーガル・サービス分野の市場アクセス改善問題として取り上げられているところであり、同ラウンドの成功に向けての我が国の貢献も期待されている。

(3) 本研究会の目的及び研究事項

本研究会は、本問題に関して直接政策決定をするという性格のものとはせず、近い将来政府及び日弁連が政策決定を行う際に指針となるような重要な事項についての研究をするものとし、法務省・日弁連が政策決定をする際には、その研究成果を踏まえ、本問題の解決に責任を持って当たることとしたのである。

本研究会の研究事項は、①弁護士業務を取り巻く国際的動向 ②国際的な民事紛争の実態と弁護士活動の在り方 ③諸外国の外国弁護士受入制度と今後の動向 ④日本の弁護士と外国の弁護士の協力関係の在り方（i 現行法の下で許容される諸形態の検討 ii 新たな協力関係の必要性の有無とその内容）であり、これらの事項について調査・研究・検討を行い、その研究成果を法務省及び日弁連に報告することとした。

日米及び日EC間における外国弁護士問題の最大の争点である雇用・共同経営に関する規制緩和の問題は、研究事項④の「日本の弁護士と外国の弁護士の協力関係の在り方」において、調査・研究・検討を行うこととし、その他の米国及びECからの要望事項についても、研究事項①ないし④に直接ないし間接に関係する事項として、密度に濃淡はあるものの、本研究会において取り上げることにした。

2 本研究会の構成

法務省及び日弁連は、本研究会が、行革審の第3次答申で述べられているように、「広く国民各層・関係各界の意見を反映し得る開かれた公式の場」でなければならぬと考え、委員の構成についても、このような観点に立って、学者、市民、マスコミ、日本企業、法律実務家、政府関係者等の有識者を中心とし、法務省及び日弁連がこれに加わって構成することとした。

本研究会における調査・研究・検討に携わった委員は以下のとおりである。なお、法務省委員については、人事異動に伴い委員の交替等があった。

〔発足時から現在まで〕

- | | | |
|------|-------|--------------------------|
| 座長 | 竹下守夫 | (一橋大学法学部教授) |
| 座長代行 | 小島武司 | (中央大学法学部教授) |
| | 阿部知之 | (内閣官房内閣外政審議室内閣審議官) |
| | 伊藤友夫 | (弁護士) |
| | 小倉和夫 | (外務省経済局長) |
| | 川村 明 | (日弁連外国法事務弁護士に関する委員会副委員長) |
| | 栗田躬範 | (鹿島建設株式会社取締役法務部長) |
| | 佐柄木俊郎 | (朝日新聞論説副主幹) |
| | 清水鳩子 | (主婦連合会副会長) |
| | 中村 稔 | (弁護士) |
| | 仁藤 一 | (日弁連外国法事務弁護士に関する委員会委員長) |
| | 二宮 忠 | (弁護士) |
| | 野田愛子 | (元札幌高等裁判所長官、中央更生保護委員会委員) |
| | 則定 衛 | (法務大臣官房長) |
| | 萩原敏孝 | (株式会社小松製作所取締役法務部長) |
| | 濱崎恭生 | (就任時・法務大臣官房司法法制調査部長、 |

現・法務省民事局長)

堀野 紀 (日弁連事務総長)

増田れい子 (評論家)

松尾龍彦 (日本放送協会部外解説委員)

[発足時から平成5年3月31日まで]

池田耕平 (就任時・法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長、
現・東京地方裁判所判事)

[平成5年4月5日から現在まで]

但木敬一 (法務大臣官房秘書課長)

[平成5年7月2日から現在まで]

永井紀昭 (法務大臣官房司法法制調査部長)

平成4年9月16日の第1回会合において、委員の互選により、竹下守夫委員が座長に、小島武司委員が座長代行にそれぞれ就任した。

3 本研究会における研究経過

本研究会は、平成4年9月16日から平成5年9月30日まで計16回にわたり調査・研究・検討を行ってきたが、その状況は以下のとおりである。

第1回会合 平成4年9月16日(水)

(1) 法務省から本問題の背景説明及び資料説明

(2) 日弁連から本問題の背景説明及び資料説明

第2回会合 平成4年10月13日(火)

(1) (講演) 佐々江賢一郎氏(講演時・外務省北米局北米第二課長、
現・在連合王国大使館参事官)

「外国弁護士問題に関する日米交渉の外交的背景」

(2) (講演) E・アンソニー・ザルム氏(外国法事務弁護士)

「アメリカの弁護士制度及びその運営の実情

—アメリカの弁護士から見て」

(3) (講演) 吉川 精一氏(弁護士)

「アメリカの弁護士制度及びその運営の実情

—日本の弁護士から見て」

第3回会合 平成4年11月2日(月)

(1) (講演) リチャード・プレイル氏(外国法事務弁護士)

「イギリスの弁護士制度の概要及び近時の動向」

- (2) (講演) ローラン・デュボア氏 (外国法事務弁護士)

「フランスの弁護士制度の概要及び近時の動向」

- (3) (講演) ハイน์リッヒ・メンクハウス氏 (ドイツ弁護士)

「ドイツの弁護士制度の概要及び近時の動向」

第4回会合 平成4年12月8日(火)

- (1) (講演) 小林秀之氏 (上智大学教授・弁護士)

「国際法律事務と弁護士の役割

－企業活動の国際化との関係を中心に－

- (2) (講演) 北川俊光氏 (講演時・東芝国際法規協約部国際法務主監、
現・九州大学教授)

「国際法律事務と弁護士の役割

－企業活動の国際化との関係を中心に－

- (3) (講演) 西村利郎氏 (弁護士)

「国際法律事務と弁護士の役割

－企業活動の国際化との関係を中心に－

EC 専門家と研究会委員との懇談会

平成4年12月16日(水)

第5回会合 平成5年1月27日(水)

- (1) (講演) 鶴岡公二氏 (講演時・外務省経済局国際機関第一課企画官、
現・同課サービス貿易室長)

「ガット・ウルグアイ・ラウンドと外国弁護士問題」

- (2) (ヒアリング) 杉原 泰馬氏 (在日米商工会議所〔ACCJ〕理事、
モービル石油相談役)

「外国企業から見た外国弁護士問題」

- (3) (ヒアリング) マーク・フランシス・ベディングハム氏
(欧州ビジネス協会〔EBC〕会長、

ジャーディン・ワイン酒精株式会社社長)

「外国企業から見た外国弁護士問題」

- (4) (ヒアリング) ウォルター・ストーク氏

(日本アグファ・ゲバルト株式会社社長)

「外国企業から見た外国弁護士問題」

第6回会合 平成5年2月23日(火)

- (1) (ヒアリング) スチュアート・シェムトブ氏
(アメリカ合衆国連邦司法省特別参事官)
「アメリカ合衆国政府から見た外国弁護士問題」
- (2) (ヒアリング) ティモシー・ラングレー氏
(アップルコンピュータ株式会社渉外部長)
「外国企業から見た外国弁護士問題」
- (3) (ヒアリング) 木下 博生氏 (住友商事株式会社専務取締役、
元経済団体連合会对日直接投資専門部会長)
「日本企業から見た外国弁護士問題」

アメリカ・カナダにおける外国弁護士受入制度の調査

平成5年2月25日(木)から3月7日(日)まで

日程の詳細は添付資料(1)のとおり

第7回会合 平成5年3月30日(火)

- (1) (ヒアリング) ローレンス・ストリート卿 (元オーストラリア・
ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所長官)
「オーストラリアから見た外国弁護士問題」
- (2) (ヒアリング) シェーマス・ギレスピー氏
(駐日EC委員会代表部参事官)
「ECから見た外国弁護士問題」

EC諸国における外国弁護士受入制度の調査

平成5年4月28日(水)から5月9日(日)まで

日程の詳細は添付資料(2)のとおり

第8回会合 平成5年5月18日(火)

- (1) (ヒアリング) ロバート・グロンディン氏 (外国法事務弁護士)
「外国法事務弁護士から見た外国弁護士問題」
- (2) (ヒアリング) リチャード・ブレイル氏 (外国法事務弁護士)
「外国法事務弁護士から見た外国弁護士問題」

第9回会合 平成5年6月1日(火)

- (1) (ヒアリング) 濱田 邦夫氏 (弁護士)
「日本の渉外事務所の現状と雇用・共同経営問題」

(2) 委員間の討論

第10回会合 平成5年6月15日(火)

- (1) (ヒアリング) 上原 洋允氏 (弁護士)

「我が国の司法制度、弁護士制度と外国弁護士問題」

(2) アメリカ・カナダ・E C諸国における外国弁護士受入制度の調査報告
第11回会合 平成5年7月6日(火)

(1) (講演) アルフレッド・ドナルド・ヤップ氏

(香港ローソサイエティ前会長)

「外国弁護士・外国ローファームに関する規制及び外国
弁護士の資格付与－香港のアプローチ－」

(2) 委員間の討論

第12回会合 平成5年7月27日(火)

(1) (講演) 六本佳平氏(東京大学教授)

「日本の弁護士業務と国際化」

(2) 委員間の討論

第13回会合 平成5年7月28日(水)

委員間の討論

第14回会合 平成5年9月7日(火)

委員間の討論

第15回会合 平成5年9月27日(月)

委員間の討論

第16回会合 平成5年9月30日(木)

委員間の討論

第2 海外における外国弁護士受入制度の現状及び動向の調査結果

- 1 アメリカ（特にワシントンDC、ニューヨーク州、カリフォルニア州）
及びカナダ（特にオンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州）
添付資料(3)のとおり。
- 2 EC諸国（連合王国、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、EC委員会）
添付資料(4)のとおり。
- 3 オーストラリア（特にニュー・サウス・ウェルズ州）
添付資料(5)のとおり。
- 4 香港
添付資料(6)のとおり。

第3 弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方に関する研究・検討結果（提言）

1 総論

(1) 本研究会の基本的立場

本研究会が弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方について調査・研究・検討することとなったのは、米国及びECからの規制緩和の要望が一つの契機であったことは否定し得ないが、基本的には、我が国の主体性に基づいて、弁護士業務を取り巻く国際的な環境の変化やそれに呼応する今後の我が国における弁護士活動の在り方等の視点から、この問題を検討することが必要であると考えます。

(2) 弁護士の責務

現行弁護士法は、厳格な資格制度及び規律を設け、弁護士に法律事務の取扱いについての独占的な権限を広く与えている。その趣旨は、仮に何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするようなことを放置するならば、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正・円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、そのような事態を避けるために非弁護士の法律事務の取扱いを禁止することとしたものと考えられている。

このような制度を設けたことに伴い、弁護士は、司法制度の存立及び維持に不可欠な重要な担い手として、憲法並びに弁護士法に基づき基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする公共的な役割を有するとともに、制度の利用者である依頼者のために専門的な法律サービスを提供し、もって依頼者の利益の実現に資するという役割をも有しているのであり、この両方の役割を十分調和させながら、時代の要請にこたえるよう制度を改善していかなければならないものと考えます。

すなわち、弁護士は、その公共的使命を果たすためにも、依頼者の利益を実現するためにも、自由で独立性を有するプロフェッションであることが強く望まれており、このようなプロフェッション性を制度的に担保するために、弁護士が弁護士倫理を遵守し、弁護士会による指導・監督に服する現行制度が維持される必要があることは言うまでもない。しかし、他面において、弁護士は、日本法及び外国法の双方について法律事務の取扱いを広く独占して

いる以上、制度の利用者に対して十全の法律サービスを提供し、そのますます広範囲に及んできているニーズにこたえる重大な責務を有しているのであるから、そのような責務を果たすことができるシステムを構築し、発展させていく必要があることも忘れてはならない。

(3) 都市の複合法域化と外国弁護士的位置付け

世界経済のグローバル化、ボーダーレス化に伴って、経済活動とそれに伴う法律事務の非境界化が進み、世界の主要都市である東京、大阪、ニューヨーク、ロンドン、パリ、フランクフルト、ブリュッセルなどにおいては、内国法のみならず、外国法も日々適用される複合法域化が進行している。その結果、我が国においては、渉外法律事務に携わる弁護士は、日本法のみならず外国法に関する法律事務をも行う必要性に迫られ、現にこれを行っている上、最近では常時70名ないし80名の外国法事務弁護士が活発に業務活動を行い、さらには我が国の弁護士を含め、各国の弁護士が業務に関連して相互に往来する機会も増加している。

そして、外国弁護士は、もとより弁護士法上の弁護士ではなく、日本法の取扱いができないが、外国においては資格と能力を持ち、日本の弁護士と職務の性質をほぼ共通にする法律家（ロイヤー）であると認識されている。我が国が外国法事務弁護士を日弁連の特別会員とする制度を設けているのも、このような考え方が基盤にあるからと言えよう。

(4) 外国弁護士受入制度の拡充

以上の諸点に照らし、制度の利用者の利益を十分考慮するならば、外国法事務弁護士と日本の弁護士との異質性を殊更に強調するのではなく、弁護士と外国法事務弁護士との協力関係の在り方については、より強力な関係を作り出すよう努力することが望ましい。

そして、外国弁護士受入制度をより拡充することには、内外の弁護士が異なる国の法律・法文化を理解し、無用な誤解や衝突を避けるような形での円滑な業務を推進できる相互理解の基盤が成熟していくという利点もある。

現行の外国弁護士受入制度の規制を緩和すると、我が国の渉外弁護士が直接・間接に経済的に不利な状況に置かれることも予想されないではない。しかしながら、利用者の側から見れば、その必要とする法律サービスの提供を受ける選択肢が広がり、その結果として、国際的法律業務の分野で内外の多様化したニーズに応じたより良質な法律サービスが提供されるようになることが期待される。

もとより、その拡充を検討するに当たっては、我が国の弁護士制度や司法制度に好ましからざる影響の及ぶことのないよう慎重な配慮が必要であるが、諸外国における弁護士制度や外国弁護士受入制度の動向調査の結果に留意し、国際社会における我が国の地位に照らして、より開放的な制度の導入を図るべきである。そして、このようなより開放的な制度の導入は、我が国の一層の国際化を促進することに十分貢献するであろう。

(5) 弁護士制度の基盤整備

我が国の弁護士制度は、欧米諸国と比較すると、弁護士人口が少ないこと等に起因して弱体であると評価せざるを得ず、近年増大している企業法務のニーズのみならず、一般に制度の利用者のニーズに必ずしも十分にこたえることができているのではないかとの疑問がある。このような現状に照らすと、我が国の弁護士が上述の公共的役割及び利用者のニーズに十分にこたえ得るようになるには、その制度の基盤を整備する必要性があるものと思われる。

とりわけ、外国弁護士受入制度の開放化に伴い、企業関連業務の法律サービスに関する需給関係が高まる一方で、個人関連の弁護士業務の意義と魅力が損なわれることになることは望ましいものではないのであって、これをむしろ高めるように努め、バランスのとれた法律サービスが提供されるようにしていく必要があるであろう。

弁護士制度にかかわる基盤整備としては、弁護士人口の増加、法学教育及び法曹養成制度の改革、国際争訟に関する諸制度の整備・充実、法律扶助制度の充実・改革、市民からの法律サービスへのアクセス条件の整備・充実、弁護士会の施設条件の整備・充実、弁護士事務所の法人化・経済的基盤の強化、権利保護保険ないし法律費用保険の開発などを挙げることができよう。

2 共同事業

(1) 現行外弁法における規制

現行外弁法第49条第1項は、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止し、同条第2項は、外国法事務弁護士が、組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行って得る収益の配分を受けることを禁じている。

弁護士と外国法事務弁護士がこのような共同事業を営むことの可否を以下

において検討するに当たっては、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止している同条第1項の規制の趣旨を考える必要がある。

同項の趣旨は、外国法事務弁護士が、弁護士に対する指揮命令を通して、「外国法事務弁護士は、原資格国法又は指定法に関する法律事務を一定の範囲内で行うことを職務とし、その職務範囲を超えて法律事務を行ってはならない」とする現行外弁法第3条ないし第5条によって外国法事務弁護士には禁止されている日本法に関する法律事務に、実質的に介入することになれば、制度の利用者に良質な法律サービスを提供することによって有害であり、雇用される弁護士の職務の独立性の確保に関して難点があるというところにある。

そこで、同法第49条第2項は、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業についても、基本的には、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止する規定の潜脱を防止しようとする趣旨からこれを禁止したものである。すなわち、法制定時においては、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業を認めれば、その名目の下に、実質的には外国法事務弁護士が弁護士を雇用し、外国法事務弁護士の業務の範囲を超えて法律事務を取り扱い、日本法に関する弁護士の法律事務に介入するおそれがあるとの政策判断に基づいてこれを禁止することとしたものである。

そして、現行外弁法制定時には、同法においては、個別事件の共同処理、恒常的な提携関係、適正な経費分担による事務所の共同使用（以下、このような協力関係の形態を包括的に「事務所の共同使用等」という。）は許されているので、共同事業を禁止しても、依頼者の利便を害するまでには至らないと考えられていた。

(2) 共同事業の必要性

確かに日本の一般市民、消費者という個人のレベルにおいては、従来、外国法とかかわる機会が必ずしも多くなかったため、外国弁護士を利用する必要性に乏しく、ひいては弁護士と外国法事務弁護士との共同事業に対するニーズは少なかった。しかしながら、近時、日本社会の国際化に伴い、例えば、日本人が海外で交通事故を起こしたり、外国人と婚姻又は離婚する場合や、相続の際に財産が海外に存在している場合のように、個人が外国法の適用が問題となる事件に巻き込まれる事態が増加しており、複数法域にまたがる法律サービスの提供を受ける必要性が高くなっている。

また、日本企業のうち、内部の法務組織が整備され、海外において弁護士

やローファームを即座に利用することのできる態勢の整っている大企業においては、一般に外国法事務弁護士を利用する必要性は強く感じられてはいないが、それでも、海外においてではなく、日本において同様の法律サービスの提供を受けられることになればより効率的であることに疑いはなく、共同事業の許容によって依頼する側の選択肢が広がることを歓迎している。まして、整備された法務組織や海外の弁護士・ローファームとのパイプを持たない企業（特に中・小企業）にとっては、日本で弁護士と外国法事務弁護士が共同事業を営む事務所において効率的な法律サービスを楽しむことができることになれば、より多くの恩恵が受けられることになる。

さらに、日本において活動し又は活動しようとする外国企業にとっては、日本企業と日本弁護士との関係以上に、緊密なアドバイザーとしての外国弁護士に依存する割合が大きいため、弁護士と外国法事務弁護士が共同事業を営む事務所において複合法に関する総合的サービスを受けられるという便益（いわゆるワンストップ・ショッピングの便益）を享受したいとの声が多く、日本に参入して間もない外国企業やこれから日本に参入しようとする外国企業にとっては、特にそのような声が一層強いと言うことができよう。

(3) 「事務所の共同使用等」との関係

現行外弁法において許容される「事務所の共同使用等」を行えば、共同事業と同様の法律サービスを依頼者に提供することができるとの意見がある。しかし、そのような弁護士と外国法事務弁護士の協力関係の形態では、責任の主体が二つに分かれているため、両者が一つの事業主体として総合的な法律サービスを提供する場合と比較して、質・迅速性・費用の点で差異が生じることは避け難いとの評価もある。

また、「事務所の共同使用等」には秘密保持及び利益相反の点でも問題があるとの指摘もあり、現実にも、現行外弁法施行後に、複数法域間にまたがる法律サービスの提供を目的として「事務所の共同使用等」が試みられた例はいまだ少なく、外国法事務弁護士側では「事務所の共同使用等」の形態のみでは、法律サービスを提供する側として満足することができないと主張している。

以上の点に照らせば、現行外弁法において許容される「事務所の共同使用等」によっては、共同事業の禁止によって依頼者が受ける不便を全面的にカバーすることはできない。そこで、これ以外の形態をも認めることが相当である。

(4) 共同事業の弊害論について

共同事業を営むことを認めた場合、外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務の処理に介入し、あるいは、雇用の禁止の脱法手段として、これを利用する可能性がないとは言えない。これに対しては、制度上適切な対処が必要であろう。

これ以外にも、例えば、外国の巨大ローファームによる日本の渉外事務所の席卷、弁護士の過度の商業主義化によるプロフェッション性の喪失、有能な若手弁護士の行き過ぎた引抜き、我が国の過度の訴訟社会化等の諸問題が発生する等の弊害が予想されるとの意見があった。本研究会においては、本問題が弁護士制度ひいては司法制度にかかわる問題であり、我が国の国益とも関係することを十分念頭に入れ、弁護士制度等に精通している学者や共同事業を許容することに問題があるとの意見を有している弁護士らから、共同事業を許容することによって発生することが予想される弊害について幅広く意見を聴取した。しかし、上記のような弊害は、その可能性を否定することはできないが、将来の事柄ということの性質上、その発生を具体的に予測することは困難であった。

(5) 結 論

本研究会は、現行外弁法第49条第2項を改正して、外国法事務弁護士が組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同事業を営むことができるものとし、共同事業の方式としては、多様な形態を選択することができるような新しい制度を設けることを提言する。

このような制度改革を行うに当たっては、外国法事務弁護士が弁護士の日本法に関する法律事務の処理に介入することを防止し、かつ、雇用の禁止の脱法手段として共同事業が利用されることがないようにしなければならない。そのためには、日弁連による監督を維持し、弁護士の職務の独立性を確保する方策を講ずる必要がある。その方策が国際的にも国内的にも妥当性を有し、現実に実行可能な分かりやすいものでなければならないことは言うまでもない。

なお、上記提言は、外国法事務弁護士と我が国の弁護士との共同事業を認めるというもので、日弁連の特別会員でもなく、その監督権が及ばない外国弁護士と我が国の弁護士との共同事業を認めるというものではない。

3 雇 用

(1) 外国法事務弁護士単独による弁護士の雇用

現行外弁法第49条第1項は、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止しているが、それは現在においても、相当の理由があると考えられる。

すなわち、外国法事務弁護士は日本法に関する法律事務を取り扱ってはならないということが外弁法の基本的な原則であるところ、そもそも雇用の法的意味が、雇用主が被雇用者に労務提供を命じ、被雇用者を使用することによって自己の業務を遂行しようとするものであるから、そのように業務範囲が制限されている外国法事務弁護士が弁護士を雇用することになると、外国法事務弁護士が被雇用者である弁護士を使用して、日本法に関する法律事務を自己の業務として遂行することになり、上記の外弁法の基本的な原則と抵触するのではないかとの疑問がある。

(2) 共同事務所における弁護士の雇用

前述のとおり、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業を認めるならば、共同事務所において弁護士を雇用することを許容すべきか否かを検討する必要がある。

共同事務所においては、日本の弁護士が共同事業者の一人となっており、日本法に関する法律事務も業務範囲となっているのであるから、外国法事務弁護士単独による弁護士の雇用とは事情が異なる。しかも、共同事業者である外国法事務弁護士が、被雇用者である弁護士との地位・関係を通じて、弁護士の行う日本法に関する法律事務に介入するのではないかというおそれについては、被雇用者である弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱う場合には、その職務執行について権限のない共同事業者である外国法事務弁護士が当該被雇用の弁護士を指揮監督することがないことを保障することによって対処し得るものと考えられる。

さらに、近年外国弁護士の資格を取得するなどして外国法に関する知識をも有する若い弁護士が増加しているところ、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所では、日本法と外国法の双方に関する法律事件を取り扱うのが通常であることにかんがみると、かかる共同事務所において、このような外国法に関する知識をも有する若い弁護士を雇用することを認めることによって、依頼者に対してより良質のサービスを提供することが可能となることは、容易に推察されるところであり、そのメリットは大きいと考えられる。

(3) 結 論

本研究会は、外国法事務弁護士が単独で弁護士を雇用することは、引き続きこれを禁止することが相当であると考え。しかし、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所においては、弁護士を雇用することが認められるように制度を改正することを提言する。

なお、前述のとおり、被雇用の弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱う場合には、その職務執行について権限のない共同事業者である外国法事務弁護士が当該被雇用の弁護士を指揮監督することがないことを保障するための措置を講ずることが必要である。

4 外国法事務弁護士となる資格の承認の要件である5年の職務経験の緩和

(1) 現行外弁法における規制

現行外弁法が5年の職務経験を要求している趣旨は、新たに我が国において試験等の資格審査を経ることなく我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができる外国法事務弁護士が、制度の利用者である依頼者に対して良質な法律サービスを提供する能力があるということ及び倫理規範の習熟を実践的にも十分に達成してきているということを制度上確保することにあるところ、現時点においても、外国法事務弁護士となる資格の承認に当たって職務経験を要件とすること自体の妥当性は認められるものと考え。

ところで、現在我が国においては、トレーニーとして法律事務所ないし外国法事務弁護士事務所に雇用されている外国弁護士資格取得者がいるが、そのようなトレーニーの期間を一定期間を限度に5年の職務経験年数に算入したとしても、特段の弊害が生じるとは考え難い。

(2) 結 論

本研究会は、我が国におけるトレーニーとしての実務経験期間を、一定限度で職務経験期間として算入することによって、職務経験要件を緩和するように制度を改正することを提言する。

5 ローファーム名称の使用

(1) 現行外弁法における規制

現行外弁法第45条及び第47条が法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で当該外国法事務弁護士が所属するものの名称（ローファーム名称）の使用について制限を設けた趣旨は、ローファーム名称の使用を自由にすれば、外国法事務弁護士の資格が当該外国弁護士個人に与えられるものであるにもかかわらず、あたかもローファームに資格が与えられているような誤解を与えるおそれがあるのではないかと懸念され、そのような誤解を与えるおそれがないことを確保することにあつた。

しかしながら、制度の導入後の6年余の経験を踏まえ、外国法事務弁護士や依頼者の利便を考慮すると、業務の実態に応じた事務所名称の使用を外国法事務弁護士に認める方向で規制を緩和すべきである。

(2) 結 論

本研究会は、外国法事務弁護士のみからなる事務所の名称には、事務所名には外国法事務弁護士個人の氏名を用いなければならないとの現行法の規制を緩和し、ローファーム名称を外国法事務弁護士の事務所名として直接使用できるようにすることを提言する。

もっとも、外国法事務弁護士の事務所には「外国法事務弁護士事務所」という名称を付さなければならないとの現行外弁法の規制は、弁護士の事務所が「法律事務所」と称するとされていることにかんがみれば、外国法事務弁護士制度が我が国の制度である以上、必要な規制としてこれを存続させるべきである。

また、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所の名称については、基本的には、共同事業を営む事務所であるという性格を考慮し、一般に誤解を与えない名称の範囲内で、要を得た名称の使用も可能となるようにするのが相当である。

6 国際商事仲裁代理

(1) 我が国における国際商事仲裁の現状及びその在り方

仲裁の法文化的中立性ないし国際的中立性を確保するために、国際商事仲裁においては、外国弁護士が仲裁人や仲裁代理人として幅広く関与することが必要である。近年、国際社会及び世界経済のグローバル化の進行に伴い、国際裁判管轄の分立に伴う法律上の紛糾を可及的に回避し、民事紛争の円滑な解決を図るための代替的紛争解決方法である国際商事仲裁の独自の性格に

ついでに認識が深まっている。このような動向を前提として、各国の渉外弁護士が中立性の高い紛争解決の場において互いに協同して複合的な法律サービスを提供する基本的枠組みが国際的に定着しつつある。

現在我が国においては、外国法事務弁護士ではない外国弁護士が仲裁代理を行うことができるか否かは、国際仲裁の趣旨を考慮した弁護士法第72条の解釈に従って決せられることになっている。また、外国法事務弁護士については、現行外弁法第3条ないし第5条によって認められた範囲内で仲裁代理ができると解されている。

しかしながら、現行弁護士法ないし現行外弁法は、世界的に自由化が進行している国際商事仲裁において形成されてきたプラクティスに沿うものか否かについて疑義があり、この分野における自由化の要請にこたえていないとの指摘もある。現に、我が国における国際商事仲裁の件数は必ずしも多くない。

我が国の国際社会における地位にかんがみれば、国際商事仲裁制度を活性化し、充実させることが肝要であり、そのためには、国際商事仲裁の領域においては、仲裁代理の問題を含めて国際的に自由化が相当進んでいることを念頭に入れ、我が国においても国際的な動向に沿って自由化を進めていくのが望ましいと考える。

(2) 結 論

本研究会は、我が国における国際商事仲裁制度をより高次の段階に発展させることが時代の要請であると考え、この要請にこたえるために、国際商事仲裁における代理の問題については、一層の自由化に向けて制度を改正する方向で、今後速やかに関係各機関との連携の下に鋭意検討を進めていくことを提言する。

第4 終わりに

本研究会は、可能な限り外国弁護士受入制度に関する規制を緩和することが望ましいとの考え方に基づいて、上記のとおり提言する。法務省及び日弁連がこの提言を踏まえて、速やかに所要の措置を講ずることを望むものである。

そして、我が国において外国弁護士受入制度をより開放的なものとするのが、諸外国においてもより開放的な外国弁護士受入制度が設けられる契機となり、外国における日本の弁護士による日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することになるならば、国際的にも望ましいことであると考えられる。

また、各国の弁護士は、職務の基本的な性質において共通点の多い法律家（ロイヤー）同士であることにかんがみると、我が国において弁護士倫理を従前にも増して明確で分かりやすいものとするはもとより、社会構造、法文化、倫理観を異にする各国間においても共通に妥当性を有する国際的な弁護士倫理を構築することが望まれる。

最後に、本研究会のために、講師、参考人などとして種々の御協力を賜った内外の関係者各位、欧米調査の際に快く迎えて下さった各国の調査先の関係者各位並びに外務省及び在外日本公館の担当者等関係者各位に対し、この場を借りて心から感謝の意を述べさせていただきたい。

添付資料目次

- (1) 外国弁護士問題訪米・加調査団日程表..... (1)
- (2) 外国弁護士問題訪欧調査団日程表..... (2)
- (3) 北米調査報告書..... (3)
- (4) 欧州調査報告書..... (39)
- (5) オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ州における弁護士制度
及び外国弁護士受入制度の現状並びにオーストラリアにおける外国
弁護士受入制度の動向..... (98)
- (6) 香港の外国弁護士制度の現状と動向.....(103)
- (7) 先進主要国の外国弁護士受入制度における共同経営・雇用の可否.....(112)

外国弁護士問題訪米・加調査団日程表

1993年

2月25日(木) 東京発・ワシントンDC着
26日(金) [終日] ワシントンDC滞在

USTR訪問
(国務省, 司法省, 商務省からも出席)
DC控訴裁判所訪問
(DC弁護士会からも出席)

27日(土) [終日] ワシントンDC滞在

ABA関係者との意見交換
(プロ・ボノ活動家出席)
調査団勉強会
(ウルグアイラウンドについて)

28日(日) ワシントンDC発・ニューヨーク着
3月1日(月) [終日] ニューヨーク滞在

Aローファーム事務所(仮称)訪問
(イギリスのローファーム)
ニューヨーク市弁護士会訪問
Bローファーム事務所(仮称)訪問
(オーストラリアのローファーム)

2日(火) [終日] ニューヨーク滞在

シャピロ・ニューヨーク州弁護士との
ミーティング
ニューヨーク州最高裁判所控訴部訪問
ローファーム事務所訪問
(Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton)
アメリカ仲裁協会(AAA)
ローファーム事務所訪問
(Marks & Murase)

3日(水) ニューヨーク発・トロント着
[午後] トロント滞在

オンタリオ州弁護士会訪問
Cローファーム事務所(仮称)訪問

4日(木) トロント発・サンフランシスコ着
5日(金) [終日] サンフランシスコ滞在

フランク花野(カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州弁護士)氏とのミーティング
カリフォルニア州弁護士会訪問
ローファーム事務所訪問
(Morrison & Foerster)
(元ABA会長出席)
(プロ・ボノ活動家出席)
カリフォルニア州弁護士らとの意見交換

6日(土) サンフランシスコ発
7日(日) 東京着

外国弁護士問題訪欧調査団日程表

1993年

4月28日(水)	東京発・ロンドン着	
29日(木)	〔終日〕ロンドン滞在	B法律事務所(仮称)訪問 ロー・ソサイエティ訪問 (バー・カウンセル、大法官府からも出席) Aローファーム事務所(仮称)訪問
30日(金)	ロンドン発・パリ着 〔午後〕パリ滞在	
5月1日(土)	〔終日〕パリ滞在	パリ弁護士会訪問 (全国フランス弁護士会からも出席) フランス司法省民事局訪問 (パリ弁護士会からも出席)
2日(日)	パリ発・アムステルダム着	Cローファーム事務所(仮称)訪問
3日(月)	〔午前〕アムステルダム滞在 〔午後〕アムステルダム発・ハーグ着	Fローファーム事務所(仮称)訪問 Gローファーム事務所(仮称)訪問 オランダ全国弁護士会訪問
4日(火)	ハーグ発・アムステルダム着 アムステルダム発・フランクフルト着 〔午後〕フランクフルト滞在	Dローファーム事務所(仮称)訪問 Eローファーム事務所(仮称)訪問
5日(水)	フランクフルト発・ボン着 〔午後〕ボン滞在	連邦司法省訪問 (ドイツ弁護士連盟からも出席)
6日(木)	ボン発・フランクフルト着 〔終日〕フランクフルト滞在	フランクフルト区裁判所訪問 フランクフルト弁護士会訪問
7日(金)	フランクフルト発・ブリュッセル着 〔終日〕ブリュッセル滞在	ベルギー全国弁護士会訪問 ブリュッセル弁護士会訪問 (フランス語系ブリュッセル弁護士会訪問) (オランダ語系ブリュッセル弁護士会訪問) EC委員会本部訪問 ヨーロッパ弁護士団体連合会(CCBE)訪問
8日(土)	ブリュッセル発	
9日(日)	東京着	

北米調査報告書

- I はじめに
- II コロンビア特別区
- III ニューヨーク州
- IV カリフォルニア州
- V 米国における国際仲裁
- VI ABAのモデル・ルール(案)
- VII 米国におけるプロボノ活動
- VIII カナダ

1 はじめに

米国では、ルイジアナ州を除いて、外国法コンサルタントの制度のない州においては、外国の弁護士は、業務を行おうとする当該州の弁護士資格を取得しなければ、外国法の助言業務を行うことは禁じられている（unauthorised practiceとして、州法により罰せられる）。

1974年、ニューヨーク州は、外国弁護士受入制度としての外国法コンサルタントの制度を設けた。1993年5月現在で、外国法コンサルタントの制度を設けているのは、次の15の州・区である。

ニューヨーク州	1974年6月6日施行
ミシガン州	1985年11月27日施行
コロンビア特別区	1986年3月11日施行
ハワイ州	1986年6月1日施行
カリフォルニア州	1987年4月2日施行
テキサス州	1988年1月1日施行
オハイオ州	1989年1月1日施行
ニュージャージ州	1989年1月2日施行
アラスカ州	1989年1月15日施行
オレゴン州	1990年4月2日施行
ワシントン州	1990年9月1日施行
イリノイ州	1990年12月7日施行
コネチカット州	1991年10月1日施行
ジョージア州	1992年2月1日施行
フロリダ州	1993年1月1日施行

いずれの制度も、申請直前の5～8年のうち3～5年以上の実務要件を定め、州・区の裁判所・弁護士会の監督を受けるものとされ、業務範囲を原資格国または米国法以外の外国法としている。

各州・区は、弁護士の行動規範（Code of Conduct）を設け、非弁護士活動（権限のない法律業務の遂行 unauthorized practice）への協力禁止、弁護士の独立性確保の観点から、非弁護士（non-lawyer）との報酬分配、共同経営は禁じてきた。

この行動規範において、外国弁護士はどのように取り扱われるのかを調査するこ

とが、米国調査の主たる目的である。

なお、アメリカ法律家協会(A B A)の国際法務部会(Section of International Law Practice)は、リーガル・コンサルタント・ルールのモデル・ルールの提案を A B A 代議員会に提出している。本年 8 月の代議員会で討議される予定であるが、仮に採択された場合、A B A のモデル・ルールとなる。これを実際に各州が 受入れるかは各州の政策に委ねられる。A B A の代議員会で採択されれば、A B A としては、米国の全法域において同モデル・ルールが導入されるよう働きかける方針である。

本調査は、1993年2月25日より同年3月7日にかけて米国のワシントンD C、ニューヨーク、サンフランシスコ及びカナダのトロントを訪問し、関係者から説明を受け、また関係資料を入手するなどの方法により実施した。

なお、U S T R, A B A 対日タスクフォース、サンフランシスコの主要事務所のメンバー及びその他の関係個人と日米間の外国弁護士問題について率直な意見交換をも実施してきたことを付言する。

II コロンビア特別区(DC)

1 概説

外国の弁護士は、スペシャル・リーガル・コンサルタント(SLC)のライセンスを控訴裁判所(コロンビア特別区における最上級の裁判所)より付与されることによって外国法に関して法律相談と法的書面の作成を業として行うことができる。SLCは弁護士会に正式会員としては入会することなく(an affiliate of the Bar)、控訴裁判所の監督に服する(1986年施行のDC控訴裁判所規則46(c)(4)に基づくもの)。

1991年1月施行の行為規範(Rules of Professional Conduct)改正により、一定の条件の下に非弁護士との報酬分配・共同経営を認める制度を設けた。本改正は、外国弁護士を直接対象としたものではないが、外国弁護士及び非弁護士との共同経営について立法的に解決するに至ったと言える。

ただし、このように外国弁護士及び非弁護士との共同経営を認めるという、開放的な規定ができたのは、ワシントンDCという需要の多い地域内であり、さらに政府機関に密着した仕事を行うローファームの需要として、SLCのみならず公認会計士、税理士、場合によっては建築士などとの協力関係を必要とするという特殊事情もある。

弁護士業務に関する違法活動は、控訴裁判所の非弁行為(権限のない法律業務遂行)に関する委員会(Committee on Unauthorized Practice of Law)で調査される。また、倫理規定に関する弁護士会の検討は、弁護士会法曹倫理委員会(Legal Ethics Committee)で調査・検討される。

2 関係者からの事情聴取

- (1) (Court of Appeal (控訴裁判所)の事務当局からの聴取。DCの弁護士会関係者などもディスカッションに参加)

控訴裁判所は、弁護士の資格付与の権限、弁護士・弁護士会の活動を監督する権限及びSLCの承認と監督の権限を有する。控訴裁判所により、弁護士の資格を得た者は、DCの弁護士会会員となる(強制加入制)。SLCは正式会員にはならない。

DCでは、これまで21名がSLCとなったが、1993年2月9日現在、SL

Cは15名いる。申請手数料のほか、年間100ドルのライセンス・フィーを控訴裁判所に収める。ライセンスを維持する要件は年間のフィーの支払いである。なお、過去6名がフィーを支払わないのでライセンスを取り消した。

DCの弁護士は約60,000人いるが、すべてがDCで開業しているわけではない。SLCも、DC内に居住し、事務所を開設する必要はない。

DC弁護士の行動規範に非弁行為の助長禁止があるが、弁護士が非弁護士と提携しても、直ちにこれに反するとは考えないが、非弁の影響下で単にそれに従っているような弁護士がいる場合は、これを許さない。

苦情が寄せられない限り綱紀委員会(disciplinary Committee)は動かない。

SLC・非弁護士(non-lawyer)との共同経営においても、弁護士の独立性が組織内に確立されている限り、弁護士側は、行動規範を遵守できるはずである。但し、非弁の介入により、弁護士-依頼者特権(attorney-client privilege)が妨害される場合には問題となる。

SLC・非弁護士(non-lawyer)と弁護士がマルプラクティス(弁護過誤)を行った場合、民事上の制裁が行われる。これがセーフ・ガードとして機能する。

消費者(依頼者)には損害賠償制度が担保されているので、弁護士とSLCとの共同経営を許しても、弁護士とSLCが独自に許されている法律業務を行う限りは間違いが起こらない。SLCが許容された業務範囲を越えて業務を行えば、両者とも損害賠償で訴えられる。従って、業務範囲について十分注意するはずである。各自が自分の能力範囲で仕事をするという倫理を守っていれば問題は生じないはずであり、自ずからセーフ・ガードが働くから、制度として気にする必要はない。

弁護士倫理の原則は独立性の確保である。

DCの規定は、外国弁護士に対してはリベラルなものといえる。ABAのモデル・ルール(案)とDCのルールは相当に異なっており、通常はABAの政策は尊重されるが、現時点では、モデル・ルールがABAで採択されていないこともあって、その導入は考えていない。DCのルールのほうがABAのモデル(案)よりリベラルであるとも言える。

なお、SLCのライセンス付与の要件の主要なものは、外国で法律職としての資格を得ていること(active membership and good standing)、所属国の裁判所または弁護士会の推薦状があること、申請直前8年の内5年以上の経験があること、年齢が26才以上であることである。資格審査に関しては、当該外国の制度に関す

る情報不足のため、1年くらいかかるケースもある。

なお、規則上はライセンス付与の要件の職務経験は、資格国のもとで経験したことが必要であるが、これについては行政裁量権がある。

(2) ワシントンDCのある法律事務所の会議室を借りて米国弁護士（主に日本にすでに進出している法律事務所に所属するDC弁護士およびABA代表）と代表団との意見交換を行った。

米国側より、要求の出されている5項目について、現在の日本の外国弁護士制度では、具体的に如何なる不便が生じているのかについて率直な意見を、日本側から求めたところ、5事務所から緊急に改善すべき点として次の項目が述べられた。

5年の実務経験について短縮もしくは他国における経験年数の算入を求めたのが4事務所、仲裁の代理の制限の撤廃と名称についての改善を求めたのが2事務所であり、米国側からは、自発的に共同経営・雇用について規制緩和を求める声は特に聞かれず、日本側から問題提起をしてはじめて「選択の余地は多いほうがよいので緩和されるべきである」との反論が出されたことが注目された。但し、グローバル・パートナーシップがローカル・ローヤーの独立性を脅かすかといった質問に対して、個々の案件についてローカル・ローヤーの判断は尊重されており、政策決定は民主的になされている旨説明があり、後日補足資料（別添）が送付されてきている。

3 控訴裁判所非併行為に関する委員会委員長よりABA対日委員会委員長への書簡（1993年2月24日付）の要点

（なお、前書きとして、委員会は控訴裁判所の意見を述べるものでないが委員会の意見として承認されたことを表明）

①DC弁護士はSLCとパートナーシップを組むことが許されるか？

②DC弁護士は、SLCを雇用することが許されるか？

許される。但し、DC職業行為規範に規定するところを条件とする。特に、能力、監督に関する1.1と5.1～5.6の遵守及びSLCの許された職務範囲を守ることが条件となる。

SLCの業務上の表示に関しては、便箋、名刺その他において、DC控訴裁判所規則46のSLCとしてのみ資格があることを表示しなければならない。

③ D C 弁護士は、S L C ではない外国弁護士とパートナーシップを組むことが許されるか？

許される。但し、D C 弁護士行動規範に規定するところを条件とする。特に、能力、監督に関する 1.1 と 5.1 ~ 5.6 の遵守及び裁判所規則 49 の禁止事項の遵守を条件とする。

この場合の外国弁護士の表示に関しては、便箋、名刺その他において、外国においてのみ資格があることを表示しなければならない。

④ D C 弁護士は、外国においてその国の弁護士とパートナーシップを組み、またその国の弁護士の被雇用者となることを許されるか？

許される。但し、D C 弁護士がその外国で禁止する方法で業務を行うことを禁じる行動規範 5.5(a) の遵守を条件とする。

⑤ 上記は法律業務を行う地域に関係してくるか？ また、D C 弁護士と S L C のどちらかが D C において法律業務を行う資格があると表示するかに関係してくるか？

関係する。

規則 49 (b)(1)(2)(3) は、D C において D C 弁護士以外の者が法律業務を行うこと、またはその資格がある旨表示することを禁止する。

規則 49 において、D C において法律業務を行ったかどうかの判断は、次の 5 点により検討される。

- 1 法律事務所がどこに置かれたか
- 2 依頼者はどこにいるのか
- 3 取り引き、資産、紛争、訴訟の場所はどこか
- 4 関係する他の当事者はどこにいるか
- 5 いかなる法律が適用なるか

⑥ D C 弁護士は、資格のない外国の法律に関し、D C 内で意見を述べる事が許されるか？

許される。但し、能力に関する行動規範 1.1 の遵守を条件とする。

⑦ D C 弁護士に雇用されている、またはこれとパートナーシップを組む S L C

は、DC 弁護士の意見を基にして DC 法に関し意見を述べる事が許されるか？

許される。但し、規則 46(c)(4)(D)(5)を遵守することを条件とする。また、前述のように、便箋などに外国においてのみ資格がある旨表示をするのみならず、意見の表明において、意見の当該部分が他の者の助言によることを開陳しなければならない。

⑧ ⑥⑦の答えが肯定である場合、SLCのDC法の助言にはなんらかの制約があるか？

SLCの許容職務範囲に関する裁判所規則 46(c)(4)(D)の制約がある。また、SLCが裁判所規則 46(c)(4)(D)に定義される範囲を越えて法的権利に影響する活動を行うときは裁判所規則 49に違反する。

⑨ 地理的条件以外に、助言事項や助言を受ける者の国籍などの面で、DC 弁護士が行う業務に制限があるか？

行動規範、特に 1.1 及び 5.5～5.6 に述べる制約がある。

SLC に関しては、裁判所規則 46(c)(4)(D) (1)～(7)の制約がある。

4 DC 弁護士会倫理委員会委員長より ABA 対日委員会委員長への書簡 (1993 年 2 月 23 日付) の要点

(委員長個人の意見であって委員会の意見として述べるものでない旨表明)

DC 弁護士は、DC で許可された SLC とパートナーシップを組むことが許されるか？

許される。行動規範 5.4(b) の条件の遵守を条件に、依頼者に法的サービスを提供するパートナーシップを助ける (assist) 非弁護士 (non-lawyer) が財政的利益 (financial interest) を維持するパートナーシップにおいて業務を行うことは許される。SLC については、DC 弁護士会のメンバーではないが、lawyer であり、DC の法律事務所のパートナーとなることができることに問題はない。

DC 弁護士が SLC を雇用することは許されるか？

禁止規定がない。かかる被雇用者は行動規範 5.3 における employee と考えられる。

DC弁護士は、SLCでない外国の弁護士とパートナーシップを組むことが許されるか？ DC弁護士は外国において、外国の弁護士に雇用され、またはこれとパートナーシップを組むことが許されるか？

禁止規定がない。かかる場合、非弁行為に関する行動規範

5.5及び他の関係規則を遵守しなければならない。

III ニューヨーク州

1 概説

ニューヨーク州でフォーリン・リーガル・コンサルタント規則によりこれまでフォーリン・リーガル・コンサルタント（FLC）のライセンスを受けた者は、ABAより送付を受けたペーパーによれば、第1区で約101名、第2区で63名、第3区で3名、第4区で2名である。この資格に基づきニューヨークに進出した外国事務所の数は1993年3月現在次のとおりである。

アルゼンチン	2
オーストラリア	2
ベルギー	2
ブラジル	2
カナダ	5
英国	14
フランス	6
ドイツ	9
インド	1
アイルランド	3
イスラエル	3
イタリー	6
日本	1
レバノン	1
メキシコ	1
オランダ	5
オランダ領アンチル島	1
スペイン	2
スウェーデン	3
トルコ	1
ベネズエラ	1

各事務所は、1～2名の在住パートナーを配し（多いところでは6名の在住パートナーを擁する）、ニューヨークは、法律業務の国際的センターとなっている。

ニューヨーク州の弁護士及びF L Cは、控訴裁判所（ニューヨーク州における最上級の裁判所）の規則に従い、各管区のスープリム・コート控訴部（ニューヨーク州における中位の裁判所）により資格を付与され、その監督・懲戒権に服する。なお、ニューヨーク州の弁護士を包含するニューヨーク州弁護士会があり、またニューヨーク市にはニューヨーク市弁護士会があるが、いずれも強制加入の弁護士会ではない。しかし、州弁護士会は、弁護士責任規範(The Lawyer's Code of Professional Responsibility)を定めるとともに弁護士倫理委員会(Committee on Professional Ethics)を設置している。なお、スープリム・コート控訴部の懲戒の法的根拠は、ニューヨーク州裁判所法であり、同法は、弁護士の犯罪の他職務上の非行について資格剥奪、業務停止などの懲戒を行うものとしている。州弁護士会の上記規範は、職務上の非行の防止と職業倫理の高揚を目的とするものであるが、同規範は基準(Canon)、倫理的配慮(Ethical Consideration)、綱紀規定(Disciplinary Rule)の三種類の規定を置いている。同規範は裁判所による懲戒の参考となる。

同規範の綱紀規定(DR)3-102は、非弁護士(ノンロイヤー)との報酬の分配を禁じ、3-103は非弁護士(ノンロイヤー)との共同経営を禁じている。

外国からニューヨークに来ている事務所の多くは、米国の事務所と競合関係に立たないようにしているという意見もあった(後述(2)参照)。

ニューヨークの法律事務所から仕事が回ってくるということが在ニューヨークの多くの外国事務所の存立の要件となっているようであり、そのためには、地元法の取扱いまで立ち入ってニューヨークの事務所と競争関係に入らないようにしているのではないかと推測し得る。

2 関係者からの聴取内容

(1) ロンドンに本拠を置くAローファーム(仮称)のニューヨーク事務所からの聴取内容

1986年にニューヨークに事務所を設置した。当事務所には3名のパートナーをおいていた(英国1名、フランス1名、オランダ1名)。この3名はF L Cとして登録していた。

当初は、航空機の売り付け交渉や会社合併交渉で米国の当事者の代理等の仕事をしてしたが、1992年以降、国際間の銀行・金融業務に関する需要の高

まりに応じて、英国法またはニューヨーク法についての需要もある。業務の範囲も変わった。香港やインドネシアとも連携して業務を行うようになった。

1992年ニューヨークの弁護士が1名パートナーとして参加した。これは色々な法域の弁護士を集めることで、より効果的、統一かつ低価格のサービスを提供するためである。

現在の陣容は4名がパートナー（3名が英国ソリシターで、1名がニューヨーク弁護士）、14名がアソシエイトである（うち米国のアソシエイトが3名）。

パートナーシップ1つのグローバル・パートナーシップであり、ロンドンで成立したAローファームのパートナーシップに入っている。香港ではローカル・パートナーシップも持っている。但し、税金対策目的で1つのパートナーシップとは異なる取扱いをすることがあり、パートナーは230人いるので、各パートナーは230分の1の投票権を持っている。収益と責任を分配している。しかし、例えば、日本の弁護士がパートナーとなった場合、日本法について行う法律サービスについて他のパートナーが口出しすることはない。

ニューヨーク弁護士を雇用してニューヨーク州法を扱うことについて、特にニューヨーク当局の許可が必要という訳ではなく、また職業倫理以外の観点から当局に口出しされることはない。今までに特に問題とされたことはない。

他にも1～2か所の外国事務所がニューヨークの弁護士を事務所に参加させている。フランス人の事務所がニューヨークの弁護士と共同経営ないしは、これを雇用することが許された例がある。

FLCの資格取得は長い期間を要するものではない。手続きも複雑ではない。

(2) シドニーに本拠を置くBローファーム（仮称）のニューヨーク事務所からの聴取内容

オーストラリアのシドニーに270名の弁護士を擁する法律事務所（パートナーは約70名）で、本部シドニー事務所のほか、シンガポール、ロンドン、ニューヨークに事務所を持つ。

ニューヨーク事務所は1986年、2名のFLCの事務所として発足した。業務内容は、会社関係で、在ニューヨークのオーストラリア企業を代理するとともに、オーストラリア法の銀行、金融問題の助言をニューヨークの依頼者に

行っている。

F L C 資格取得の手続は単純・明快で期間も長くはかからない。インタビューはある。ニューヨークには、外国弁護士を歓迎する空気があるが、それは外国弁護士をビジネス拡大の手段の一つと見ているからであろう。

米国弁護士は、パートナーとしても、アソシエイトとしても、参加していない。これはオーストラリア専門のローファームであり、米国法を扱う意図がない。米国弁護士の雇用は可能である。しかし、米国弁護士を雇用して米国法を取扱い始めると、米国ローファームにとって competitor になるかもしれない。competitor になれば、いろいろ言われて叩かれることもあり得る。だからそのようなことはしない。米国法については、米国の事務所と提携でやっている。今後も米国弁護士を雇って地元法を扱う考えはない。何人か雇用しても、米国のローファームに対抗しえない。

米国の大ローファームの依頼者の米国大企業がオーストラリアで仕事をするとき、米国の事務所から仕事が回ってくる。

米国では、提携しているローファームのことをレターヘッドに書くと、その提携ローファームに弁護過誤の問題があれば責任を負うことになりかねない。

米国では、利益相反(conflict of interest)の問題について厳格であり、conflict of interest がないかを、コンピュータでチェックしている。

(3) スープリム・コート控訴部第1司法区の担当者からの聴取内容。

F L C になるための要件は単純で、①申請直前7年のうちの5年の職務経験、②品行がよいこと、③26歳以上で、1985年の規則改正で「母国」での経験は不要となった。この改正は母国での職務経験が5年に満たないカナダ弁護士からの申請を受けて問題提起されたことを契機になされたものである。申請はニューヨーク在住でなければならない。資格付与に関しては、できるだけプラクティカルかつ弾力的に行いたい。

現在のF L Cのルールには居住要件があるが、A B Aのモデル・ルール(案)にはない。もし、そのモデル・ルール(案)が採択されると居住要件の見直しが検討されるだろう。

雇用・共同経営の問題が倫理規定でどう扱われるかについては、当局としては、今だこれに関する決定がない。具体的な問題があると、綱紀・懲戒の手続きに付され、ここで解釈の公定化(authorization)がなされることになる。

この問題については、現実的(practical)かつ柔軟(flexible)であり、申し立て(claim)があるまでは解釈の公定化(authorization)は不要であり許容される(permissible)。綱紀委員会(disciplinary committee)で、具体的ケースについて事前に相談があればそのときに意見を出し、相談なく行えば苦情の申し立てがあったときに意見を出す。

(スープリム・コート控訴部第1司法区に同道したニューヨーク市弁護士会の役員からの聴取内容)

英国の弁護士は認めるが、日本の弁護士が大陸法だから共同経営を認めないということはない。弁護士制度がしっかりしていない国の弁護士だと教育と倫理のチェックをして、認められないということはある。弁護士会の意見は共同経営を認めるというものだ。Aローファームの例がある。

フランス人の弁護士がニューヨークの弁護士とパートナーシップないし雇用について許されている事実がある。後進国であれば格別、日本など先進国の弁護士制度であれば裁判所も文句は言わないだろう。

州弁護士会の倫理委員会で3月にはこれに関するペーパーが出る。

3 ニューヨーク州弁護士会倫理委員会の意見書(日付不明)の要点

- ① ニューヨーク州弁護士は日本人FLCの被雇用者になることが許されるか?
- ② ニューヨーク州弁護士は日本人FLCとパートナーシップを組めるか?

①について、FLCがFLCの諸規則及び関連する法律の認める範囲内で業務を行う限りにおいては、ニューヨーク州(NY)弁護士は、FLCに雇用されることが可能である。

FLCは、規則§521.3に述べる制約の下で業務を行うものである。§521.3(e)は、NY弁護士の助言に基づく場合のほかは、FLCはNY州法及び合衆国法の助言を禁じられるとしている。

DR3-101(A)はlawyerはnon-lawyerがunauthorized practice of lawを行うのを手助けてはならないと規定する。

FLCの法律サービスの提供はunauthorized practice of lawではない。従って、NY弁護士はFLCに雇用されることは認められる。

また、FLCに雇用されたNY弁護士は、FLCが法的助言を行う際、FLCの被雇用者の地位でNY法やUS法について助言することが考えられる。これを

禁止する規定はない。一方、F L C が許容されていない範囲の法律サービスを行う場合、N Y 弁護士は被雇用者の地位であろうと他の地位に基づくものでであろうと、手助けを行うことは D R 3-101(A) により禁じられる。F L C がどの範囲の業務を行えるかについての解釈は当委員会の権限ではない。

②については、パートナーシップ契約の内容が N Y 実体法及び弁護士倫理規定ならびに日本の法律に適合する限り、日本弁護士とパートナーシップを組むことができる。

1982年に英国の弁護士と N Y 弁護士とのパートナーシップを許容する見解を出した。D R 3-103(A) は lawyer は non-lawyer とパートナーシップを組むことを禁じる。D R 2-102(D) はパートナーシップを、異なる法域(jurisdiction)の lawyer と組むことを認めている。D R 2-102(D) に関して lawes licensed in other jurisdictions は、N Y 州以外の州の lawyer のみならず lawes licensed in United Kingdom を含むものであるとした (opinion 542)。542 の意見は、U K の lawyer に関するものであり、外国の弁護士すべてに関し述べたものではない。U K の lawyer の教育的要件、職業行為基準・綱紀が N Y 弁護士と実質的に同一であることを考慮した。

教育的要件及び弁護士行動規範を考慮する理由は、この水準が不十分であり、また我々の職業基準に不適合な基準であれば、当該外国弁護士とパートナーシップを組んだ N Y 弁護士の N Y 州で必要とされる職業基準を守る能力が阻害されていくかもしれないからである。

特に問題となるのは D R 4-101 の守秘義務である。仮にパートナーの外国弁護士が弁護士倫理について十分理解し、敬意を払わなければ、N Y 弁護士が当該外国弁護士に依頼者に関する秘密事項を話した場合に、不当にもその秘密が守られないという結果を招くことになりかねない。

日本と米国の法律制度に違いがあることは否定できない。これは上記の論理においても重要視される。しかし、当委員会の日本での法律業務についての調査にも限界がある。日本法と N Y 法で許容されていれば、N Y 弁護士が日本の弁護士とパートナーシップを組むことを禁じる理由はない。

日本弁護士資格の教育的要件は米国のものに劣るところはないようである。さらに職業基準と綱紀も同等である。従って、N Y 弁護士が日本弁護士とパートナーシップを組んでも N Y 弁護士が倫理水準を低下させることはないと判断した。

しかしながら、日本の弁護士とパートナーシップを組もうとする N Y 弁護士は、

締結しようとする契約内容がNY弁護士倫理水準を低下させるのかどうか独自に判断することを要し、ニューヨーク州の秘密義務などに関する倫理水準を遵守する能力を低下させないことを保証する義務を負う。

結論として、上記理由により、かつ上記の制約を前提として、双方の質問に対して回答するものである。

IV カリフォルニア州

1 概説

カリフォルニア州のレジスタード・フォーリン・リーガル・コンサルタント (RFLC Registered Foreign Legal Consultant)制度の特徴は、その資格の1年更新制と州弁護士会の直接の監督・登録制度にある。

外国弁護士は、同州弁護士会(State Bar of California)に登録を申請し、登録証明書(certificate)を得て最高裁判所規則による外国法に関する一定の法律業務を行うことが認められる。なお、同州弁護士会の正式会員とはならないが、州弁護士会の定める行動基準を遵守することが要求され、州弁護士会の監督・指導に服する。

RFLCは、更新の際、年次報告とともに登録証明書の申請及びその料金478ドルを州弁護士会に提出する。

なお、同州弁護士は州最高裁判所により資格を付与されるが、州弁護士会に加入する必要がある(強制加入)。州弁護士会の規則は法的拘束力があり、これに違反したものは州弁護士会の懲戒審査手続きに付され、州弁護士会は州最高裁に対し懲戒を勧告する(カリフォルニア州自由職業法 6077 条)。

州弁護士会の弁護士行動規範(Rules of Professional Conduct)の改正前のルール1-310は、弁護士資格のない者とのパートナーシップを禁止していた。

一方、改正前の同行動規範の lawyer の定義は、ルール1-100(B)(3)により、「同州弁護士、米国内他州弁護士」とされていた。そのため、外国弁護士と州弁護士がパートナーシップを組めるか議論のあるところであった。そこで、州弁護士会は、ルール1-100(B)(3)を改正して、lawyer の定義を、「同州弁護士、米国内他州弁護士及び外国弁護士」とし、さらにルール1-100(B)(3)を改正して、州弁護士は lawyer でない者とパートナーシップを組むことはできないとする意見を、1991年12月州最高裁に提出し、1992年8月13日、州最高裁はこれを承認した(同改正規定の施行日は9月14日)。

この改正の結果、RFLCを含む外国弁護士は、カリフォルニア州弁護士とパートナーシップを組むことが明文によって認められた。

2 調査の概要

(1) 州弁護士会からの聴取内容

RFLCは8名いる（中華人民共和国1名、中華民国1名、シンガポール1名、ドイツ2名、韓国1名、日本1名、英国1名）。

申請手続は①要件の充足（外国での弁護士資格と申請直前6年以内における4年以上の業務経験）の審査、②キャラクター・チェック（州弁護士に対するものと同じチェック）及び③保険の加入などの賠償プログラム（security for claims and for dishonesty）の2つのパートから成る。

賠償プログラムは弁護過誤について、全事件につき総額30万ドル、フィデリティボンドについて5万ドルの保証を要求している。また、同州在住は要件ではない。

申請直前6年のうち4年の実務経験を要するが、原資格国の法律をプラクティスしているのであれば、その経験地を問わない。従って、第三国の経験も通算できる。RFLCとしての登録者が8名に止まっているが、要件が厳しいということではない。ニューヨークに集中する傾向がある。東京と大阪のような関係にあるのではないか。

弁護士の非行については、州弁護士会として苦情ホットラインを設置しており、年間24,000件の苦情を受けている。州弁護士会の職業責任委員会（Standing Committee on Professional Responsibility）が対応しており、意見を当該弁護士に出すが、その意見は弁護士を法的に拘束するものではない。職業責任委員会は意見を抽象的な形にして公開することもあり、また個々の問題について書簡形式の意見を表明することもある。弁護士の指導監督のために弁護士支援プログラムを設け、弁護士の非行を事前に防止すべく努力している。

RFLCを含む外国のlawyerとカリフォルニア州弁護士とのパートナーシップについては、改正後の弁護士行動規範により問題は解消した。

(2) カリフォルニア州弁護士会国際法部会(International Section of the State Bar of California)の回答書(日付不明、署名者なし)の要点

(i) FLCは、カリフォルニア州弁護士とパートナーシップを組むことができるか？

① 可能である。1992年9月14日施行の行動規範に基づき外国弁護士が同規範のlawyerと定義づけられており、同州弁護士はFLCを含む外

国弁護士とパートナーシップを組むことができる。

同規範1-100(3)は、「パートナーシップの活動が法律業務を含むものである場合、lawyerでない者とパートナーシップを組むことができない」と規定している。

同規範1-100(B)(3)は、lawyerを、カリフォルニア州弁護士 (member of State Bar of California who is licensed to practice law) または「外国の最上位の裁判所において弁護士業を行うことが認められている者 (admitted in good standing and eligible to practice before highest court of a foreign country or any political subdivision) としている。

② パートナーシップが外国のみで活動するものである場合は、カリフォルニア州弁護士は、その外国の法規に違反することができない (同規範1-300(B))。

③ パートナーシップがカリフォルニア州内で活動するものである場合は、広告と監督の面で制約がある。

(a) 広告については、レターヘッドの表示として、パートナーシップのすべてのメンバーについて、資格のある法域を明示しなければならない。

(b) 監督について、同規範3-110(A)は、故意、不作為、または継続的に能力 (competence) を有しない業務を行うことがないよう求めている。

この義務は、自己に所属する弁護士及びnon-lawyer、代理人の業務を監督する義務を含む。しかし、かかる監督関係においても、FLCがカリフォルニア州法に関するカリフォルニア州弁護士の能力ある判断 (competent judgement) に影響力を行使する監督はできない。

(ii) FLCは、カリフォルニア州弁護士を雇用できるか？

① 雇用できる。但し、雇用者・被雇用者とも行動規範上の制約がある。

FLCが単独の雇用者の場合と、これにカリフォルニア州の弁護士が雇用者として参加している場合あるいはパートナーシップを組んでいることなどは、FLCのカリフォルニア州弁護士を雇用する一般的権利に影響を与えない。

② カリフォルニア州法を行うために、F L Cはカリフォルニア州弁護士を雇用できるか？

可能である。但し、カリフォルニア州弁護士は行動規範の定める制約を受ける。

③ F L Cがカリフォルニア州弁護士を指揮・監督することに制約があるか？

被雇用のカリフォルニア州弁護士がカリフォルニア州法を助言するときは、他のカリフォルニア州弁護士が監督するというルールがあるか？

被雇用のカリフォルニア州弁護士の監督には制約がある。

F L Cは、カリフォルニア州法を助言できない。従ってその面で監督できない。

パートナーシップの場合、報酬を分配することはできる。

(3) 第三国の職務経験は通算できるか？

通算できる。すべての期間を算入できる。

(4) 仲裁

外国弁護士及びF L Cがカリフォルニア州内で、仲裁手続について当事者を代理することについて制約があるか？

ない。

V 米国における国際仲裁

1 概説

米国の仲裁制度は連邦仲裁法(The United State Arbitration Act)と各州の仲裁法に基づく。

仲裁法において、仲裁人・当事者代理人に関し特に規定はない(なお、AAAの話によると、フロリダ州、ニュージャージー州、コネチカット州においては、その州の弁護士のみが仲裁代理が可能ということである)。

当事者の代理をすること自体は法律事務ではないとされている(これを支持する判決がある)。

しかし、AAAの説明にあるように、少額事件を除けば、実際には弁護士の代理が一般的になっている。

当事者代理について検討を要する他の問題は、弁護士の倫理規定である。弁護士に関しては、自ら資格のない州や国の法律を扱うことが弁護士倫理規定上どのように考えられるかが問題となる。

弁護士の場合、行動規範で次の2点の考慮が必要とされる。

- ① 取扱う能力のない、または資格のない法律について法的アドバイスを行うことができるのか。
- ② 仲裁地の国・州の法規に違反することがないか。

サンフランシスコで面談した弁護士(米国の仲裁の権威といわれている弁護士)は、調査団より、日本で行われる日本法を準拠する仲裁の当事者代理権を米国が要求することについての感想を求められ、米国の弁護士が資格を有しない日本法に関する法的アドバイスを行うことは仲裁の代理の中(仲裁代理一般を行うことは問題ではない)であっても、米国の弁護士倫理に違反することが十分考えられる旨述べていた。

米国内では、当該地の弁護士資格の有無にかかわらず、当事者代理は認められている。そこでは、素人であれ弁護士資格者であれ、能力外のことを行えばマルチプラクティスとなるという法則が働いている。資格のない実体法に関する判断に関し踏み込むか否かは代理人の自制心の問題である。このような自制心を持たないものは弁護過誤で訴訟の標的とされるということが説明されていた。

2 A A A

米国における仲裁は非常に盛んである。アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association) の活動がこれに大いに貢献している。

アメリカ仲裁協会 (A A A) は、国際的商取引のケースを、当事者の意思に基づき、国際的ルール (米国の内外のルール) を適用し解決に当たっている。特に当事者の意思表示が無い場合、A A A 国際仲裁ルールを適用している。

A A A は、取引関係における仲裁の有用性を強調し、A B A など弁護士会も、裁判所事件の急激な膨脹による裁判所の機能マヒを背景に裁判に代わる紛争解決 (A D R) の一手段として、一層の拡大に向けた運動を展開してきた。その取扱件数は、ここ数年で2倍となっている。

A A A での聴取内容

A A A は66年の歴史を有し、年間約60,000件のケースを扱っている。全米に35か所の支部を有し、53,000人の仲裁人が名簿に登録されている。仲裁の代理人は弁護士でなくても許されるが (例えば保険会社の社員、労働事件における組合の関係者など)、その割合は5~10パーセントである。国際商事仲裁事件は年間270件程度である。

(以下は、同席したニューヨーク州弁護士からの発言であった。)

日本における仲裁代理についての制限は理解できない。準拠法がカリフォルニア州法のケースであったにもかかわらず、日本における仲裁手続では弁護士法72条により弁護士でなければ代理できないし、弁護士法72条違反になると、民事訴訟法801条により仲裁判断が取り消されるおそれがあり、取り消されると強制執行ができないと言う弁護士がいる。また証人尋問の際に、反対尋問がどの範囲まで許されるかどうかは日本法によるべき、とさえ主張している日本の弁護士もいる。そのような議論があると、仲裁判断を得ても、裁判所によって執行を許されないケースがありうると判断せざるを得ず、準拠法如何にかかわらず、日本での仲裁手続は避けるべきであるとの結論に達する。これは一般の日本弁護士にとっても好ましいことではないのではないか。

VI ABAのモデルルール(案)

1 モデルルール制定の背景

ABA国際法務部会の報告書によると、本モデルルールの制定の動機として二つのことがある。

一つは、急速に増大する国際的取引、投資および紛争の処理上外国弁護士が米国内での活動が求められていることであり、他は、諸外国で米国弁護士が同様の制度の恩恵に浴するためには、米国の開放が求められるということである。後者については、日本、フランス、ドイツ及びメキシコに対する規制緩和交渉でこれが現れていると指摘されている(つまり、これらの交渉で相手方は、米国の最も制限的な制度を取り上げること自らの主張の手段としていると述べる)。さらに、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉など国際的なフォーラムで法律サービスの取扱いについて大きな関心が寄せられている。

1974年のニューヨーク・ルール以来、15の州・区でリーガル・コンサルタント・ルールを設けている。現在検討中の州も多数見受けられる。

こうした背景において、リベラルな制度として幾つかの州・区に取り入れられたニューヨーク・ルールを基にモデル・ルールを作り、外国弁護士問題に対するABAの積極的姿勢を示すことがこのモデル・ルール制定の目的といえる。

2 モデル・ルールの内容

報告書は、一定の方針に沿って、一律の基準の実現を意図していると述べる。

一定の方針とは、「諸外国の弁護士に、米国内のある法域において国際的な法律事務に従事する合理的かつ実際的な機会を与えることとし、しかもなお、同時に公共の利益を完全に保護すること」としている。

公共的利益のためにとられる措置とは、①法的助言の範囲の制限、②受入れの法域の職業倫理、懲戒機関に従わせる、ことである。

なお、モデル・ルールの要点は以下のとおりである。

ABAモデルルールの概要

1. 相互主義

任意的相互主義を採用

2. 要件

① 職務経験

- ① 申請直前7年のうち最低5年
- ② 場所的限定なし

② その他

- ① 弁護士相当資格を良好に有していること
- ② 弁護士会入会に必要とされる良好な徳性及び一般的適性を有していること
- ③ 26歳以上であること
- ④ 業務を行い、事務所を開設し、維持する意向を持つ者であること

③ 参考

居住要件なし、フィデリティ・ボンドに関する規定なし

3. 業務範囲

- ① 裁判所への出廷は認められない（各州裁判所規則により認められる場合はこの限りではない）
- ② 各州法及び米国法は扱えない
（解説によれば、この規定から上記以外の国際法、第三国法は当然扱える）
- ③ 各州弁護士会に入会できず、入会していると名乗ってはならない
- ④ 使用できる名称、肩書（複数使用可）
 - ① 自分自身の氏名
 - ② 所属ローファームの名称
 - ③ 自国における資格名称（国名を付加することも可）
 - ④ リーガル・コンサルタントという名称

4. ① FLCと各州弁護士との共同経営

認められる

② FLCによる各州弁護士の雇用

（FLC単独でも）認められる

（解説によれば、雇用・共同経営の禁止について、現行の各開放州のルールに直接の規定はなく、また、現行の各州倫理規程が上記を禁止しているとは解されないが、必ずしも明確でなかったため〔D. C. , カリフォルニア州では共同経営に関し規定あり〕、モデルルールにおいて明記することとした）

5. 懲戒・監督

各州裁判所の懲戒・監督を受ける

VII 米国におけるプロボノ活動

1 概説

プロボノ(Pro Bono publico Service)は、弁護士が公益のために法的サービスを行う義務のことであり、ABAの行動規範のモデル・コード6.1に規定されている。

1993年2月、ABA代議員会は、この6.1を改正した。旧規定が抽象的に、資力のない者、公共奉仕団体・慈善団体に対する無料奉仕及び財政的援助を定めていたのを、改正規定は、資力に乏しい個人や元来資力の乏しい人のニーズに応えることを目的としている慈善団体、宗教団体、市民団体、教育団体に対して年間50時間以上の無料奉仕活動としての法律サービスの提供や財政的支援などの義務を具体的に定めている。

この背景として、無資力者の正義へのアクセスが深刻な状況に陥っていること、これに対するプロフェッションとしての意識再生がある。

なお、大ローファームがプロボノ活動に取り組みやすくするために、ABAは、Law Firm Pro Bono Project や、Law Firm Pro Bono Manual を作成している。

これは、ローファームが「プロボノ活動を効率的に行い、かつその業務及び哲学に合わせることができる」ように考えられたものである(ABA Law Firm Pro Bono Project)。ローファームの活動とプロボノ活動がアンパラレルであったことに鑑み、ローファームの実体を考え、相当な方法を指導したものである。

具体的には、ローファームがステートメントを発表することが重要であるとされている。「当事務所は、業務時間の5パーセントをプロボノ活動に充てている。」「当事務所は、人々に無料サービスを行う団体に対し財政的支援を行う。」「この目標を達成しているかチェックすることに同意する。」というステートメントを事務所の印刷物に記載することなどである。

National Association for Public Interest Law の“Law Firm and Pro Bono”には47の事務所がプロボノ活動に関するアンケートに答える形で、2～4頁に及ぶステートメントを掲載し、これが公刊されている。中には、支援している48の団体をリストアップしているサンフランシスコのローファームがある。

2 ワシントンDCにおけるABAプロボノ活動に関する委員会委員長からの聴取内容

プロボノ活動は、各弁護士にとって重要な活動である。貧困な人にも法の正義を実現させる活動である。プロボノ活動に携わる個人の弁護士にはファームから補償（compensation）がある。多くの州においてプロボノ活動に取り組んでいる。ABAのモデル・ルールがある。現在は任意であるが、これを義務にすべきであるという議論がある。

ニューヨークの裁判所活動において義務を高めて行くべきであるとニューヨークの控訴裁判所（最上位の裁判所）のチーフ・ジャスティスが述べている。ニューヨーク、テキサス、フロリダは義務化に向かっている。1992年には13万人が参加している。

プロボノ活動は大規模な事務所が取り組んでいる。ABAに、ローファーム・プロボノ・マニュアルがあり、大ローファームの責務として、プロボノをポリシーとするように働きかけている。パートナーもアソシエイトもともに活動させようとしている。

州ごとにプロボノの考え方を調整していくことになる。95年までに全勤務時間の3～5パーセントを資力の乏しい者への活動へのサービスに取り組むよう持っていく。

ABAのモデルルール6.1はお金を払うことで義務が免れるとしている。そこは議論がある。

テキサスには、中南米からの不法入国者が多数いるので、出入国関係の問題がたくさんある。

在米の外国弁護士も小企業の海外取り引きに役立つことができる。従って、国際関係の法律事務を取り扱う外国弁護士にもプロボノ活動に参加する分野は十分ある。

米国在住の外国弁護士（FLC）にもプロボノ活動は要請されている。

3 サンフランシスコにおけるプロボノ担当弁護士等からの聴取内容

近隣リーガル・サービスという任意団体をつくり1800名の弁護士が参加している。各弁護士は年間50時間をリーガルサービスの奉仕活動にあてることを期待されており実行している。

ある調査によると、サンフランシスコ地域だけでも50団体がプロボノのリーガル・サービスを提供しており、金額に換算すると1500～1600万ドルにも相当するとされている。

サンフランシスコにおいても、いくつかの大ローファームでは、所属弁護士が奉仕活動に従事すべき時間を100時間、150時間などと定めたり、公設弁護人事務所(public defender office)に関心のあるアソシエイトをローテーションで短期間派遣するなどして、積極的にプロボノ活動に取り組んでいる。

VIII カナダ

カナダ（10州2特別区）では、1993年5月現在、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州及びサスカチュワン州の3州がフォーリン・リーガル・コンサルタント制度を持ち、外国弁護士を受け入れている。

1 オンタリオ州

(1) オンタリオ州の弁護士

オンタリオ州には、約24,000人の法律家であるローソサイエティ会員がおり、そのうち約16,000人は弁護士業を営んでいる。

ローソサイエティは、弁護士の職業行為の規則を設け、懲戒を行う一方、法律扶助の運営、弁護士の過誤保険のプログラムを進めている。

弁護士は、英国のようにバリスターとソリシターに分離するのではなく、バリスター及びソリシターの資格を得て、完全な弁護士の職務を果たすことができるのであり、この二つの資格を各教育過程に応じ受けるのである。

バリスター・アンド・ソリシターになる要件は次のとおりである。

- ①公認のロースクールの入学（2年間の大学での教育過程の修了が通常要件となる）
- ②公認のロースクールでの3年間の教育とそれによる法律学修士の学位取得
- ③11か月の法律事務所での実務研修
- ④州ローソサイエティによる4か月の研修の修了

(2) 外国弁護士制度

1988年10月、ローソサイエティによって、フォーリン・リーガル・コンサルタントの規則が制定された。

この規則の下で、一定の条件により、外国弁護士は、オンタリオ州において母国法に関し法的助言を行うことができる（母国法が関係する事項に関しては国際法を扱うことができる。）

条件は、実務経験と良き品性及び100万カナダドルの付保金額を有する保険への加入、オンタリオ州への居住、ローソサイエティの定める職業行為規則遵守の誓約である。

実務経験は、申請直前5年のうち3年以上の経験であるが、その場所的な制限はない。

フォーリン・リーガル・コンサルタントの数は、15名で7事務所が設置されている。

現在、フォーリン・リーガル・コンサルタントはオンタリオ州弁護士を雇用し、またはこれとパートナーシップを組むことが許されていない。なお、国際パートナーシップ (international partnership) 及び国際事務所 (international firm) の資格の問題について任意団体のカナダ弁護士会連合会 (Federation of Law Societies of Canada) で検討されてきた。

禁止されている「雇用」は、事件に関し、外国弁護士がカナダ弁護士に依頼する (retain) することを含まない。

フォーリン・リーガル・コンサルタントとカナダ弁護士との sharing office の可否については、これを希望するカナダ弁護士からの要望に基づき、職業行為委員会 (Professional Conduct Committee) において検討することになり、小委員会が検討を始めたところであり、結論が出ていない。

報酬の分配 (sharing fee) に関しては、弁護士行動規範は、依頼者の同意があり、各々の弁護士が責任を負担して行った職務の割合に応じているものでないならば、弁護士は、パートナーまたはアソシエイトである弁護士ではない弁護士と、報酬を分けてはならない (divide a fee) と規定している。カナダの弁護士は、外国弁護士やフォーリン・リーガル・コンサルタントに事件の周旋の報酬を支払うことはできない。

仲裁の手続きにおける代理は弁護士に独占されていないし、外国弁護士はフォーリン・リーガル・コンサルタントの資格なくても代理を行うことができる。

カナダ弁護士会連合会は、カナダ国内のすべての州その他の地域の弁護士会が入会して、それぞれの共通の問題について検討し、協力を行うことを目的としている。同会の Interjurisdictional Committee は、1990年2月に国際間 (international) を含む異法域間の (Interjurisdictional な業務に関するプロトコールに関する報告書を作成した。プロトコールはモデル・ルールであり、これが各州において政策として採用することが希望されている。また、1993年2月16日に、フォーリン・リーガル・コンサルタントの資格付与に関するカナダ弁護士会連合会のプロトコールが作成された。

(上記記述は、1993年2月23日付 The Law Society of Upper Canada より在ワシントン日本大使館への書簡に依拠する)

(3) オンタリオ州弁護士会役員及びトロントを本拠とするCローファーム (仮称)

の弁護士からの聴取内容

トロントは国際的に小さな都市である。

カナダの法律事務所は日本企業にカナダ法について助言している。他のジュリスディクションの弁護士との協力関係が重要になってきている。われわれは日本にも関心を持っている。日本とカナダの弁護士の協力関係が両国の貿易に非常に利益をもたらすと考える。

USAの法律事務所がトロントにあり、これが大きな競争相手だ。アメリカのローファームは大きなビジネスを専門的に行っている。われわれとしても国際的な強いネットワークが必要である。

外国事務所は、今のところ外国法に限定して仕事を行っているから心配はしていない。しかし、昔はカナダ法を扱うのではないかと心配していた。

法律業務の国際化、一層の開放圧力はカナダにおいても、政府及び依頼者からある。カナダは各地方いろいろな事情があるが、一応、カナダ弁護士会連合会が統一的なものを作ろうとしている。国際化の圧力は今のところ、ブリティッシュ・コロンビア州とオンタリオ州以外にはない。

フィデリティ・ボンドについては、ブリティッシュ・コロンビア州が居住要件を課していないことと関係がある。米国からバンクーバーに時折やってきて1日か1週間ぐらいの仕事を行うので、外国弁護士を十分に把握できず、依頼者の保護との関係があり、ボンドを積ませる。オンタリオ州は居住要件があるので、ボンドを積ませなくても、外国弁護士を掌握し合理的に監督できるから、フィデリティ・ボンドを課していない。しかし、居住を要するから著名な事務所しか進出できない。フィデリティ・ボンドは保険をさらにカバーするものだ。

カナダ弁護士会連合会のプロトコールとオンタリオ州の外国弁護士受入制度は異なる点があるが、各地域は各々の実情により対応すべきである。プロトコールには居住要件がなく、フィデリティ・ボンドがある。

現在、他の法域の弁護士がオンタリオ州に来て、オンタリオ州の弁護士を雇用したり、これとパートナーシップを組むことはできない。これはまさに現在、議論になっている難しい問題だ。

北米自由貿易連合（NAFTA）の関係で人の移動をどうするか問題となっている。人の移動に関しては、プロトコールの定めるところ自体狭いとの批判もある。今後の交渉ということになる。

異業種との関係に関する規則も検討している。現時点では無資格者とのパート

ナーシップは禁止されるべきと考えられている。ただ弁護士会と同じような倫理規定を持っている職業団体とは認めてよいという考えがある。

外国弁護士とのパートナーシップについても、新しい問題であって、慎重にやっていきたい。今のところ、カナダ弁護士が特定のFLCとアソシエイトする必要がない。

トロントでは、まずはパートナーシップというよりアソシエーションを検討している。徐々に開放し、同時に検証しつつパートナーシップに進めばよいと考えている。

パートナーシップ禁止の理由は伝統的な考えだ。米国の弁護士がカナダのカルチャーとは異なるカルチャーを持ち込むことになるという議論もあった。

しかし、弁護士間の国際的なパートナーシップの禁止を依頼者がどう考えるかについては世界も変動している。大きな問題となってくるだろう。依頼者は自分たちが思っているより分別がある。カナダ弁護士会連合会の委員会はInternational Firmのライセンスを認めようと考えている。この方向も大きな変動であり、大きな議論を呼んでいる。

インタージュリスディクショナル・パートナーシップは、州間、外国とオンタリオ州、外国と外国間のパートナーシップであるが、プロトコール(案)では、例えば、オンタリオ州に関しては、一人はオンタリオ州の弁護士がオンタリオ州の事務所になければならないとしている。現在までは、ライセンスはあくまでも個人としての弁護士に与えてきたが、個人レベルでの監督だけでは不十分と考えられるので、firmとしてライセンスを認め、firmがオンタリオの弁護士と外国弁護士を入れてパートナーシップになるという考え方が議論されている。

2 ブリテイシュ・コロンビア州

(1) ブリテイシュ・コロンビア州の弁護士制度

ブリテイシュ・コロンビア州には約6,500名の弁護士(barrister and solicitor)がおり、法廷での弁論、法律相談など一般的法律事務を独占している。

資格の要件は、①原則としてカナダの法律学位を取得して、②実務研修を履修し(article student)、③品行が良いと判断されること(good character and repute)、弁護士としての適性を有することである。弁護士は、すべてローソサイエティに登録されるとともに、ローソサイエティの監督を受け懲戒を受ける。

(2) ブリテイシュ・コロンビア州の外国弁護士受入れ制度

法律職法(Legal Profession Act)26条は、ローソサイエティの理事会(Benchers of Law Society)は、外国の法律専門職の資格を有する者に、条件を定め、母国法に関する法的助言を許可することができる旨定める。ローソサイエティは、1987年、規則405を定め、年次更新制のフォーリン・リーガル・コンサルタント制度を採用した。1993年4月現在、フォーリン・リーガル・コンサルタントは8名である(1名は日本の弁護士)。

フォーリン・リーガル・コンサルタントとなる要件は次のとおりである。居住要件はない。

- (a) 外国の完全資格者であること(good standing)
- (b) 良き品性・名声を保っていること(good character and repute)
- (c) ブリテイシュ・コロンビア州の法律職法、ローソサイエティの規則、職業行動規範ハンドブック(Professional Conduct Handbook)を遵守する旨誓約すること
- (d) 弁護士過誤保険への加入

同州の弁護士は年間(1件)50万ドルの付保金額のローソサイエティの保険プログラムに強制加入しており、これと同等の保険に加入することが求められる。

- (e) フィデリティボンド(fidelity bond)

同州の弁護士は特別補償基金(Special Compensation Fund)への拠出が義務付けられ、メンバーが依頼者に与えた損失を基金から補償している。これと同等の補償体制を確立する趣旨で、最低100万ドルの抵当を銀行に積み、銀行の証明書をローソサイエティに提出しなければならない。

雇用・共同経営

(日弁連及び法務省より調査委託を受けた、バンクーバーで開業する Frank Yoshihide Hanano 弁護士(ブリテイシュ・コロンビア州弁護士)のメモランダムに依拠する。なお、Hanano 弁護士は、このメモランダムの記述は、Hanano 弁護士個人の意見であり、ブリテイシュ・コロンビア州ローソサイエティの見解を表明するものでない旨表明している。)

1993年1月に制定され、同年5月1日より施行となる改正職業行動規範ハンドブック(Professional Conduct Handbook)の第9章の規則6は、次のとおり定める。

「弁護士(lawyer)は、ローソサイエティの完全資格の会員(a member of the Law Society in good standing)または当該弁護士の被雇用者(employee)以外の者と依頼者から得る報酬を分けてはならない(shall not split, share or divide)」

なお、同ハンドブックの第9章規則2は、仕事の周旋を行う者に対し依頼者からの報酬を分配してはならないと定める。

フォーリン・リーガル・コンサルタントは、ローソサイエティの完全資格の会員ではないので、パートナーシップは禁止されていると解される。

なお、カナダ弁護士会連合会の異法域間業務(Interjurisdictional Practice)のプロトコール作成の動きがある。

フォーリン・リーガル・コンサルタントによる同州弁護士の雇用についても、法律職法26条は、ローソサイエティ会員を除きpractice of lawを営むことを禁じており、限られた範囲で法律事務を行うフォーリン・リーガル・コンサルタントが同州弁護士を雇用することはできないと考えられている(フォーリン・リーガル・コンサルタントがカナダ法を自身に対して助言して貰うために、同州弁護士を雇用することは認められる)。

逆に、同州弁護士に雇用される者は、同州弁護士の監督を受ける者とされ、雇用は認められる。

(3) Frank Yoshihide Hanano 弁護士からの聴取内容

ブリテイシュ・コロンビア州には120社ほど日本企業が進出している。

フォーリン・リーガル・コンサルタントが過去14人いたことがあるが、現在、減って7名(米国ワシントン州5名、カリフォルニア州1名、日本1名)である。

ブリテイシュ・コロンビア州の要件は非常に厳しいといえる。もしかしたら、今後フィデリティ・ボンドが不要になるかもしれない。フォーリン・リーガル・コンサルタントとなった日本の弁護士の申請の場合、その日本弁護士は州内に不動産を有していた。不動産をmortgageにし、ローソサイエティはそれを担保にとった。フィデリティ・ボンドの要件を満たす方法として一番簡単なのは同州弁護士の事務所に雇われることである。日本の弁護士の一件で、ローソサイエティはother securityでもよいとの規定改正を行った。

雇用・共同経営はブリティッシュ・コロンビア州の法律及びローソサイエティの規則で不可能と考える。

事務所の共同使用 (sharing office) が可能かどうかは分からない。デスクを置かせるといふものであれば可能であるが、パートナーシップのようなものに近付くと認められないのではないか。ネットワークシステムは exclusive なものと non-exclusive なものと分けて考えなければならない。フォーリン・リーガル・コンサルタントは個人の資格で与えられるからローファーム名称を名乗ることはできないであろう。

司法試験は 3 days 試験と言われ、1 日目は 4 つのエリアの基本的な学科試験で、残りの 2 日間で倫理的問題及び実務的試験が行われる (ディスカバリーなどの問題)。

3 司法管区を超える (異法域間) ローファームの問題とプロトコール

(1) 憲法判決をめぐる動き

ブリティッシュ・コロンビア州弁護士 (オンタリオ州弁護士の資格も有する) がオンタリオ州弁護士とパートナーシップを組むという案件で、ブリティッシュ・コロンビア州の Legal Profession Act の 32 条が、同州の資格のないカナダの他州の弁護士とパートナーシップまたは類似の association を組むことを禁じているのは、憲法上の権利 (Canadian Charter of Right and Freedoms) の結社の自由を反するとの判決が 1988 年 9 月 6 日に出された。

また、アルバータ州のローソサイエティのルールが、同州弁護士が、同州に居住して同州の弁護士資格を有する者以外の者とパートナーシップを組むことを禁じているが、そのルールに反して同州弁護士が interprovincial partnership (異州間パートナーシップ) を組んだ案件で、上記禁止規定は憲法上の移動の自由を反するとの判決が、1989 年 4 月に出された。

(2) 現在討議中の司法管区を超えるローファーム (Interjurisdictional Law Firm) に関するプロトコール (案) の内容

プロトコールは、任意団体であるカナダ弁護士会連合会が各州・区 (province) に対して採用を求めるモデルであり、各州・区がこれを立法した場合にのみ効力を有することはいうまでもない。

プロトコール(案)の要点

プロトコールの主要な点は次のとおりである。

- (1) 司法管区を超えるローファーム (Interjurisdictional Law Firm)とは、外国またはカナダの他州の法域に一つの事務所を持ちつつ、当州(プロトコールを採用した州)で活動するローファームで、パートナーまたは株主の中に当州の弁護士でない者が含まれているものである。
- (2) 当州のローソサイエティは、Interjurisdictional Law Firm の認可を行う。
- (3) Interjurisdictional Law Firm のパートナーの一人以上が当州の弁護士であり、かつ、主として当州で実際に弁護士業務を行うのでなければならない。また、法律専門家法人(professional law corporation)の場合、一人以上が議決権のある株主(voting shareholder) でなければならない。
- (4) Interjurisdictional Law Firm の認可の要件として、①Interjurisdictional Law Firm が活動するすべての法域で、当州のローファームがこの制度と実質的同等の取扱いを受けていること、②当州内に業務に関する記録・帳簿が保管され、当州のローソサイエティまたは指定する代理人の要望により、閲覧に供することがある。
- (5) (4) についてすべての法域がこのような相互主義を満たさなくても、Interjurisdictional Law Firm が活動する法域の数を考慮してこれと異なる取扱いができる。
- (6) Interjurisdictional Law Firm が認可を受けていない場合、Interjurisdictional Law Firm のメンバーは当州で法律業務を行うことができない。但し、(7) が適用された場合を除く。
- (7) Interjurisdictional Law Firm が認可を受けていない場合でも、そのメンバーである F L C は、その F L C の業務範囲内において当州で活動することができる。
- (8) 職業不適性行為や認可条件に反した場合、懲戒委員会は法律及びローソサイエティの規則で定める手続により、Interjurisdictional Law Firm に対し、業務停止、10万ドル以下の罰金(fine)、認可の取り消しを含む懲戒を行うことができる。

別紙（Ⅱ 2（2）において引用）

[1993年3月15日付けモリソン・アンド・フォースター社 フィッシャー氏
発外務省北米第二課・上田事務官宛て書簡（翻訳）]

拝啓

2月27日のワシントンにおける法務省・日弁連代表団を交えた会合で、貴官は、在京事務所を含む多数の事務所を持つ我々のようなローファームにおいて、法律業務に関わる一定の政策決定が如何に行われるかについて、質問されました。私よりは、我々の会社において、決定に至る手続は関連の状況や事項によって異なると説明しました。会合の最後に、貴官は、会合で私が説明した4つの場合に取りられる手続について、再度書面にて説明してくれないかとお聞きになりました。私はまた、我々のサンフランシスコ事務所のカール・アンドゥリに、その後サンフランシスコで貴官及び法務省・日弁連代表団にお会いする際に貴官の依頼について確認するよう頼みました。

ワシントンでの会合では、私としては、我々のローファームが以下の4つのタイプの事項を扱うにあたり、それぞれどのように異なった手続を取るかを明らかにするように努めました。

1. 我々のローファームは、ローファーム全体に影響するような政策や運営上の事項について、定期的に考慮を加えます。これら事項の例としては、パートナーの報酬や会社全体の新しいコンピュータシステムの購入等があります。これら事項は在京事務所のパートナーを含む全てのパートナーによって取扱われ採決が行われます。

2. より頻繁には、在京事務所等の個々の事務所のみ影響を与える政策及び運営上の問題が起きます。そうした「ローカルな問題」は、例えば、ローカル事務所で使用する物品・サービスの選択や維持、事務所に関連した事業展開活動、及び事務所の休日の活動等です。殆どの場合、そうしたローカルな問題は当該事務所のみで、或いは本社の経営スタッフからの情報を得て、取り扱います。従って、例えば、在京事務所のみ関係するような殆どの運営上の事項は在京のパートナーが取扱います。

3. 主要な法律事項、例えば有価証券取引や企業合併に関する意見レター等は、我々のローファーム全体の「意見委員会」によって定められた手続に従って承認されなければなりません。これらの手続の下においては、そのような意見レターは、意見の出される管轄地で法律業務を行う資格を持つ少なくとも2名のパートナーによって承認されなければなりません。例えば、ニューヨーク州法の下で意見を出す必要のある取引の場合には、意見レターは少なくとも2名のニューヨーク州弁護士であるパートナーによって見直され承認されなければなりません。同様に、カリフォルニア州法の下で意見レターが出されなければならない場合には、レターは少なくとも2名のカリフォルニア州弁護士であるパートナーによって見直され承認されなければなりません。

4. 世界中における我々の色々な事務所では、頻繁に、個々の顧客の問題がおこります。我々のローファームの他事務所の弁護士による助力や特別の専門性が必要な場合以外は、通常、そうした問題は個々の事務所の弁護士が全て取扱います。従って、例えば在京事務所顧客に関連する問題が起こった場合、我々のローファームの他事務所或いは他のローファームの弁護士による助力や特別の専門性が必要な場合以外は、在京事務所の弁護士が取扱います。

以上の区別が貴官にとって有益なものであることを望みます。

敬具

リチャード・フィッシャー

欧州調査報告書

- 1 連合王国
- 2 フランス
- 3 ドイツ
- 4 オランダ
- 5 ベルギー
- 6 EC

連合王国

(制度の概要)

1 法律事務の独占

訴訟代理、Probate（裁判所における遺言検認手続の開始に際して法律上要求されている書面の作成）を除き、ソリシター及びバリスターの独占業務はなく、法律相談、契約書等の書面の作成を行って報酬を受け取ることについては特段の資格を必要としない。

また、非EC加盟国の外国弁護士も、ロー・ソサイエティへの登録の有無にかかわらず、知識・能力がある（competent）ならば、母国法以外の法（英国法を含む）に関する法律サービスを提供することについては規則がなく可能である。もっとも、ロー・ソサイエティは、外国弁護士が資格を取得していない法律（英国法など）を取り扱う場合には、知識・能力（competence）の点で倫理上問題となり得るので、十分注意をするように（must exercise great caution）との警告を出している。

2 多国籍パートナー・シップ（MNP・・・Multi-National Partnership）

1990年裁判所及びリーガル・サービスに関する法律（以下、「90年法」という。）により、それまで法律で禁止されていたソリシターと外国弁護士との間のパートナー・シップが法律上は容認されることとなり、ロー・ソサイエティが定める規則（効力発生の条件として、大法官又は記録長官の承認を要する）においてそれを可能とすることができることとされた。そして、ロー・ソサイエティは、多国籍法律業務規則（Multi-National Legal Practice Rule）を制定し、外国弁護士が一定の要件の下に、ロー・ソサイエティに登録することが認められ、英国のソリシターが登録外国弁護士（RFL・・・Registered Foreign Lawyer）とパートナー・シップを締結することができる旨を定めた。なお、ロー・ソサイエティは、ソリシターとMNP（多国籍パートナー・シップ）を組むことが許容されると認定した海外の法曹資格をリスト化しているが、そのリストには、EC加盟国、EFTA諸国、コモンウェルス諸国、米国など多数の国の弁護士相当職とともに、日本の弁護士（Bengoshi）も記載されている。この多国籍法律業務規則は1992年1月1日に施行された。

なお、MNPに関与する（すなわち、居住の有無に関係なく、イングランド及びウェールズに関する業務活動をする）地位にある外国ローファームのパートナーの外国弁護士は、英国内（厳密には、イングランド及びウェールズ内）で

practiceを行っていると考えられ、RFLとして登録するよう、ロー・ソサイエティは求めている。

3 ソリシターの雇用

外国弁護士がソリシターを雇用することは可能であるが、1990年ソリシター業務規則 (Solicitors' Practice Rule) 第4条第1項により、ソリシターでない者 (外国弁護士を含む) に雇用されたソリシターは、直接依頼者 (クライアント) に法律サービスを提供するなどソリシターとしての業務を行うことができない。

しかしながら、同業務規則第4条第2項により、外国弁護士がロー・ソサイエティに登録してRFLとなり、英国ソリシターとMNPを締結した場合には、MNPに雇用されたソリシターは、直接クライアントに法律サービスを提供するなどソリシターとしての業務を行うことができる。

4 異業種間パートナー・シップ (MDP・・・Multi-Disciplinary Partnership)

90年法により、それまで法律で禁止されていたソリシターとソリシターでない者とのパートナー・シップが法律上は容認されることとなり、ロー・ソサイエティが定める規則にその可否の決定権限が委ねられた。

現在、ロー・ソサイエティは1990年ソリシター業務規則第7条第6項によって、MDPを禁止している。

(ロー・ソサイエティにおける説明の概要)

1 RFL (登録外国弁護士)

1993年4月29日現在、ロー・ソサイエティに登録済のRFLの数は合計89名 (そのうち米国弁護士は36名。その他の多くはEC諸国の弁護士。南アフリカ共和国やイスラエルの弁護士も1~2名存在。) である。

一般的な予想よりも登録者数が若干少ないが、その最大の原因はリセッションの影響と思われる。しかし、公共の利益の保護の観点から規則を厳しくしていることも影響しているかもしれない。

RFLの登録料はソリシターの3分の2である。RFLであれば、英国に居住・非居住の区別なく、また英国での業務に直接関係があるか否かに関係なく、一律の料金となっているが、現在、英国での業務に直接関係がない非居住の外国弁護士の登録料を値下げすることを検討中である。

RFLは、ソリシターと同じロー・ソサイエティの規則の適用を受け、したがってロー・ソサイエティの監督に服することになる。RFLでない外国弁護士はそのような規則の適用を受けない。

RFLがロー・ソサイエティの規則を遵守することを担保する手段としては、規則違反者の登録を取り消すことが考えられている。

2 MNP (多国籍パートナー・シップ)

(1) 現状等

1993年4月29日現在、MNPを締結しているローファームの数は22である。そのうち、米国ローファームと英国ソリシターとのMNPもあるが、大半は英国ローファームと他国弁護士とのMNPである。

ロンドンに進出している米国ローファームのほとんどがMNPを締結していないが、それは、ローファームのパートナー全員が登録すると、登録料が多額なものとなるなどの点から、デメリットが大きいと考えられているからのものである。

(調査団との会合に)出席していたソリシターが所属しているローファームでは、カリフォルニア州弁護士とMNPを締結しているが、同弁護士は公共事業(電気、ガス等)の専門家であり、英国ソリシターには同弁護士のような知識、能力を有する専門家がいなため、同弁護士がパートナーとして存在していることは大変有益である。依頼者にはアソシエイトでは二流(second class)的な印象があるため、有能な外国弁護士をパートナーとしたほうが依頼者に安心感を与えることができ、ローファームとしてもメリットがある。

(2) MNPにおいて登録の対象となる外国弁護士パートナーの範囲

米国ローファームのパートナーである米国弁護士の一部のみがロー・ソサイエティに登録してRFLとなり、英国ソリシターとMNPを締結している例がある。ロー・ソサイエティとしては、このような副次的パートナー・シップ(subsidiary partnership)を一応認めている。しかし、ロー・ソサイエティ国際委員会委員長であるMs. Woolfは、外国ローファームの全パートナーはMNPに影響を及ぼし得るのであるから、MNPについて責任があり、したがって全パートナーがロー・ソサイエティに登録してRFLとなるのが原則とするのが望ましいと考えている。大法官もそれが本来正しいアプローチであると考えているとのことである。

外国弁護士をロー・ソサイエティに登録させれば、前述のように、ロー・ソサイエティの規則を当該RFLに遵守させることができ、仮に遵守しなかった場合には、登録の取消しという制裁を加えることができ、公共の利益の観点から望ましい。

しかしながら、外国ローファームの全パートナーが登録をしなければならな

いとすると、登録料が相当多額なものとなるため、大多数の米国ローファームのように、結局登録を嫌ってかMNPの締結がなされないことになる。(この場合でも、外国ローファームは、英国法を扱っても違法ではなく、また、何らロー・ソサイエティの監督を受けることはないので、依頼者から民事損害賠償請求などがなされる可能性があることを除けば、英国法を含む法律事務の取扱いが野放し状態になることになる。)

そこで、Ms. Woolf国際委員会委員長としては、外国ローファームの外国弁護士パートナーがロー・ソサイエティに登録することを促すためには、英国での業務に直接関係がない英国に非居住の外国弁護士パートナーの登録は不要とするか、そのような外国弁護士の登録料を値下げするという2つの方法が考えられるところ、公共の利益の観点からは、やはり英国での業務に直接関係がない非居住の外国弁護士パートナーの登録料を非常に低いものにしてでも、登録をさせたほうがよいとの意見で、そのような低額の登録料を認めることを検討中である。

なお、外国ローファームのパートナーである外国弁護士の一部のみがロー・ソサイエティに登録してRFLとなり、英国ソリシターとMNPを締結するsubsidiary partnershipにおいて、RFLとなっていない外国弁護士パートナーも当該MNPに対して責任を負うか否かを決定するに当たっては、当該MNP (subsidiary partnership) の名称が当該外国ローファームの名称と同じか否か、レターヘッドに誰がパートナーと記載されているか、RFLとなっていない外国弁護士パートナーも英国ソリシターが得た報酬の分配に与かっているか否かが重要な決め手になろう。

3 バリスターと外国弁護士との提携

バー・カウンセルの行動規範 (Code of Conduct of the Bar of England and Wales) 211 条によって、バリスターは、海外においては、外国弁護士とパートナーシップを締結することは可能であるが、英国内では、外国弁護士のみならず、他のバリスターやソリシターと収益の分配をすることも認められていない。

4 MDP (異業種間パートナーシップ)

ロー・ソサイエティの会員の間では、MDPが認められることになると、ソリシターの事務所が公認会計士事務所との競争に負けて乗っ取られてしまうとの不安があり、その他の理由もあって、長年MDPには反対してきた。現在、ロー・ソサイエティにおいてMDPを認めるべきか否かを真剣に討議しているところであるが、現時点では消極的な意見が多い。

なお、仮に法人化している公認会計士事務所とのMDPを認めることになれば、これまでのように個人をロー・ソサイエティに登録することは困難であり、ファーム自体を登録せざるを得なくなるであろう。

(訪問先Aローファーム〔仮称〕における説明の概要)

1 同ローファームの概要

ワシントンDCに本部を置く米国ローファームであり、85名のパートナーと170名のアソシエイトがいる。

ロンドンでは約20年間業務活動(プラクティス)をしている。約20年前にロンドンに進出した際には、米国のクライアントが中心であったが、現在は米国に何らかの関係のあるECのクライアントが中心となっている。その中で英国法の比重は小さく、ロンドンにいながら、米国法や英国法だけではなく、ドイツ法なども取り扱っている。

1988年から英国ソリシターとは密接な提携関係を結んで業務を行ってきたが、1992年1月1日からMNPが可能となったので、英国ソリシター2名をパートナーとして迎え入れた。

現在、ロンドン事務所には、パートナー4名(米国弁護士1名、英国ソリシター2名、ドイツ弁護士1名)、カウンセラー1名(米国弁護士)、アソシエイト2名(英国ソリシター1名、ドイツ弁護士1名)がいる。

ロンドン事務所のパートナーの米国弁護士1名及びドイツ弁護士1名はもちろんのこと、ワシントンDCの本部にいるパートナーの米国弁護士のうちロンドンのプラクティスに関係のある者も含めて合計約20名がロー・ソサイエティに登録してRFLとなっている。

2 MNPのメリット、デメリット

(1) 同ローファームにとって

国際的な問題についてクライアントにアドバイスする際に、英国ソリシターがローファームの外にいるよりも、パートナーとして中にいたほうが望ましいと考えたのでMNPを締結することとした。また、そのことによって、クライアントの側からの信頼を高めることができた。

MNPを締結することによって、クリフォード・チャンス(Clifford Chance)などの大手英国ローファームが競争相手になったということはあるが、同ローファームが提供する法律サービスが良いとの評価があるため、クライアントからの依頼はある。また、英国ソリシターとMNPを締結してから、英国の地方

にいるソリシターから事件の周旋 (referral) が得られるようになった。

MNPの締結により、conflict of interest (クライアント間の利益衝突) の問題を特に意識しなければならないこととなったが、この問題の取扱いが困難になったということはない。というのは、conflict of interestについては、常に意識して、コンピューターにクライアントのリストを入力するなどして、チェック機構を万全のものとしているからである。

また、MNPの締結により、例えばRFLであるワシントンDC弁護士は、ワシントンDCの弁護士倫理のみならず、ロー・ソサイエティの規則にも従う義務が生じることとなり、負担は増えたが、これについても特に困難が生じたということではない。

(2) 英国ソリシターにとって

現時点におけるMNPのインパクトは小さく、このことは、将来においても変わらないものと思われる。なぜならば、MNPは、英国ソリシターの業務の中では小さな範囲の国際法律業務に関するものだけであり、他の一般的な業務を行う英国ソリシターに影響がほとんどないからである。

(3) クライアントにとって

クライアントに法律アドバイスをするに当たっては、当該クライアントの文化的なバックグラウンドが分からなければ、きちんとしたアドバイスをすることができない。そこで、クライアントと文化的なバックグラウンドを共通にするパートナーを迎え入れることにより、クライアントからの質問に対してより良い答えを提供することができることとなる。これが、MNPによるいわば多文化 (multi-cultural practice) のメリットである。

3 MNPにおいて登録の対象となる外国弁護士パートナーの範囲

同ローファームでは、ワシントンDCの85名のパートナーのうち、ロンドンのプラクティスに関係のある約20名がロー・ソサイエティに登録しただけで、残り約65名については登録しなかったが、その大きな理由の一つは、全員が登録することになれば、ロー・ソサイエティに支払う全員の登録料 (registration fee) 及び損害賠償基金への拠出金 (compensation fund contribution) が多額になることであり、もう一つの大きな理由は、ロー・ソサイエティに登録するためには、米国において弁護士登録事務を取り扱っている裁判所や弁護士会から資格証明書を手入れしなければならないが、その際裁判所や弁護士会の担当者が英国の弁護士制度に熟知していないため、なぜ資格証明書が必要なのかなどとの質問に対する説明に時間が長く取られるので、ロンドンでのプラクティスに直接関係

していない約65名のパートナーに登録するよう説得することが事実上困難であったことである。

ロー・ソサイエティからは、同ローファームのワシントンDCのパートナー全員が登録する必要があるとは言われなかった。

4 RFLではない同ローファームのパートナーの責任の範囲

RFLではない同ローファームのパートナーの米国弁護士約65名が、英国ソリシターの不正（不当・怠慢）行為（malpractice）についての責任があるか否かについては、必ずしも明確ではないが、米国のパートナー・シップについての基本的な考え方によれば、責任はないということになるのではなかろうか。

5 米国弁護士・米国司法制度の英国司法制度に対する影響等

1960年代にニューヨークのローファームであるクリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン（Cleary Gottlieb Steen & Hamilton）がロンドンに進出し、ファイナンスの分野に関してテクノロジーを駆使した法律サービスを提供し始め、それがロンドンの弁護士界に衝撃を与えたことがある。英国ソリシターにとって大変な脅威とみられたのであるが、英国ソリシターは、英国においては、自己の管轄区域（home jurisdiction）であることの強みがあり、この点で競争力があることが判明した。

90年法の改正によって、バリスターとソリシターの垣根が低くなったが、それに関しては、米国弁護士の影響というよりは、米国で学んだ英国ソリシターの影響があったと考えられている。

ところで、仮に、米国弁護士や米国司法制度が英国司法制度に対して影響を与えたとしても、その影響が良いものか、悪いものかをきちんと考える必要がある。

パートナー・シップは、新しいパートナーの選出、事務所の開設その他のマネージメントをパートナー会議において決定することを本質としており、個別の事件にパートナー・シップが介入するというのは、米国や英国の概念にはない異常なことである。

英国においては、米国ローファームであっても、米国流の手法に固執していたのでは、競争に負けることになる。英国流をも加味した手法、いわゆるミドル・ポイント（middle point）のやり方が最も適切に思われる。

なお、ローファームは一般に評判を非常に気にするので、請求書の金額を上げるために仕事をしているということになると、その後仕事の依頼が来なくなり、大きなマイナスであるので、そのようなことは普通しないはずである。

(訪問 B 法律事務所〔仮称〕における説明の概要)

1 同事務所の特徴等

1987年にロンドン事務所が設立され、現在日本の弁護士1名と事務員3名が働いている。ロンドンに進出している唯一の日本の法律事務所である。

設立当初、バリスターを雇用していたことがあったが、被雇用のバリスターがクライアントに直接法律サービスを提供することができないとの制約があることなどもあって、現在ではバリスターやソリシターを雇用していない。

2 ロンドンにおける英国ソリシター、外国弁護士の現状等

ロンドンには外国弁護士が多数存在しているが、その中でクライアントからの依頼が多く、利益を上げているのは米国弁護士のみであろう。この点は米国の弁護士制度と関係があるのかもしれない。

英国では、アソシエイトは常にパートナーに監督されている存在であるという前提の下で行動している。この点は日本の弁護士と異なっているように思われる。

東京に事務所を持っている英国ローファームの多くは、外国法事務弁護士として東京事務所に派遣されることを希望しない所属ソリシターが多いため、候補者不足に悩んでいるようである。

フランス

(制度の概要)

1 法律事務の独占

若干の司法及び法律専門職の改革に関する1990年12月31日の法律第90-1259号(1)(以下、「90年弁護士法」という。)が施行された1992年1月1日以前は、訴訟代理は弁護士であるアボカ(avocat)に独占され(商業裁判所についてはアボカによる独占はない)、法律文書に公証力を付与する業務は公証人であるノテール(notaires)に独占されていたが、それ以外の一般の法的助言、契約書等の作成は、特段の資格を必要とすることなく、誰でも報酬を得て行うことができた。

なお、90年弁護士法の施行前は、1971年12月31日法律第71-1130号(以下、「71年弁護士法」という。)によって弁護士制度は規律されていたが、71年弁護士法施行前は、誰でも法律顧問の名称であるconseil juridique(conseil juridique)を名乗って法律相談などの法律事務を行うことができたが、71年弁護士法によって、conseil juridiqueを登録制度とし、一定の資格取得要件が定められた。すなわち、conseil juridiqueを名乗って法律事務を行うためには、資格取得要件を満たした上、検事正によって作成された名簿に登録をすることが要求されたのである。外国弁護士については、71年弁護士法施行前は、自由にconseil juridiqueを名乗って法律事務を行うことができたが、その後は、conseil juridiqueの資格名称を名乗るか否かにかかわらず、conseil juridiqueの名簿に登録することが要求され、しかも、相互主義を満たす外国の出身者であることが要件とされた(もっとも、既得権者に対する例外措置はあった。)。この相互主義の要件が、1974年に米国ニューヨーク州がフォーリン・リーガル・コンサルタント制度(外国弁護士受入制度)を採用した直接の動機となっている。

そして、90年弁護士法施行前には、フランス人のみならず、多くの外国弁護士が、conseil juridiqueと名乗って、ビジネス・ローを中心に法律相談などの法廷外業務に従事していた。

しかし、90年弁護士法は、アボカとconseil juridiqueを統合して新アボカ(新アボカも「アボカ」と呼ばれている。)とする改革を行うとともに、原則として、無資格者(新アボカ、国務院付き代訴士、破産院付き代訴士、控訴院付き代訴士、ノテール、執行吏、管財人、競売吏、法定清算人以外の者)が他人のために報酬を得て法律相談、契約書等の私署証書の作成を行うことを刑罰を

もって禁止した（同法第72条、第66-2条、第54条）。ただし、公認会計士など正規の職業活動に従事している者が、許可された範囲内で業務に付随する法的助言や私署証書の作成をすることは認められるとした。

なお、90年弁護士法施行時にコンセイユ・ジュリディックの資格を取得していなかった非EC加盟国出身の者（外国弁護士など）が新アボカの資格を取得するためには、90年弁護士法によって、当該出身国が「（当該者が）フランスにおいて従事することを意図する職業活動を同一条件の下で、当該出身国において、フランス人が遂行することができることを承認する」という相互主義を満たすことが要件とされている（同法第11条）。また、非EC加盟国出身の外国弁護士で弁護士職適性証書（CAPA（certificat d'aptitude a la profession d'avocat））を有しない者は、フランスの弁護士会に登録されるためには、コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat、法制局と最高行政裁判所を兼ねたもの）を通した政令（décret）によって定められる方式に従ったフランス法に関する知識検定試験に合格しなければならないとされている（同法第11条）。

ところで、アボカとコンセイユ・ジュリディックを統合して新アボカとし、アボカに法律事務を独占させることとした契機に関連するものとして、従来会計士事務所がフランス人のコンセイユ・ジュリディックを雇用し、または、これとパートナー・シップを組み、フランス法の取扱いを広範に行ってきたことに対し、何らかの規制が必要であるとの意向を弁護士会が示していたことがある。

そして、会計士事務所の法律分野からの撤回を求めて、法律施行後5年以内に会計士事務所から法律部門が独立する義務が課されている。

2 MNP（多国籍パートナー）及びアボカの雇用

90年弁護士法は、新アボカの活動形態について、個人や組合、専門職民事会社、自由業会社、自由専門職商事会社（株式会社、有限会社等）などの構成員又は被雇用者などとして活動することができると定めている。

そして、90年弁護士法施行時（1992年1月1日）に既にコンセイユ・ジュリディックの資格を取得していた外国弁護士は、自動的に新アボカの資格を取得することができることとされた（同法第1条第1項）ので、このような外国弁護士は、従来コンセイユ・ジュリディックであった新アボカとはもちろんのこと、従来からアボカであったフランス弁護士の新アボカとのパートナー・シップも認められることとなった。

90年弁護士法施行前は、アボカがアボカに雇用されること自体が、独立性を害するものとして禁止されていたが、90年弁護士法によって、新アボカが新ア

ボカ（従来のコンセイユ・ジュリディックを含む）や新アボカで構成される組合、専門職民事会社、自由業会社、自由専門職商事会社（以下、弁護士によるものを「弁護士会社」という。）などに雇用されることを認めた（同法第7条）。ただし、被雇用の新アボカは独立性を享受し、労働条件による限定以外には雇用者に従属しないとされ、自己の独立性に鑑み良心・信条に反すると判断する任務を回避する権利は侵害されないと定められている。

（パリ弁護士会における説明の概要）

1 ローファーム名称、MDP（異業種間パートナー・シップ）

(1) 外国弁護士は、フランスの弁護士倫理に従う限り、所属しているローファームの名称を使用することは許されている。

以前は、外国のローファームの名称の下でアボカが働くことについては、外国に支配されているようだと反対する意見があったが、現在では、アボカが外国ローファームにおいて、外国ローファームの名称の下で働くことについては、フランスの弁護士倫理に従っている限りにおいては、何らの問題もないとされている。

(2) 法律事務所（アボカの事務所）と会計士事務所を兼ねることは弁護士倫理に反するとされており、弁護士倫理違反を行えば、弁護士会よりの除名、事務所の閉鎖命令などの制裁を受けることになる。

なお、90年弁護士法施行前は、いわゆるビッグ6などと呼ばれる大会計士事務所には、法律部門があり、所属のコンセイユ・ジュリディックがクライアントに対して法律サービスの提供を行っていたが、90年弁護士法施行とともにコンセイユ・ジュリディックが新アボカになったため、法律事務所と会計士事務所が併存する弁護士倫理違反の事態が発生することとなった。そこで、法律部門を有する会計士事務所は、新法施行後5年以内（1997年1月1日まで）に法律部門を会計士事務所から独立した組織としなければならないこととされた。独立した法律部門については、資本は弁護士たるアボカが所有しなければならないとされ、名称も会計士事務所のものとは別個のものを使用しなければならないとされている。

2 米国弁護士・米国ローファームの影響

(1) 米国ローファームがフランスに進出したことの影響として、フランスの法律事務所が他のヨーロッパ諸国に進出することができるようになったということが挙げられる。

(2) 広告・宣伝についての考え方や報酬の問題に関して影響が考えられる。フランスは他の欧州諸国と同様に成功報酬 (contingent fee) を禁止している。米国ローファームにもフランスの報酬制度に従わせている。

(3) 米国ローファームの進出により、フランスがより訴訟が多い社会となったとは認められない。

フランスの弁護士倫理では、弁護士自らが依頼者を探してはならないとしているが、この点についても、米国の制度に左右されて譲歩するようなことはしていない。

フランスとしては、以上の点については、米国もフランスに学んでほしいと考えている。

(4) フランス最大のローファームは、元々アボカの事務所であったジイド・ロアレット・ノエル (Gide Loyrette Nouel) であるが、第2、第3の規模のローファームは、ニューヨーク州のローファームであるクデール・ブラザーズ (Coudert Brothers) と連合王国のローファームであるクリフォード・チャンス (Clifford Chance) である。クデール・ブラザーズやクリフォード・チャンスには、元コンセイユ・ジュリディックであったアボカが働いているが、いずれもフランスの弁護士倫理をきちんと遵守しているものとする。

国際法律業務の発展に伴い、依頼者間の利益の対立、すなわち conflict of interest が生じる可能性が高まっているが、クデール・ブラザーズやクリフォード・チャンスでは、依頼者の利益を守るため、そのような conflict of interest が生じないように厳しい姿勢で対応していると認識している。クデール・ブラザーズやクリフォード・チャンスが将来においても弁護士倫理を守っている限り、何ら問題はない。

(フランス司法省民事局における説明の概要)

1 90年弁護士法の施行

(1) 新法は、アボカとコンセイユ・ジュリディックの双方からの要請があって実現したものであり、司法省としては新法によってアボカとコンセイユ・ジュリディックが統合されたことは非常な成功であると考えている。

(2) 法改正に当たっては、外国弁護士にいかなる待遇を付与すべきかについて十分な議論を行ったが、外国人に特別の身分を与えるのは不相当であるということになった。その結果、コンセイユ・ジュリディックの資格を有している外国弁護士について、フランス人と同じように、アボカとしてのすべての活動を認

めることとした。新法施行後約1年4か月が経過しているが、この結論は間違っていないかと思っている。

- (3) 合併によるアボカとコンセイユ・ジュリディックの制度の調整やその他の問題についてはこれまで十分に対処してきた。しかし、今後も若干の調整が必要となるかもしれない。

2 新アボカの資格を有しない外国弁護士活動形態

- (1) 新アボカの資格を有しない外国弁護士についての特別の受入制度はない。したがって、このような外国弁護士は、新アボカやローファームにトレーニーとして雇用されて仕事をするのみが可能であり、その場合にも、このような外国弁護士が個人の資格・名前で仕事をする事ができず、仕事の責任は雇用者である新アボカやローファームが負うことになる。
- (2) 新アボカの資格を有しない外国弁護士も、弁護士会社（弁護士が行う自由職業会社）の持分（株式）を取得することはでき、その持分（株式）を通して弁護士会社の活動に参加することはできる。この場合も、自己の名前で活動することはできない。

弁護士会社の持分（株式）の取得に当たっては、国籍による制約はないが、持分（株式）の4分の3以上は実際に業務を行うアボカ（フランスの弁護士に登録されている者）によって所有されなければならないとされている。

そのほか、一般外国投資規制も受けることになる。

3 非EC加盟国出身の外国弁護士が新アボカとなるための要件

(1) 相互主義

相互主義の適用に当たっては、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応していく考えであるが、以下の2つの視点から考えるべきものである。

① 弁護士会登録の要件

外国弁護士の母国（原資格国）が、その国で業務を行おうとするフランス弁護士（アボカ）に対し、その国の司法試験の合格を要求する場合には、フランスも当該外国弁護士に対してフランスの司法試験の合格を要求することになる。

しかし、その国が、その国で業務を行おうとするフランス弁護士（アボカ）に対し、より簡易な試験を課す場合には、フランスも当該外国弁護士に対してフランスの司法試験よりも簡易な試験を課すことになる。

② 弁護士の活動範囲

外国弁護士の母国（原資格国）において、フランス弁護士（アボカ）に対

してその国の弁護士と同等の無制限の活動が認められている場合には、フランスの新しい制度と同等であるので、相互主義が満たされている。

しかし、その国において、フランス弁護士（アボカ）に対して外国法（フランス法）及び国際法に関するコンサルタント活動のみを認めるにすぎない場合には、フランスの新しい制度と同等ではなく、相互主義が満たされていないことになる。（日本や米国は、いずれもフランス弁護士であるアボカに自国の弁護士と同等の活動を認めてはいないので、相互主義は満たされていないことになる。）

なお、現時点では、相互主義の要件を撤廃する考えはないが、永久に撤廃しないというのではない。ガット・ウルグアイラウンドとの関係でも他の締約国の対応を見る必要があると考えている。現在、ガットの間では、相互主義を維持する場合に必要な最恵国待遇の免除リストを申請していないが、現時点で申請している必要性があるとは考えていない。

(2) フランス法に関する知識検定試験（相互主義が満たされた場合に実施）

90年弁護士法の下位法令である1991年11月27日デクレ（d0cret、政令）第100条によって、フランス法に関する知識検定試験（法律知識をコントロールする能力の有無を判断する試験）の方式及び科目がアレテ（arr9t0、省令）によって定められることとなり、このアレテは1993年1月7日に発布された。

4 MNP（多国籍パートナー・シップ）、MDP（異業種間パートナー・シップ）

(1) MDP

フランスの弁護士倫理では、CCBE（ヨーロッパ弁護士団体連合会）の行動規範（code of conduct）と同様に、原則としてアボカはアボカでない者との報酬（収益）の分配（fee-sharing）が禁止され、死亡したアボカの相続人やアボカを辞めた者に関してのみ、一定の場合に例外的にアボカとの報酬（収益）の分配が認められている。

したがって、アボカと会計士などとのMDPは禁止されている（ただし、1997年1月1日までの猶予期間内においては、会計士事務所にアボカがパートナーとして存在していることは認められる。）。

(2) MNP

① グローバル・パートナー・シップ

EC域内においては、アボカが他のEC加盟国の弁護士と報酬（収益）を分配することは認められている。

ただし、非EC加盟国、例えば米国のローファームのパートナーとフラン

スのローファームのパートナーが報酬（収益）の分配を含むパートナー・シップ（いわゆるグローバル・パートナー・シップ）を組むことができるか否かについては、議論の余地があり、Ader前パリ弁護士会長は、そのような形態のパートナー・シップには問題があると考えており、弁護士倫理（アボカの独立性）の観点から十分な検討を加える必要があるとの個人的見解を有している。

② 既得権の保護

90年弁護士法施行前に、フランス人のコンセイユ・ジュリディック（新法施行により新アボカとなる）とパートナー・シップを組んでいた外国弁護士のコンセイユ・ジュリディック（新法施行により同様に新アボカとなる）所属の外国ローファームについては、既得権の保護が認められ、新法施行後も従来のパートナー・シップが許されている。

そのような外国ローファーム、例えば米国ローファームのフランスにおける事務所において、一人でもアボカである米国弁護士が当該事務所に残っている場合には、従来の名前で仕事ができる。

（訪問Cローファーム〔仮称〕における説明の概要）

1 同ローファームにおけるMNP（多国籍パートナー・シップ）の実例

(1) MNPの実情

同ローファームは、パリ、リヨンのほか、ブダペスト（ハンガリー）やタリン（エストニア）にも事務所を開設しているが、ブダペストやタリンの事務所にいる弁護士（それぞれの国における地元弁護士）との間には完全なパートナー・シップ契約（いわゆるグローバル・パートナー・シップ契約）を結んでいない。

フランス政府がハンガリー政府から依頼を受けた私有化（privatization）助成事業を請け負うために、ブダペストの優秀な弁護士1名をパートナーとして迎え入れ、6名のハンガリー弁護士を雇用してブダペスト事務所を開設した。他の国に事務所を開設する場合に、単に支店を設けたり（branch out）、連絡事務所（liaison office）を設置することは成功の鍵ではなく、その地における優秀な弁護士を迎え入れ、高品質のローカル・プラクティスを行うことが重要であると考えている。

(2) MNPのメリット

ブダペストやタリンの事務所にいる地元弁護士（外国弁護士）と単なる業務

提携ではなく、パートナー・シップを組むこととしたのは、パートナー・シップ以外の形態では、提携先の地元弁護士（外国弁護士）がクライアントを取ってしまうのではないかと心配があり、クライアントが我々のものであると安心して業務を行うためには、パートナー・シップでなければならないからである。

また、海外で本格的な業務を展開するためには、報酬（収益）を共同で管理する必要があり、その点でもパートナー・シップが優れている。

(3) MNPのマネージメントの実情

パリ、リヨン、ブダペスト、タリンの各事務所において取り扱う情報の規格化を行い、コンピューターで情報管理を行い、本部のパリ事務所にアクセスしなければ情報が得られないようにしている。

また、コンピューターの使用言語は英語とし、外国弁護士にはパリで6か月間研修を受けさせ、各事務所には本部のパリ事務所からフランス弁護士及び英語の分かる秘書を送り込むことなどによって各事務所のマネージメントのコントロールを行っている。

なお、ローファームは、会計士事務所とは異なり、クライアントの保護のために conflict of interest に十分な注意を払う義務がある。

2 英・米ローファームのフランス進出

(1) その背景

1960年代半ばには、ビジネス・ローを営んでいたのは、10～20名程度の弁護士を抱える米国ローファームが数事務所と数名の弁護士を抱える英国ローファームが1事務所いた以外には、5～6名程度の弁護士を抱えるフランスの法律事務所がごくわずか存在していただけであった。

フランスの弁護士会においては、「優秀な学生は、ビジネスの分野には行かない。アボカがビジネス・ローを扱うのは間違っている。」という考え方に基づき、ビジネス・ローを育てようとはせず、放置していた。そのため、フランスの弁護士（アボカ）事務所及びアボカは、国際的な商取引分野に関心を抱くことも少なく、商取引の分野におけるノウ・ハウの蓄積も欠如したままであった。

さらに、フランスは外国弁護士対策を十分に行ってこなかった。

一方、現在に至る経済の国際化の進展に併せて国際的な商取引分野における経験を積み重ねていった英・米ローファームは、フランスにおいて、90年弁護士法施行まで、アボカ等の資格を有しない者もフランス法を取り扱うことが

できるという彼らにとって有利な法制度の下において、自己の事務所・事業を拡大していった。

ミッテラン政権下のフランス国営業務の民営化に際しては、フランス政府自身がビジネスを理解する態度が十分でないフランスのローファームに業務移管のための法律事務を依頼せず、米国ローファーム（Shearman & Sterling）にそれを依頼したほどである。

また、フランス人で法律を学んだ者にとって、英・米ローファームで勤務することは、海外での研修を受けることができ、国際的な商取引分野での経験を積むことができるという教育機会のメリットと高い収入というメリットがあったため、多くの若いフランスの弁護士が英・米ローファームに就職していった。

このように、フランス弁護士にとっては好ましくない状況が生み出されてしまっているが、その原因は、リーガル・プラクティスはその国の文化と関係しているにもかかわらず、この面を軽視して、フランスの弁護士会が十分な対策を立ててこなかったことにあると考えている。

(2) 90年弁護士法施行の波紋

証券取引やM&Aなどの分野で、最終的な問題解決のために法廷で争われるケースにおいては、従前は、訴訟代理をほぼ独占していたフランスのアボカの事務所が優位に立っていたが、新法の施行により、外国ローファームのコンセイユ・ジュリディックが自動的に新アボカとなり、訴訟代理をも行うことができるようになったので、従前のアボカの事務所の法律上の優位がなくなった。

もっとも、外国ローファームにおける従前コンセイユ・ジュリディックであった新アボカには法廷活動を行うのに必要なノウ・ハウの蓄積がないので、英・米ローファームは、法廷活動の経験豊富な比較的小さな従前からのアボカの事務所を実質的に吸収して訴訟部門の担当とし、裁判の分野に進出してきた。

例えば、米国オハイオ州のローファームであるジョーンズ・デイ・リービス・アンド・ポグ（Jones Day Reavis & Pogue）は、それまで密接な関係にあった前フランス弁護士会長をパートナーとし、優秀な訴訟担当者であるアボカ10～15名を擁する同人の弁護士事務所を実質的に吸収した。

以上の結果、裁判の分野における質の面でも、英・米ローファームは、フランス弁護士（アボカ）事務所の強力な競争相手となった。その中でも、英国ローファームは、英国がEC加盟国であるため、米国ローファームに比べてフランスにおける業務活動がはるかに保障されており、より強力な競争相手となったといえることができる。

非EC加盟国である米国のローファームにとっては、新法の施行により、相互主義の関係から、米国弁護士が新たにアボカの資格を取得することは困難となったので、フランスに所在する事務所においては、今後フランス人のアボカを増加させていくことになるであろう。

(3) 英・米ローファームのフランス進出の影響

① デメリット

(i) 多くの英・米ローファームが多数のアボカを抱えるようになり、フランスにおける10大ローファームで働くアボカの数合計は800名に達するようになった。その結果、フランス全体での弁護士供給不足を生じさせ、かつ、競争の激化により、大規模ローファームと小規模弁護士事務所との間の格差を生み、同じフランスのアボカの事務所であったジイド・ロアレック・ノエルが現在フランス最大のローファームとして成功しているのに対し、時代遅れのフランスのアボカにとっては、地位が相対的に低下することとなった。

(ii) フランス弁護士（アボカ）も、クライアントの獲得に相当の労力と時間を費やさざるを得ない。元来、医師と同様に知的研究作業が本質的に必要とされる弁護士業がやや変質しつつあるように思われる。

(iii) フランスの8大ローファームのうちの6つが米国のローファームか会計士事務所の傘下にあるローファームである。

フランスのローファームは、米国ローファームなどの外国ローファームと競争することを強いられ、対抗しようとするれば、ビジネス分野における人員を増加させなければならないが、そのために必要なコストを支払う余裕がないという状況に陥っている。その結果、競争を続けていくには多大な困難が伴うと言わざるを得ない。

新しくアボカになる者の半分は、外国ローファームに雇用されている。それは、外国ローファームが、優秀な者を高給と米国留学を誘い文句にしてリクルートしているからである。

② メリット

(i) 国際法律業務の分野におけるローファーム間の競争が増すことは、ビジネス関係のクライアントにとっては、リーガル・サービスの品質、コスト等の点でメリットが大きいことは言うまでもない。

(ii) 一般的なアボカの事務所が渉外業務を扱うようになり、事務所の仕事量が増え、それに伴い、フランス弁護士（アボカ）の雇用の機会も増加して

いるように思われる。

ただし、国際商取引においては、英・米法が使用される頻度が高く、フランスの企業が外国に進出しても、フランス弁護士（アボカ）がその外国で活動できるとは限らないため、雇用増加の影響は少なくとも当面はフランス国内に限られるものと思われる。

- (ii) 英・米ローファームに雇用されたフランス弁護士（アボカ）が海外で職業訓練を受ける機会が与えられ、かつ、フランス弁護士（アボカ）の国際商取引に関する理解が深まるなど、フランス弁護士（アボカ）の国際化が進んだ。

米国のロースクールでの教育は、法律実務家にとって極めて有益であり、優れた国際弁護士になるのを手助けしてくれていると考えている。

③ その他

米国ローファームは、フランス流と米国流の手法をミックスさせたやり方で業務活動を行っていると言うことができよう。

3 会計士事務所における法律業務

フランス国内において、いわゆるビッグ・シックスと呼ばれる会計士事務所働いているフランス弁護士（アボカ）の数は約700名であろう。ビッグ・シックス以外の会計士事務所働いているフランス弁護士（アボカ）も入れると、900～1000名になるものと思われる。

その半数以上は、外国ローファームと提携関係にあるものと思われる。

フランスの弁護士（アボカ）の事務所にとって、英・米のローファームのみならず、会計士事務所も競争相手であることは言うまでもない。

4 将来のフランス弁護士事務所の発展のための方策

フランス国内での外国ローファームとの競争に生き残るためには、可能な限り国際商取引等に習熟し、国際化を図らなければならない。

また、フランス弁護士（アボカ）もせめて2か国語程度は使えるようになる必要がある。

東欧諸国等においては、弁護士に対する海外需要もあるから、外国でも活動するように業務の積極的な展開を検討することが重要である。

もっとも、海外展開などにおいて、フランスの小規模の弁護士事務所が英・米の大ローファームと競争をするには限界があるから、個々の弁護士事務所は、自己の規模に適するマーケットを見つけるなどの事業方針を立て、これを遂行するようにすべきであろう。

ドイツ

(制度の概要)

1 法律事務の独占

弁護士（レヒツアンバルト、Rechtsanwalt）は、訴訟代理権を独占し、かつ、一般の法律事務を取り扱うことができる。

他人の法律事務の処理（法律相談、契約書等の作成、債権取立てを含む）を行うことについては、弁護士（レヒツアンバルト）のほか、当然のことながら、公証人（ノタール、Notar）、弁理士（Patentanwalt）などが職務活動として行うことは許されており、また、公認会計士（Wirtschaftsprüfer）などが職務上取り扱う事務に関して法的調査を引き受けることなども許されているが、それ以外には、1935年12月13日に制定された法律相談法により、他人の法律事務の処理を業として（反復継続して行うこと又は反復継続の意思をもって）行うことは、有償・無償を問わず、所轄官庁から許可を受けている者のみができることとされている。

1980年8月18日の法律相談法（Rechtsberatungsgesetz）の改正（1980年8月27日施行）以前は、許可を受けることのできる者及び許可の対象となる法律事務の範囲について法律上の限定がなかったため、許可用件を具備する者は、原則として法律事務の分野を限定されない許可（以下、「完全許可」という。）を受けることができ、例外的な場合にのみ、法律事務の分野を限定した上で許可（以下、「旧限定許可」という。）が与えられることになっていた。このような完全許可又は旧限定許可を受けた者は、法律相談士（レヒツバイシュタント、Rechtsbeistand）と呼ばれていた。

ところが、1980年8月18日の法律相談法の改正により、完全許可は認められないこととなり、したがって、新規にレヒツバイシュタントの許可は行われなくなり、一定の者のみが専門分野に限定して許可（以下、「新限定許可」という。）を受けられることとなった。このような新限定許可を受けられる者として、定期金保険相談士、〔保険相談士（1989年12月に追加）〕、運賃審査士、公認競売士、債権取立業者のほか、外国法の専門家（レヒツクンディガー、Rechtskundiger）が定められた。

レヒツクンディガーなど新限定許可を受けた者は、レヒツバイシュタントという職業表示ではなく、許可に相応する職業表示（例えば、日本法に関する外国法専門家であれば、Rechtskundiger auf dem Gebiet des Japanischen Rechtsという表示などを）を用いなければならない。

なお、改正法律相談法の施行前に許可を受けた完全許可者及び旧限定許可者は従前どおりレヒツバイシュタントとして営業することができる。また、同改正法の経過規定により、同法施行前に許可の申請をしていた者及び同法施行時に許可を得るための重要な準備を終えており、かつ、施行時から1年以内に許可の申請をした者については従前の例によるとされ、レヒツバイシュタントとして営業することができることとされた。

レヒツクンディガーなどの新限定許可は、申請人が当該職業に必要な信頼性、人格的適性及び十分な専門知識を備えており、かつ、当該職業についての需要がいまだ十分な数の法律相談有資格者により満たされていないときにのみ与えられる。許可権者及び監督機関は、地方裁判所長又は区裁判所長である。

レヒツクンディガーの多くは外国弁護士であるが、その許可は必ずしも外国弁護士としての資格に基づいてなされるのではない。

2 連邦弁護士法 (Bundesrechtsanwaltsordnung) の改正による外国弁護士受入制度 1989年12月13日に改正された連邦弁護士法 (1989年12月20日施行) は、以下のとおり、外国の弁護士資格者が外国法に関する一定の業務を弁護士会会員の資格で行う外国弁護士の受入制度を設けた。

- (1) E C加盟国の国民で、弁護士業務遂行法第1条に規定された職業上の名称 (ベルギーのAvocat/Advocaat、フランスのAvoca、連合王国のBarrister、Solicitor など) の下で業務に従事する者は、その者が (ドイツ国内で) 開業する地の当該弁護士会に入会した場合には、外国法及び国際法の分野において、当該職業上の名称の下で、法律事務処理のため、この法律の適用範囲において、開業する資格を有する (第206条第1項)。
- (2) 教育と資格の点においてこの法律による弁護士に相当する職業に従事する第1項以外の国の国籍を有する者 (非E C加盟国の国民) に対しても、その原資格国との間において相互主義が保証される場合には、原資格国法についての法律事務に限定した範囲において、第1項が適用される。連邦司法大臣は、連邦参議院の同意の下に、法規命令 (Rechtsverordnung) により、この規定が適用される国民とその職業とを決定する (第206条第2項)。
- (3) 弁護士会への入会申請については、州司法行政当局が決定する。申請には、原資格国における権限ある機関が発行し、当該職業の資格を有することを証する証明書を添付するものとする (第207条第1項)。

弁護士は、入会した弁護士会の管轄区域内に事務所を設けなければならない。弁護士が弁護士会入会后3か月以内にこの義務に従わなかった場合、又は事務

所を引き払った場合には、弁護士会への入会は取り消される(第207条第3項)。

3 MNP (多国籍パートナー・シップ)

連邦弁護士法の改正案は、連邦弁護士法の適用範囲において開業する資格を有する外国弁護士が、ドイツ弁護士とパートナー・シップを結ぶことに対して、明確な法律上の基礎を与えるものである。

4 MDP (異業種間パートナー・シップ)

1973年6月21日連邦弁護士会制定のドイツ弁護士倫理規約(Grundsätze des anwaltlichen Standesrechts)(1987年2月1日現在のもの)には、以下のとおり規定されている。

第30条 他の業種に属する者との協力

弁護士(レヒツアンバルト)は、弁理士、税理士、会計士で、法律相談士(レヒツバイシュタント)の許可を受けていない者と共同経営(Sozietät)又は事務所の共同使用(Bürogemeinschaft)を行うことができるが、その他の業種に属する者とはこれを行うことができない。

これを受けて、これまでの実務では、弁理士、税理士、会計士との間のMDP(異業種間パートナー・シップ)が認められていた。

ところで、1987年7月14日に連邦憲法裁判所は、「基本法といえども、特定の領域においては、自律性を有する団体の規則に委ねることを許容しているが、その場合は、特に関係者及び公共への特別の危険性をもたらさないか否か、例えば、初心者や外部の者よりも団体の利益や狭い範囲の構成員に有利でないかなどを考慮しなければならない。従来の運用では、連邦弁護士法第43条は、弁護士の義務を一般条項として規定したとした上で、それは基本権を侵害する形式上の十分な法的基礎であると理解されていた。そして、弁護士倫理規約は、法43条の一般条項が適用され、解釈により具体化される際の補助手段として用いられてきた。しかし、このような見解はもはや維持できない。弁護士倫理規約は、今後、弁護士の義務を規範化したものと理解することはできず、また、一般条項を具体化するための補助手段ともならない。その結果、連邦弁護士法の改正が行われるまでは、憲法上元来は疑いなく行うことができた処分は、それを適用する規範がないことから、憲法上疑問が出てくる結果となる。そこで、憲法裁判所は、憲法秩序が従前と違うような状態を回避するため、過渡期の必要性を例外として承認する。しかし、それは過渡期においてこれまでの運用が憲法上疑問のないものであるということの意味しない。司法秩序を維持する上で不可欠である場合に限り、一般条項を具体化するために規約に戻るができるが、その場合も基本権を制限する

ための、実定法上の要請（例えば、比例の原則）を充たすことが必要である。」旨の決定をなし、基本権を制限することを内容とする弁護士倫理規約の有効性を実質的に相当程度否定した。

そこで、弁護士倫理規約違反があっても、弁護士会側がそれを理由に違反者に対して責任追及をすることが極めて困難な状況が生み出された。そこで、連邦司法省では、弁護士倫理規約で規制していた内容などについても法律化する必要が生じたこともあって、現在、連邦弁護士法の改正作業に取り組んでいるが、改正案では、弁理士、税理士、会計士との間のMDP（異業種間パートナー・シップ）及び連邦弁護士法第206条の適用を受ける外国弁護士とのMNP（多国籍パートナー・シップ）が認められることを法律上明確にしようとしている。

なお、改正案の主要な点は以下のとおりである。

- (1) 弁護士は、弁護士会の構成員（その者が公証人である場合を含む）、弁理士、税理士、公認会計士及び宣誓をした帳簿検査士と一つの共同経営体(Sozietat)において、各自の職業の権限の範囲内においてではあるが、協同して職務を行うことができる（改正案第59条a第1項）。
- (2) 弁護士は、以下の者と国際的な共同経営体（Sozietat）を組織することができる（改正案第59条a第3項）。
 - ① 本法第206条の条件を充足する他国の国民
 - ② 研修及び権限において弁理士法、税理士法及び会計士法に規定する職業に相当する業務を行い、しかも、本法の適用範囲において弁理士、税理士及び会計士と共同経営体（Sozietat）を組織できるとされている他国の弁理士、税理士及び会計士

5 雇用

連邦弁護士法の適用範囲において開業する資格を有する外国弁護士がドイツ弁護士を雇用することについて禁止されてはいない。

（ドイツ連邦司法省における説明の概要）

1 相互主義

- (1) 連邦弁護士法第206条第2項に基づく法規命令（Rechtsverordnung）としては、東ドイツについてのものがあったが、ドイツ統合によってその存在意義を失っている。それ以外の政令は、現在制定されていない。

連邦司法省としては、現在、相互主義を満たす国のリストを作成する意図はなく、外国弁護士から個別に申請があった際に相互主義要件が満たされるか否

かを審査し、その結果ある国に関して法規命令 (Rechtsverordnung) が制定されて発効した場合は、当該国の弁護士全員に適用されることとなる。

なお、ある国が相互主義要件を満たしているか否かについては、連邦政府が国別に判断する。

- (2) 連邦司法省では、これまで日本、米国、オーストリア、スイス、スウェーデン等について調査・検討を行ったが、その結果、ドイツからみて相互主義を満足している国はなかった。

連邦弁護士法第206条第2項には、相互主義の要件については簡単に規定されているにすぎないが、同条項が適用され、弁護士会会員になれば、連邦弁護士法の別の条文に規定されている権利、義務を有することとなるので、相互主義の認定に当たっては、それらの条文の内容をも併せて検討する必要がある。

日本の弁護士は、教育・資格の点においては、ドイツの弁護士に相当するが、日本の外弁法の5年間の職務経験要件、共同経営の禁止、ローファーム名称の使用の制限が存在するため、相互主義に関して問題があると考えている。もちろん、具体的な申請があれば、更に検討したい。

米国に関しては、まず、各州の制度に差異があることが問題であると考えている。そして、米国ではほとんどの州で3年ないし5年間の職務経験を要件としているので、相互主義要件が満たされていない。米国の場合には、この職務経験の要件が唯一の問題である。

スウェーデンでは、スウェーデン弁護士とドイツ弁護士との共同経営及びドイツ弁護士によるスウェーデン弁護士の雇用を禁止しているので、スウェーデンは相互主義を満たしていないとの結論になっている。

- (3) 法律相談法においては、相互主義の要件が規定されていないので、日本や米国の弁護士もレヒツクンディガーになる許可を地方裁判所長又は区裁判所長から得ることができる。

米国は、レヒツクンディガーは、連邦弁護士法第206条第2項の適用を受ける外国弁護士より下級の資格であると主張しているが、レヒツクンディガーの地位が低く、二流であるということはない。連邦弁護士法第206条第2項の適用を受ける外国弁護士は、その取り扱う法律の範囲においてはレヒツクンディガーと同じであり、弁護士会の会員になるという点においてはレヒツクンディガーと異なっている。

2 連邦弁護士法の改正とパートナー・シップ

(1) 改正作業

現在、連邦弁護士法及び連邦弁理士法の改正作業中であり、早ければ本年末ころ、遅くとも来年7月ころに法改正がなされる予定である。

(2) 改正案のパートナー・シップ

連邦弁護士法の改正案で用いられている“*Sozietät*”という用語は、これまで同法において用いられていなかったが、これは、英米法のパートナー・シップと同じ概念である。

“*Sozietät*”とは、ゲゼルシャフト (*Gesellschaft*、利益集団) であり、同じく改正案で用いられている“*Bürogemeinschaft*”とは、ゲゼルシャフトではなく、事務所の共同使用 (*Gemeinsame Büronutzung*) である。

“*Sozietät*”では、銀行口座が一つであるが、“*Bürogemeinschaft*”では、銀行口座が異なる。

“*Sozietät*”においては、利益を共有 (*profit sharing*) し、連帯責任を負うことになる。

連邦弁護士法第206条第2項の適用を受ける外国弁護士とドイツ弁護士 (レヒツアンバルト) は、いずれもドイツの弁護士会の会員であり、平等の権利・義務を有するので、両者間の“*Sozietät*”、すなわちパートナー・シップ (MNP) は可能である。

改正法の“*Sozietät*”にドイツの有限会社 (*GmbH*) 型のパートナー・シップを含めるべきか否かとの議論があり、現在の改正案においては一応含めないこととしたが、今後改正案を基に討議される際には、そのようなパートナー・シップを含めるべきか否かという議論が再び始まるものと考えている。

(3) グローバル・パートナー・シップ

連邦弁護士法第206条第2項の適用を受ける外国弁護士は、ドイツ弁護士 (レヒツアンバルト) とのローカル・パートナー・シップは可能である。現在検討中の改正案は、ローカル・パートナー・シップに関するものであるが、グローバル・パートナー・シップを結ぶことは、契約内容がドイツの法律に反しない限り可能であると考えている。

なお、連邦弁護士法第206条第2項の要件を満たしていない米国のパートナー・シップ契約に基づくローファームであるベーカー・アンド・マッケンジー (Baker & McKenzie) 所属のドイツ弁護士がフランクフルトで業務を営んでおり、これは、非居住の外国弁護士との“*Sozietät*”であると評価すべきものと考えているが、誰からも特に問題の指摘がなされていない。

このような場合、ドイツ国内の所得についての税金を払うのであれば、国外

(例えばニューヨーク)に共同の銀行口座を持つことも可能であると考えられている。

グローバル・パートナー・シップの国際的な責任に関して、内部的に、どれだけの責任を負うかは、契約自由の原則により、パートナー・シップ契約に基づいて処理されることになる。

3 レヒツクンディガーとドイツ弁護士(レヒツアンバルト)との共同経営

1970年末か1980年初めのハンブルクの高等裁判所の判決においては、レヒツクンディガーとドイツ弁護士(レヒツアンバルト)とのパートナー・シップは許されるとされたが、それは、レヒツクンディガーが本国のエジプトにおいて弁護士資格を有していた事案であった。

他の地域の裁判所における判決では、レヒツクンディガーとドイツ弁護士(レヒツアンバルト)とのパートナー・シップは許されないとされたが、裁判官は、レヒツクンディガーをレヒツバイシュタントと同レベルの法律相談士と理解していたようであり、レヒツバイシュタントはドイツ弁護士(レヒツアンバルト)と同等の法律教育を受けていないことを理由としていた。

(訪問Dローファーム〔仮称〕における説明の概要)

1 同ローファームの概略

同ローファームは、弁護士(レヒツアンバルト)、税理士、会計士の総数が約150名のドイツ最大級の国際法律事務所であり、フランクフルトなどドイツ国内の4か所に事務所を有しているほか、ニューヨーク、北京、ブリュッセル、ワルシャワ、モスクワにも事務所を設けている。

また、オーストリアのウィーン所在のローファームやスイスのチューリッヒ及びジュネーブ所在のローファームと提携関係にあり、ウィーンのローファームは東欧のブダペストやプラハのローファームと密接な関係にあるため、Dローファームがハンガリーやチェコ・スロバキアにおいてリーガル・サービスを提供するに当たって特別のアクセスを提供してもらっている。

EC統合と自由化の結果、最近の数年間にドイツではローファームの合併等によって急激な事務所拡大が行われてきた。ドイツ統一も事務所拡大の一原因になっている。しかし、今後はこのペースでは拡大が進まないだろう。Dローファームも今世紀末までに180~200名の弁護士を擁するようになれば成功である。

2 MNP(多国籍パートナー・シップ)

(1) ドイツのローファームから見たMNPの合法性、必要性、その得失等

これまで、ドイツにおいては厳しい競争がなかった。我々ドイツ弁護士（レヒツアンバルト）の本音としては、競争のない状態が望ましいが、国際取引の増大に伴い、経済がボーダーレス化してきたため、我々にはそのような経済の要求にこたえる責務が生じた。いつまでも前世紀のようなわけにはいかない。我々も時代の流れには逆らえないものと考えている。外国の大ローファームに対抗して、競争に生き残るためには、必要に応じてMNPを結ぶべきである。

ドイツ弁護士と外国弁護士が利益を配分する（share profit）ことは問題ないと考えている。そして、グローバル・パートナー・シップについても、現実に許容されているし、許容されてもよいと考えている。

現在、ドイツ弁護士と他のEC加盟国の弁護士との間のパートナー・シップは実際に存在している。その場合には、パートナーの外国弁護士はCCBEの倫理規範（Common Code of Conduct）によって規律されることになる。

米国ローファーム所属の米国弁護士でドイツ弁護士とパートナー・シップを結んでいる事例もあるが、そのケースでは、当該米国弁護士はドイツの弁護士資格も有している。したがって、法律上問題がない。

しかし、一つの例外を除いて、ドイツに事務所を持つ米国ローファームは現在赤字のようである。したがって、利益の共有（profit sharing）といってみても、実際には、損失の共有（deficit sharing）である。

仮に、米国の大ローファームがドイツのローファームと合併をしたとしても、倫理的には何ら問題がないだろう。しかし、競争の観点からすると、当該ドイツのローファームは、それまでは他の米国のローファームからも事件の送付（referral）を受けられたのに、合併によってパートナーとなった米国ローファームからの事件が得られるにすぎなくなるという点においては、不利になるであろう。

(2) 若いドイツ弁護士が米国ローファームに入ることのメリット・デメリット

若いドイツ弁護士にとっては、米国ローファームはベイがよいので魅力的かもしれないが、米国ローファームのパートナーになるのは、ドイツのローファームと比較して一段と困難であるので、米国ローファームに入ることが得策であるとは簡単に言うことはできないであろう。

3. MDP（異業種間パートナー・シップ）

Dローファームでは、現実に、弁護士（公証人を兼ねている者を含む）と税理士、会計士（税理士の資格を有している）の間のMDPが結ばれている。

このようなMDPは以前から実務において可能とされてきた。

もっとも、誰とでもMDPを結ぶことができるというのではなく、弁護士がビジネスマン化してはいけないとの考慮もあって、これまで、弁理士、税理士、会計士との間のMDPのみが認められてきた。

(訪問Eローファーム〔仮称〕における説明の概要)

1 同ローファームの概略

同ローファームは、デュッセルドルフ、ハンブルク、ミュンヘン、フランクフルトにそれぞれ所在する4つのローファームが合併してできたものであり、現在90名余りの弁護士が所属している。

まず、1990年にデュッセルドルフ、ハンブルク、ミュンヘンのローファームが合併し、1993年1月1日付けでフランクフルトのローファームが加わった。

クライアントに対し、よりきめの細かいリーガル・サービスを提供し、そのニーズにこたえるためには、ローファームの規模を拡大する必要があった。また、外国のクライアントを獲得するためにも、少ない弁護士の限られた能力では対応が不可能であり、専門的なリーガル・サービスを提供するためには、ある程度の規模・人員が必然的に要請されるので、そのような要請にこたえるべく、ローファーム間の合併を行った。

10年前から6年前まで約4年間一人で弁護士業務を行っていた弁護士も参加しているが、それは、彼が、ソロ・プラクティス（一人での弁護士業務）を続けていたのでは、クライアントからの依頼が来ないと考えたからである。

同ローファームは、旧東ドイツのベルリン、ライプツィヒ、ドレスデンやブリュッセルにも事務所を設けている。

また、同ローファームは、欧州、アメリカ、アジアの多くの国のローファームから成る国際法律ネットワーク（インターナショナル・リーガル・ネットワーク）の一員となっている。

2 ドイツのローファームの規模拡大化

EC統合及び経済のボーダーレス化に伴い、国際的なローファームは、急激に国際的な協力関係の下で業務活動を行うようになった。このような発展は、ドイツのローファームにも影響を与えた。

伝統的に、ドイツのローファームは、アングロサクソンの法体系の下におけるローファームと比較して小規模であった。これは、一部にはドイツでは一つのローファームは、認可を受けた地域の裁判所においてのみ弁論権を有するという制

限があったからである。現在でも、ドイツ弁護士は、民事事件に関しては、認可を受け、事務所を有している地域の裁判所においてのみ弁論権を有している。

しかし、1989年に連邦最高裁判所によって、一つのローファームは一つの地域にしか存在できないとの制限が解かれたことに伴い、地域を越えたローファームを生み出すために、多くのローファームが結び付くに至った。

その結果、数年前であれば7名以上の弁護士がいるローファームは相当大きいと考えられていたが、現在では大規模なローファームは、ドイツの主要な都市には事務所を有し、50名以上の弁護士を擁している。そのため、一人の弁護士は分属制により一つの地域の裁判所でしか活動ができないが、ローファーム自体としては、すべての主要な都市の裁判所においてクライアントを代理することができる。

そして、国際的なマーケットに展開していきたいとの願望も、ドイツにおける大ローファームの出現の主たる原因の一つになっている。国際的な大ローファームや彼らのクライアントは、ドイツにおいても、十分な規模と能力のあるローファームでなければ満足をしない。

3 外国ローファームの影響

現在、ドイツで活動している非EC加盟国の外国弁護士の数については、統計はないが、約500名であろうと推測する。米国、スウェーデン、スイスからの弁護士が多いように思う。

ドイツのローファームは競争力があり、少なくとも、ドイツのリーガル・マーケットが米国等非EC加盟国のローファームによって席捲されることはない。

しかしながら、EC加盟国のローファームによる影響は今後増大するであろう。

(フランクフルト区裁判所における説明の概要)

1 法律相談法に基づく法律相談士の制度について

(1) 法律相談法は1935年に制定されたが、その動機は、弁護士以外の者が能力もないのに、法律相談をする傾向が強くなったことにあり、一定の知識を有する者には法律相談をする資格を付与する一方、無資格で法律相談をする者は罰金(1968年に過料と改正された)に処すこととした。

(2) 法律相談法は1980年に改正され、それまではあらゆる分野についての法律相談が可能(完全許可)であったのが、一定の分野の法律相談のみが可能(新限定許可)とされた。この改正の背景として、弁護士会が、弁護士(レヒツアンバルト)と法律相談士(レヒツバイシュタント)が競争関係にあると考えたこ

とが挙げられるが、改正時に、レヒツパイシュタントは弁護士会会員になることができることとされたので、レヒツパイシュタントの連合会ではこの改正案を受け入れることとした。

2 レヒツクンディガーの許可手続

(1) レヒツクンディガーの許可は、フランクフルトのように規模の大きな区裁判所においては、区裁判所長の権限とされ、規模の小さな区裁判所しかないところでは、地方裁判所長の権限とされている。

(2) レヒツクンディガーの許可申請手続は法律相談法施行令に規定されている。

外国弁護士の資格を有しなくとも、レヒツクンディガーになることは可能であり、外国のロースクールを卒業したものの、当該外国の弁護士資格を取得しなかった者も、ロースクールを卒業したことを証する書面を提出すれば、レヒツクンディガーになることができる。現に、オーストラリアの弁護士がイギリス法についてのレヒツクンディガーとなっている例もある。ただ、少なくともフランクフルトにおいては、そのような例は極めて稀であり、レヒツクンディガーになっている者の大多数は、外国の弁護士資格を有している。その場合には、当該外国の弁護士資格の証明書を提出してもらうことになっている。

また、事務所を有していることは、レヒツクンディガーの許可を得るための要件となっている。多数のレヒツクンディガーは、ドイツの弁護士事務所において執務しているが、このような場合には、弁護士事務所から事務所を転貸借している旨の契約書の提出を要件としている。

3 レヒツクンディガーに対する監督

(1) レヒツクンディガーになる許可をした裁判所長は、レヒツクンディガーを監督する権限を有しているが、フランクフルトにおいては、實際上、そのための人員がいいため、監督権限を十分行使しているとは言い難い。

なお、レヒツクンディガーが営業の場所を他の地区に移転する場合、例えば、フランクフルトで許可を得た者がデュッセルドルフに移転する場合には、関係書類をデュッセルドルフ区裁判所に送付することによって、同地区で活動できることとなるので、再申請は不要である。

また、フランクフルトで許可を得た者は、ドイツ全国の顧客に対して法律相談を行うことができる。第2の事務所を他の地区に設けることも可能であるが、その場合には、第2の事務所を設けようとする地区の許可権限者である区裁判所長又は地方裁判所長の許可を受ける必要がある。

(2) 仮にレヒツクンディガーが会計士事務所に雇用される場合には、一般の顧客

に対してはリーガル・サービスを提供することが許されず、雇用主の会計士事務所の顧客に対してのみリーガル・サービスを提供することができるという条件が付されることになる。そして、会計士事務所としては、レヒツクンディガーによるリーガル・サービスの提供に対する対価として報酬を請求することはできない。

4 レヒツクンディガーの許可の現状

フランクフルトは、金融センターであり、外国取引が多いので、外国法（EC法を含む）に関する法律相談の需要は大きく、レヒツクンディガーの制度は役立っている。

レヒツクンディガーが全国で何人いるのかは、いわゆる横の連絡がないので把握してはいない。しかしながら、フランクフルトは他の地域に比べて多いことは間違いないであろう。また、ハンブルクやミュンヘンにおいてもレヒツクンディガーは存在しているであろう。

現在、フランクフルト区裁判所管区において、45名がレヒツクンディガーの許可を得て活動しているが、うち5名にはEC法に関する相談の許可を付与している。レヒツクンディガーの許可を得ている外国弁護士のうち、米国弁護士の割合は高く、フランクフルトに事務所を開設している米国の大ローファームでは、レヒツクンディガーの許可を得ている者を1～2名擁しているところが多い。

米国以外のレヒツクンディガーの許可取得者（既に活動をやめている者も含む）の国籍と人数については、以下のとおりである。

オーストリアが5名、デンマーク及び連合王国（イギリス）が各3名、トルコ及びスウェーデンが各2名、日本、オーストラリア、イタリア、スイス、スペイン、クロアチアが各1名。

5 レヒツクンディガーとドイツ弁護士の共同経営

レヒツクンディガーとドイツ弁護士の共同経営を禁止する規定はなく、レヒツクンディガーを監督する立場にある者としては、レヒツクンディガーについて、特に規制をする必要はないと考えているが、ドイツ弁護士を監督する立場にある弁護士会では、その規制の必要性を感じているようである。

以前は、ドイツ弁護士倫理規約において明文で規制していたが、現在はドイツ弁護士倫理規約の効力が原則として停止されている状態なので、明文による規制はない。

6 レヒツクンディガーによるドイツ弁護士の雇用

弁護士会としては、ドイツ弁護士の自由・独立の立場を守るため、レヒツクン

ディガーによるドイツ弁護士の雇用は許されないとの主張をするだろう。

- 7 レヒツクンディガーと連邦弁護士法第206条第2項による外国弁護士との差異
レヒツクンディガーと連邦弁護士法第206条第2項の適用のある外国弁護士とは、質的に特に差異があるとは考えない。外国弁護士がレヒツクンディガーになるのは、連邦弁護士法に相互主義の要件があり、これを満たすことのできない外国の弁護士は、同法第206条第2項の適用を受けることができないという違いがあるだけである。

8 仲裁代理

フランクフルトにおいては、仲裁のケースは少ない。外国弁護士が仲裁代理を行うことについては、反復継続してでなければ問題は無いが、反復して行う場合には問題となり得る。

過去に米国の弁護士が仲裁代理を行った例があるが、その場合にはドイツ弁護士と共同で仲裁代理を行った。ただ、それは一過性の事件だったので、フランクフルト区裁判所としては特に問題視しなかった。

(フランクフルト弁護士会における説明の概要)

1 連邦弁護士法と相互主義

EFTA諸国であるオーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの弁護士については、連邦弁護士法第206条第2項の適用を受けるために必要な相互主義を満たしていなくとも、EC加盟国出身の弁護士と同様の取扱いをすることとし、連邦弁護士法第206条の適用を認めて、同法の適用範囲において開業する資格を与えることとする改正法が本年4月30日に公布された。

なお、この改正は弁護士制度が特別のものであるとの認識の下に行われたのではなく、EFTA諸国をEC経済圏として取り扱うという政治的決定に基づいて行われたものである。

2 ドイツ弁護士像の変化

- (1) ドイツでは、弁護士事務所の統合や支店の設置によって、事務所が大きくなる場所が多く、いわゆる「企業化」の傾向が強まっている。

以前は、弁護士という職業は、独自の職業倫理を有する自由、独立の職業であるという確固とした弁護士像があったが、現在では、もはやこのような考え方を強く押し出すことができなくなっている。

これまで、ドイツの弁護士会は、長い間、ドイツ弁護士倫理規約を遵守して

きたが、1987年に連邦憲法裁判所において、「法律で禁止されていないことは基本的には許されていると考えるべきところ、弁護士倫理規約は、基礎となる法律がないにもかかわらず種々の規制を設けているから違憲である。」旨の決定がなされた。そのため、現在、弁護士倫理規約の効力が原則として停止されており、連邦弁護士法が改正されて規制の基礎となる規定が設けられるまでは、弁護士の活動についての判断基準となるべきものが何もない状態である。

(2) 弁護士事務所の企業化の傾向については、フランクフルトのように企業が進出している都市においては、反対論は少ないが、そのような企業活動が活発ではない地方においては、弁護士は国の司法の一端を担っているという自負が強いことや弁護士倫理の側面から、弁護士事務所が巨大化していくことには抵抗が強いようである。

しかしながら、現在の経済活動の実態を素直に考えれば、企業活動が活発なところでは、弁護士事務所も変化していかざるを得ないだろう。

(3) 現在、ドイツ弁護士は約7万人いるが、そのうち3～4万人はいわゆるプライベートなプラクティス（純粹の弁護士業務）をしている。その他については、企業、弁護士会等各種団体、会計士事務所等で働いている。

3 MNP（多国籍パートナー・シップ）

現在、連邦弁護士法第206条第2項によって、相互主義を満たしていない非EC加盟国の出身の弁護士については、ドイツ弁護士とのパートナー・シップ（MNP）を認めてはいないが、ドイツとしては、パートナー・シップは広く認めていく方向にあり、相互主義さえ認められれば、米国弁護士は、ドイツ弁護士とローカル・パートナー・シップを結ぶ（米国弁護士がドイツ国内に事務所を設けている状態において）ことも、グローバル・パートナー・シップを結ぶ（米国弁護士が米国に事務所を設けている状態において）ことも許される。

また、米国弁護士がドイツ弁護士とそのようなパートナー・シップを結んだ上で、ドイツ弁護士を雇用することは認められている。

現在、米国は相互主義を認めていないため、米国弁護士はドイツ弁護士とパートナー・シップを結ぶことはできないが、米国弁護士とドイツ弁護士が実際に内部でどのような契約を結んでいるのか分からないため、現実には、米国弁護士とドイツ弁護士がパートナー・シップを結んでいることは十分考えられる。

4 MDP（異業種間パートナー・シップ）等

ドイツ弁護士と公認会計士との間のパートナー・シップ（MDP）は可能であるが、そのようなMDPを結んだ場合、ドイツ弁護士は法律業務を、公認会計士

は会計業務を行うのであって、もちろんのことながら、他方の業務を行うことができるというものではない。

公認会計士がドイツ弁護士を雇用する場合には、雇用されたドイツ弁護士は、雇用主である公認会計士の顧客に対してリーガル・サービスを提供できるものの、会計士事務所として法律相談を行うことができるのではない。もっとも、雇用されたドイツ弁護士は、当該会計士事務所を離れて、個人として法律相談を行うことはできる。

5. ドイツ弁護士とレヒツクンディガーとのパートナー・シップ等

(1) パートナー・シップ

弁護士は、自由職業であるが、他方レヒツクンディガーは許可権限を有する裁判所長の監督を受けるため、自由職業ではない。したがって、弁護士会としては、ドイツ弁護士がレヒツクンディガーとパートナー・シップを結ぶことになれば、ドイツ弁護士の自由職業性に対する侵害を懸念せざるを得ないので、そのようなパートナー・シップに対しては反対の立場をとっている。

しかしながら、現実には、ドイツ弁護士がレヒツクンディガーとパートナー・シップを結んでいる例があることは十分考えられる。しかしながら、弁護士会としては、現在は弁護士倫理規約の効力が原則として停止されている状態にあるので、仮にそのようなパートナー・シップが結ばれている事実を知ったとしても、具体的な制裁処分を行うことができない。

(2) 事務所の共同使用

ドイツ弁護士とレヒツクンディガーとが事務所を共同使用することは許されると考えるが、共同の看板を掲げるなど外部に対して一つの事務所であるかのような標示をすることは認められない。また、秘密保持の点についても十分の配慮がなされなければならないと考えている。

(3) 雇用

レヒツクンディガーがドイツ弁護士を雇用することになれば、レヒツクンディガーが、禁止されているドイツ法の取扱いを被雇用のドイツ弁護士を通じて実質的に行う懸念があるので、許されないと考えている。

6. 外国ローファームの活動

(1) 非EC加盟国であり、相互主義を満たしていない国、例えば米国は、連邦弁護士法第206条の適用を受けないので、米国弁護士がドイツ弁護士を雇用することは認められないが、ドイツの弁護士資格を有している米国弁護士は、ドイツ弁護士を雇用することができる。

なお、ドイツの弁護士資格を有している米国等の非E.C加盟国の弁護士が米国等の外国ローファームに所属している場合に、ドイツ国内において、専ら当該外国ローファームの本部の指示でドイツ弁護士として仕事をしているならば、ドイツ弁護士の独立性の観点から、弁護士会は反対し、そのまま放置することにはならないだろう。

(2) 英国のローファームも、フランスのローファームも、連邦弁護士法第206条第1項の適用を受けることにより、ドイツ弁護士を雇用することができるが、英国のローファームは、ドイツ弁護士を雇用しても、パートナーにすることが少ないが、フランスのローファームでは、ドイツ弁護士はパートナーになりやすいので、対等性の観点からは、フランスのローファームのほうが望ましいと考えている。

(3) ドイツ弁護士資格を有する米国ローファームのパートナーの米国弁護士が、米国のローファーム名をフランクフルトの弁護士事務所看板として掲げ、それが弁護士会で問題とされたことがある。

しかしながら、弁護士会としてそれを黙認している状況にある。それは、現在は弁護士制度については変革の時期であり、どの方向に赴くのか明らかではなく、我々も自信がないので、余程のケースでない限りは、具体的な行動に出ることは妥当でないとの考えがあり、自重しているというのが真実のところである。今後数年も経てば、現在のような混乱の事態が収拾されるのではないかと考えている。

(4) ドイツは、第二次世界大戦後、日本と同様、米国の占領下にあったため、米国の影響を強く受け、米国流の考え方が相当程度には広まった。しかしながら、なお、ドイツ人にとっては、米国人は法律の間隙を縫っているという感がする。我々としては、米国流の考え方を更によく勉強しなければならないが、そもそも我々弁護士会は、ドイツ国内にいる約7万人のドイツ弁護士が法律サービスを提供する可能性を探る立場にあり、その立場からは、我々の市場を荒らされるのは耐えがたいものがあるので、脱法行為に対しては厳しく監視していかなければならないと考えている。そして、フランクフルト弁護士会においては、そのような経緯にかんがみ、役員会において、各グループの意見が代表されるよう、従来一人であった事務局の人員を増加して脱法行為の監視体制を強化しているところである。

7 仲裁代理

国際仲裁手続において、非E.C加盟国の弁護士、例えば、日本の弁護士が日本

から出張して日本企業の仲裁代理人として活動するアド・ホックな仲裁代理は認められている。仮に、毎月1回、1年間それを行うとしても問題はない。仲裁裁判所が常設の仲裁機関であっても、任意に設けられるアド・ホックなものであっても、差異はない。

また、準拠法がドイツ法であるか、日本法であるか、あるいは第3国法である英国法であるかによっても、結論に差異はない。

ただし、当然のことながら、ドイツ法に基づいて執行する場合には、執行に関する事務を日本弁護士が行うことは認められていない。

オランダ

(制度の概要)

1 法律事務の独占

訴訟代理は通常アドボカート (advocaat/advocaten) とプロキュール

(procureur/procureurs) の資格を併せ持っているオランダ弁護士に独占され、不動産移転 (譲渡) に関する書類、不動産管理 (信託・遺言) に関する書類の公証等の業務は公証人であるノタリー (notaris/notarissen) が行い、裁判所の命令の執行等の業務は執行吏が行うこととされているが、それ以外の一般の法的助言、契約書等の作成は、特段の資格を必要とすることなく、誰でも報酬を得て業として行うことができる。

したがって、非 E C 加盟国の弁護士も、知識・能力があればオランダ法を含めて法律相談業務一般を報酬を得て行うことができる。

2 MNP (多国籍パートナー・シップ)

パートナー・シップ規則 (Regulation No. 8 Partnership Regulation) により、一定の要件の下に、外国弁護士 (非 E C 加盟国の弁護士を含む) は、オランダ弁護士とパートナー・シップを組むことができる。

3 MDP (異業種間パートナー・シップ)

パートナー・シップ規則により、オランダ弁護士は、一定の要件の下に、弁護士以外の自由業専門職 (liberal profession) とパートナー・シップを結ぶことが認められている。

4 オランダ弁護士の雇用

外国弁護士によるオランダ弁護士の雇用は可能である。

(オランダ全国弁護士会における説明の概要)

1 MNP (多国籍パートナー・シップ)

(1) 外国弁護士会の認証

オランダ全国弁護士会の総評議会 (General Council、四大ローファームからそれぞれ 1 名ずつ選出される 4 名のメンバーと小規模弁護士事務所の中から地域性を考慮して選出される 5 名のメンバーの合計 9 名で構成され、そのうち 1 名はオランダ全国弁護士会長を兼ねる。) が認証した外国の弁護士会の会員である外国弁護士は、一定の要件を満たす場合には、オランダ弁護士とパートナー・シップ (グローバル・パートナー・シップを含む) を結ぶことができる

(パートナー・シップ規則第2条第3項第1文)。

総評議会 (General Council) では、外国の弁護士会の入会資格や弁護士倫理等がオランダの弁護士会のそれと同等であるか否かを判断基準として、外国の弁護士会を認証するか否かを決定している。これまで、EC加盟諸国やEFTA加盟諸国のほかニューヨーク州など米国の6~7州を認証している。認証した外国の弁護士会については、オランダ全国弁護士会の会合で発表され、議事録にて公表される。

認証を取り消すこともあり得るが、過去にそのような例はない。

(2) 居住外国弁護士に関するMNPの要件

認証された外国弁護士会の会員の外国弁護士が、オランダで永続的な事務所を開設する (している) のであれば、その外国弁護士とオランダ弁護士とのパートナー・シップは、以下の条件を満たさなければ、認められない (同規則第2条第3項第2文)。

- ① その外国弁護士が、母国 (原資格国) において3年以上の弁護士実務経験を有すること
- ② その外国弁護士が、オランダ全国弁護士会の会員に適用される弁護士倫理に従って業務を遂行し、かつ、同弁護士会の監督に服する旨の誓約書を、自己が事務所を設置する (している) 司法管轄区域の弁護士会 (単位弁護士会) の会長に提出すること。

(3) パートナー・シップに対する監督等

単位弁護士会の監督評議会 (Council of Supervision) は、パートナー・シップがパートナー・シップ規則の各条項を満たしているか否かを調査し、必要な場合には、これに関して決定を下す権限が与えられている (同規則第2条第5項)。

また、パートナー・シップを結んでいるオランダ弁護士は、オランダ弁護士として公に提出する書類に、パートナー・シップのメンバーであるオランダ弁護士及びその他の者 (外国弁護士・自由業専門職) の名前、共同経営体の名前 (ローファーム名など) を記載しなければならない義務を負っている (同規則第3条第5項)。

- (4) なお、オランダ弁護士は、弁護士資格取得後、最初の3年間は、見習い弁護士 "stagiaire (trainee)" として、先輩弁護士 (7年以上の経験がある弁護士) の監督の下で働かなければならない (通常は、ローファームのアソシエイトとして雇用される。) ので、外国弁護士が "stagiaire (trainee)" で

あるオランダ弁護士とのパートナー・シップを組むことは、他のオランダ弁護士に認められていないのと同様に、許されていない。

2 オランダにおける外国ローファームの活動状況等

(1) 外国ローファームの進出の現状

パートナー・シップ規則によってMNPを認めてから20年が経過したが、これまでオランダに進出したのは、英国ローファームのクリフォード・チャンス (Clifford Chance) と米国ローファームのベーカー・アンド・マッケンジー (Baker & McKenzie) だけである。

外国ローファームがオランダにあまり進出しないのは、オランダが小国であり、需要がさほど多くないこと、外国弁護士にはマイナーな言語であるオランダ語の障壁があること、オランダ国内に国際競争力のある大きなローファームがあることなどが理由であろう。

なお、現在、オランダ国内において、40～50名の外国弁護士が法律相談等の業務に従事している。

(2) MNPによる米国大ローファーム等による影響

オランダ弁護士とMNPを結んでいる外国弁護士がオランダに永続的な事務所を設置している場合には、誓約書で宣言したように、その外国弁護士は、オランダ全国弁護士会の弁護士倫理を遵守する義務がある。また、グローバル・パートナー・シップの場合にも、パートナーの外国弁護士が会員となっている外国の弁護士会は、オランダ全国弁護士会総評議会によって認証されたものであるから、オランダ全国弁護士会の弁護士倫理と同等程度の弁護士倫理を有しており、当該外国弁護士は、その弁護士倫理を遵守する義務がある。

また、オランダ弁護士は、自己の職務の遂行に当たって、自己の自由と独立を脅かしかねない義務を負ってはならないとされており (弁護士倫理第4条第1項、Rules of Conduct for Advocates, Rule 4 1.)、オランダ弁護士会は、MNPを結んでもこの規則を遵守しなければならない。

しかも、弁護士倫理第7条 (Rules of Conduct for Advocates, Rule 7) には、「オランダ弁護士は、お互いの合意に基づく解決のほうが、訴訟よりも一般的に望ましいことを常に銘記しなければならない。」と規定しているので、米国のような訴訟社会になる危険性は少ない。そして、オランダでは他の欧州諸国と同様、米国のような成功報酬 (contingent fee) を禁止しているので、この点からも訴訟社会化の危険性は防止されていると言えよう。現に、MNPによって訴訟の数が増えたとは認められない。

以上の点から、MNPによってオランダの弁護士や弁護士制度が米国などの影響を受けて好ましくない方向に向かうというリスクはないと考えているし、これまでの経験もそれを裏付けている。

なお、オランダのローファームは、米国ローファームとの競争もあって、英国、フランス、ドイツなどの弁護士とパートナー・シップを結んでいるが、特段の問題は生じていない。

3 MDP（異業種間パートナー・シップ）

(1) MDPの可否の基準・手続等

オランダ弁護士は、以下の条件を満たす弁護士以外の自由職業専門職とパートナー・シップを結ぶことができる（パートナー・シップ規則第2条第1項）。

- ① その専門職が大学教育又はそれに相当する専門教育を要するものであること
- ② その専門職の開業者が、弁護士法に規定があるのと同等の懲戒規則を有する専門職全国組織（団体）の会員であること
- ③ その専門職の自由かつ独立した職務遂行、弁護士の依頼者の利益の増進、弁護士と依頼者の信頼関係が、そのようなパートナー・シップによって危険にさらされないこと

そして、オランダ全国弁護士会総評議会（General Council）は、以上の基準に基づいて、オランダ弁護士がMDPを結ぶことのできる他の自由業専門職を決定する（同規則第2条第2項）。

なお、単位弁護士会の監督評議会（Council of Supervision）が、当該MDPがパートナー・シップ規則の各条項を満たしているか否かを調査し、必要な場合には、これに関して決定を下す権限が与えられていることなどは、MNPの場合と同様である。

(2) オランダ弁護士とのMDPを認められている他の自由業専門職

これまで、公証人（Royal Brotherhood of Notariesの会員）、税理士（the Netherlands Order of Tax Advisorsの会員）及び弁理士（the Order of Patent Agentsの会員）は、オランダ弁護士とMDPを結ぶことができるとされた。

しかしながら、公認会計士については、オランダ弁護士と同等の職業訓練を受け、同等の倫理規範を有していることは認められるものの、オランダ弁護士とはMDPを結ぶことができないとされている。その理由については、多大の時間を費やさなければきちんと説明することはできないが、あえて簡単に述べ

るとすれば、弁護士は“PARTIAL”（一方に与する）であるが、会計士は“INPARTIAL”（一方に与しない）であるという本質的な違いがあることによるものである。

なお、パートナー・シップ規則の一般解説及び第2条第1項の逐条解説には、「総評議会は、弁護士以外の自由業専門職集団をパートナー・シップの相手方として認証できるか否かを考察する場合には、当該専門職の特性が、共同経営体において、弁護士職の本質的な要素である“自由と独立”の概念と両立可能か否かを考慮しなければならない。第三者（である自由業専門職）と（パートナー・シップという）依存関係に入ることによって、（弁護士が）依頼者から委ねられた利益をその他の利益に優先して増進し、依頼者と弁護士との特別の信頼関係を尊重するという弁護士の本質的な義務を危険にさらすようなことがあってはならない。」旨記載されている。

4 オランダ弁護士の雇用

外国弁護士がオランダ弁護士を雇用し、被雇用のオランダ弁護士による法廷活動によって得られた報酬（収益）の分配を受けることは可能であり、問題はない。

なお、オランダ弁護士は、弁護士資格取得直後の3年間は、見習い弁護士“stagiaire (trainee)”として、先輩弁護士（7年以上の経験がある弁護士）の監督の下で働かなければならないので、外国弁護士は、“stagiaire (trainee)”であるオランダ弁護士を雇用することはできない。

なお、オランダ弁護士や外国弁護士以外の自由業専門職によるオランダ弁護士の雇用は、弁護士雇用規則 (Regulation No.10 Regulation on the advocate in employment) によって禁止されている。

5 仲裁代理

外国弁護士も仲裁代理人になることができる。準拠法がオランダ法の場合でも同じである。

オランダでは、仲裁は法律事務ではなく、私的な事項 (private matter) と考えられている。

オランダには、米国仲裁協会 (AAA) に類似したオランダ仲裁協会 (Netherland Arbitration Institute) が存在し、そのオランダ仲裁協会のルールに従って仲裁が行われるのが通常である。

歴史的には、北欧との貿易を通じ、スウェーデンの弁護士が仲裁代理を早くから行っていたのを許容してきた経緯がある。

6 オランダの弁護士制度の現状及び特徴等

(1) オランダ弁護士 (advocaten) の数は、1985年には4975名であったが、1992年には7104名と急速に伸びている。現在の弁護士 (advocaten) 数は約7500名である。

また、ローファームの規模に関しては、1985年には最大のローファームの弁護士 (advocaten) 数は57名で、次いで53名のローファームが2つ、52名のローファームが1つ、51名のローファームが2つなどとなっていたが、1992年には所属弁護士 (advocaten) 数が60名を超えるローファームが10も存在し、その10のローファームに所属する弁護士の合計数は867名にも達している。

(2) オランダのローファームは国際化を指向しており、ニューヨーク州にはオランダのローファームが6つも進出している。

このことは、オランダ弁護士が米国等外国のロースクールで外国法について学習していること、オランダの大学自体が外国の大学と提携し、オランダ弁護士の国際競争力を高めていることと密接な関連があると考えられる。

(3) 法律扶助 (リーガル・エイド) に熱心に取り組んでいる。約50パーセントの弁護士が法律扶助を取り扱っている。また、約18パーセントの弁護士が法律扶助にフルタイム (もっとも、法律扶助による収入のみでは不十分であるが) で従事している。現在、国庫から約3億5000万ギルダー (約216億円) が支出されているが、法律扶助協会はこれでも少ないとキャンペーンを行ってきた。

(訪問Fローファーム〔仮称〕における説明の概要)

1 同ローファームの概略

同ローファームは、オランダの四大ローファームの一つで、120名のパートナーを擁している。パートナーの大多数はオランダ弁護士であるが、約20名は公証人であり、少数だが外国弁護士もパートナーとなっている。

同ローファームは、アムステルダム、ロッテルダムなどオランダの4つの市に所在していた弁護士事務所・ローファームが合併して大ローファームとなった。最初の合併は、小規模のローファームでは動員可能な人手や知識・情報量の面でクライアントに十分なリーガル・サービスを提供することができないとの認識で一致したことが、合併の動機であった。最後の合併は1990年1月1日のことで、当時、いずれも50名程度のオランダ弁護士を有していた2つのローファームが、海外に進出するに当たって、ファイナンスやマン・パワーの面で合併することが

有利であると考えて合併したのであった。

現在、オランダ国内に4つの事務所を有するほか、パリ、ブリュッセル、マドリード、ニューヨーク、シンガポールにも事務所を設けている。また、北京には業務提携先の事務所（associated office）があり、ジャカルタには連携している事務所（correspondent office）がある。

同ローファーム所属の外国弁護士は、一般にオランダ語が理解できないことから、業務に使用する言語は英語としている。

また、同ローファームでは、EC法、会社法、反トラスト法、労働法などの部門別制を採用し、専門化の要請に対応している。

2 海外の事務所における業務活動の実態

(1) パリの事務所には、パートナーとしては、3名のフランス弁護士（resident partner）と2名のオランダ弁護士（フランス弁護士であるアボカの資格も取得している）が働いている。

パリ事務所の事業計画や大綱や予算については、全パートナーの会議において、1人1票の投票によって決せられる。パリ事務所のパートナーには拒否権はないが、事実上は、地元のパリ事務所のパートナーの発言は重視され、1人1票以上の価値があると考えてよい。

また、事業計画や予算の具体的な執行に関する決定は、地元であるパリ事務所のパートナー達によって決定される。

(2) マドリードの事務所は、オランダのクライアントがスペインに投資する際に必要となるリーガル・サービスを提供するために設置したものであり、現在、オランダ弁護士のパートナー等のほか、スペイン弁護士のローカル・パートナー1名が働いている。

当該スペイン弁護士の経験年数が少なかったため、取りあえずローカル・パートナーとしたものであって、今後パートナーとすることも考えている。

ローカル・パートナーは、マドリード事務所を含めた同ローファーム全体の事業計画や予算等重要事項に関しての協議・決定に関与することはできず、その意味でアソシエイトと同じであるが、地元（マドリード）事務所における事業計画や予算等の執行にはパートナーと共に関与することができる。

3 海外事務所における地元弁護士（ローカル・ローヤー）に対する影響等

(1) 地元の法律（パリ事務所であれば、フランスの法律）について最もよく知っているのは、地元の弁護士（外国弁護士）であるから、地元の法律に関する法律事務は地元の弁護士に任せており、パートナーのオランダ弁護士がその法律

事務の取扱いに当たって影響力を行使するということはない。ただ、クライアントとの関係から、オランダ弁護士も事情を一応把握しておかなければならないので、地元弁護士に対して説明を求めることはある。

(2) 外国弁護士の職務上の行為についても、すべてのパートナーが責任を負うことになる。そこで、すべてのパートナーは、ワールドワイド・インシュアランス・ポリシーによってカバーされることとしている。

(3) 地元事務所の管理・運営に関する事項についての（パートナー又はローカル・パートナー）外国弁護士の意見は尊重することとしていることもあって、外国弁護士が不満を抱いて同ローファームを辞めていくという事例はない。

4 オランダで業務活動を行う外国弁護士に対する評価等

1970年代にスカンジナビアの弁護士がロッテルダムに事務所を設けて主として海事法に関する法律相談業務を行ったのが、オランダにおける外国弁護士の活動の始まりである。

オランダ弁護士は、クライアントのために良いならばということで、スカンジナビア弁護士の業務活動を助けた。スカンジナビア弁護士の活動はオランダ弁護士の業務に刺激を与え、弁護士業務の効率化に役立ち、また、オランダ弁護士がスカンジナビア弁護士からクライアントを紹介してもらうこともあり、オランダ弁護士にとっても利益であった。

当時から、外国弁護士がオランダに対して悪い影響を与えたというような事例は聞いておらず、自由な競争がクライアントにとっても、オランダ弁護士にとっても、有益なものとなっている。

（訪問Gローファーム〔仮称〕における説明の概要）

1 同ローファームの概略

同ローファームは、1976年にオランダ弁護士（advocaten）2名によって設立され、現在、パートナー3名、アソシエイト4名等で構成されている。

事務所は、オランダ国内のユトレヒトとアムステルダムにあり、M&A、税法、会社法、労働法等のビジネスに関連する法律業務のみを取り扱っている。

1989年、同ローファームが中核となり、IAGというネット・ワーク・システムのグループを創設し、同ローファームは現在もIAGにおいて重要な役割を果たしている。

2 IAGの概略

(1) 組織の現状等

IAG (Integrated Advisory Group) は、従来から存在する弁護士間のネット・ワークにとどまらず、ヨーロッパ全土に広がることを目指した多国籍の異業種間の業務提携グループ (multi-disciplinary association) であることに特徴がある。

そして、1993年2月には、米国の4つのファームも提携メンバー (Associate Member) に迎え入れ、今後南アメリカや日本などアジアからもファームを提携メンバーに迎え入れることになるであろう。

現在、加盟事務所は46あり、そのうち37が法律事務所 (弁護士事務所) で、その他は税理士事務所、会計事務所である。EC諸国や米国など24か国に67の事務所が所在するに至っている。

(2) 目的、IAGのメリット

IAGは、加盟事務所が (国境を越え、業種を越える) 他の加盟事務所から良質のアドバイスを受け、国際取引に真に必要な法律・会計・税務等の分野のサービスをクライアントに提供するのを可能にすることを目的としたものである。

(3) 事件の送付 (周旋)、IAGのメリット

パートナー・シップとは異なり、各加盟事務所は独立しており、しかも、非排他的な組織 (non-exclusive association) としているので、加盟事務所は、他の加盟事務所に対してのみ事件の送付 (周旋) をする (refer cases) ことが義務づけられているものではない。他の加盟事務所よりも専門知識・能力の点で優れた非加盟事務所に事件の送付 (周旋) をすることが許されるとしたほうがクライアントのためには良いとの判断に基づき、排他的な (exclusive) 組織とはしなかったものである。

しかし、各加盟事務所は、他の加盟事務所から事件の送付 (周旋) を受けることを期待しているし、現に、IAGに加盟することによって、各加盟事務所は、多くの事件の送付 (周旋) を受けることができるようになったというメリットがあるので、加盟事務所がIAGと類似のグループのメンバーとなるに当たっては、事前にIAGの委員会の承諾を得なければならないこととしている。

(4) IAGのデメリット

- ① IAG加盟ローファームにおける意思決定のプロセスが一般的に遅く、特定の質問に対する回答を迅速に得ることができない傾向にある。
- ② 加盟事務所間の競争の問題が絶えず生ずる。

③ 請求書に関する議論が常に生ずる。もっとも、この点については、ルールを設定すべくメンバーの会合の際に議題に取り上げて検討している。

3 IAGがパートナー・シップに発展する可能性

将来、IAGの加盟事務所間の関係がパートナー・シップに発展することが考えられないではないが、少なくとも現在は、CCBE（ヨーロッパ弁護士団体連合会）が、その行動規範（Code of Conduct）において、弁護士と非弁護士との間の収益の分配、ひいては、MDP（異業種間パートナー・シップ）を禁止しているので、この点が隘路となろう。

4 外国の大ローファームの影響等

(1) オランダ国内には、オランダ語の障壁があり、しかも、オランダ法を最もよく知っているのはオランダ弁護士であるから、オランダ企業は、今後もオランダ弁護士を利用し続けるであろう。

したがって、英・米の大ローファームの脅威は感じていない。

(2) オランダ弁護士が米国のロースクール等で米国流のリーガル・サービスの提供の仕方を学び、その質が高く、幅が広い（extensive）ことに感銘を受けて、その流儀に習っているという点においては、米国の影響はあると言えるであろう。

(制度の概要)

1 法律事務の独占

訴訟代理は一部の例外を除くと、ベルギー弁護士であるアボカ (avocat、ただし、北部のオランダ語系地方ではアドボカート - adovocaat/adovocaten、南東部の一部のドイツ語が用いられる地方ではレヒツアンバルト - Rechtsanwalt という資格名称が用いられている。なお、スタジュール (stagiaire) と呼ばれる修習生は、3年間の修習期間中も、アボカと同等の権利を持っており、弁護士会の備える修習生名簿に登載される上、2年間修習生名簿に登載された者は、アボカと共に弁護士会のメンバーとなる) に独占されている。また、不動産移転 (譲渡)、抵当権設定、遺言、法人の設立、競売などに関する一定の公的書類の作成は、公務員である公証人 (ノテール、notaries) のみが排他的権限を有している。

それ以外の一般の法的助言、契約書等の作成は、特段の資格を必要とすることなく、誰でも (外国弁護士を含む) 報酬を得て業として行うことができる。

法律上は、外国弁護士がベルギー法に関する法的助言、契約書等の作成を行うことは禁止されていないが、非 E C 加盟国の国民が、自由職業に就くためには、中産階級省 (Ministère des Classes Moyennes) 発行の職業カードが必要であり、雇用されるためには、労働省発行の労働許可証が必要であるが、非 E C 加盟国の法律家に交付される職業カードにも労働許可証にも、一般に「ベルギー法の業務を禁ずる」旨の記載がある。E C 加盟国の外国弁護士は、母国の資格名称で活動することが認められ (母国の資格名称がアボカの場合には、国名付記の要件が課される)、知識・能力があれば、ベルギー法の業務を行うこともできる。

なお、外国弁護士は、E C 加盟国出身、非 E C 加盟国出身を問わず、活動するに当たってベルギーの弁護士会に登録する必要はなく、登録しない場合には、ベルギーの弁護士会の監督に服さない。

2 MNP (多国籍パートナー・シップ) 等

(1) B リスト登録

1984年5月22日、ブリュッセル弁護士会は、弁護士会内部規則に「ブリュッセル弁護士会弁護士名簿に登録する弁護士の事務所における外国弁護士会員の開業に関する規則」(現在は、「ブリュッセルで開業する外国弁護士の会員」というタイトルが付けられている。)を補完した。なお、パリ弁護士会との協定に基づき、同弁護士会会員に対しては、同規則の内容とは異なる特別の待遇

が与えられている。

同規則により、ブリュッセル弁護士会会員の事務所を使用する外国弁護士の登録のために、「Bリスト」という通称で呼ばれているブリュッセル開業外国弁護士の会員リスト (Liste des membres de barreaux étrangers établis à Bruxelles) が作成されることになり (同規則第70条)、同リストに登録を認められた外国弁護士のみが、ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) の事務所で業務を営むことができる (同規則第69条)。

なお、Bリストに登録されるためには、「ベルギーにおいて、国際法、ヨーロッパ法及び外国法のみを扱い、ベルギー国内における事務所単一主義に関する規則等ブリュッセル弁護士会の諸規則・諸決定に従う」旨の誓約書

(engagement) に署名しなければならない (同規則第70条第4号) ので、EC加盟国の国民であっても、Bリストに登録した外国弁護士は、非EC加盟国出身の外国弁護士と同様、ベルギー法の業務を行うことができなくなる。

ところで、ブリュッセルにはフランス語系の弁護士会とオランダ語系の弁護士会があるので、以上の規定により、ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) の事務所で業務を営むことのできる外国弁護士 (Bリスト登録外国弁護士) は、いずれかの弁護士会に入会し、当該弁護士会のBリストに登録されていることになる。

同規則は、法令上の根拠を持たない内部規則であるため、Bリスト登録外国弁護士を含むブリュッセル弁護士会の会員に対してのみ規範となる。

(2) ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) とBリスト登録外国弁護士の協力関係

ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) とBリスト登録外国弁護士は、グループメント (groupement) の契約を結ぶことができ、この契約は、外国ローファームのブリュッセル事務所の開設を内容とすることができる (同規則第71条)。

また、ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) とBリスト登録外国弁護士は、後者が前者と協力 (collaboration) して職務を行うことを内容とする契約を結ぶことができる (同規則第72条)。

さらに、Bリストに3年以上登録された外国弁護士は、ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) とアソシエーション (association) 契約を結ぶことができ、仮にBリスト登録の期間が3年に満たない外国弁護士であっても、自己の所属する外国ローファームのパートナー (外国弁護士) が継続して3年以上Bリストに登録していれば、そのパートナーと共に、ブリュッセル弁護士会会員 (アボカ) とアソシエーション (association) 契約を結ぶことができる (同規則

第73条)。

なお、グループメント (groupement) とは、経費を共同で負担することを内容としているにすぎない契約であり、アソシエーション (association) とは、収益をも共同することを内容としている契約である。

(3) アソシエーション (association) 等の契約の審査

アソシエーション (association) 契約、グループメント (groupement) 契約、協力 (collaboration) 契約を締結するに当たっては、事前にブリュッセル弁護士会の理事会 (coseil) の承認を得なければならないが、それらの契約書は、署名当事者において、ベルギー国内においてベルギー弁護士 (アボカ) の特性とされる独立性を保証するものでなければならず、しかも、アソシエーション (association) 契約書及びグループメント (groupement) 契約書には、「Bリスト登録外国弁護士は、ベルギー国内においては、アソシエーション又はグループメントの枠内において業務活動を行う」旨の記載をすることになっている (同規則第74条)。

3 MDP (異業種間パートナー・シップ)

許されないと考えられている。

4 ベルギー弁護士 (アボカ) の雇用

司法法典 (Code judiciaire) 第437条において、「ベルギー弁護士 (アボカ) の職務は、弁護士の独立と弁護士業の品位を害する公的又は私的な報酬を得る職 (emploi) もしくは活動とは両立しない」と規定しているところ、ベルギー弁護士 (アボカ) が、他のベルギー弁護士 (アボカ) や外国弁護士 (Bリスト登録の有無を問わず) などに雇用されることは、一般に、ベルギー弁護士 (アボカ) の独立性を害するとして禁止されている。

もとより、弁護士会に登録していないベルギー弁護士 (アボカ) 資格取得者を外国弁護士が雇用することは可能である。

(ベルギー全国弁護士会における説明の概要)

1 ベルギー全国弁護士会の組織等

現在、ベルギーには1万人以上のベルギー弁護士 (アボカ) がいる。(注、1990年8月にはアボカの数は約8000名であった。)

ベルギーには、地域ごと等の弁護士会が29 (ブリュッセルにはフランス語系弁護士会とオランダ語系弁護士会の2つがある) 存在し、各弁護士会の会長は自動的にベルギー全国弁護士会の理事 (counsel) になることになっている。

各地区の弁護士会は、ベルギー全国弁護士会からも独立した自治権 (autonomy) を持ち、ベルギー弁護士 (アボカ) に対する監督権と懲戒権を有している。

ベルギー全国弁護士会は、ベルギー弁護士全体の利益代表であるが、各地区の弁護士会が自治権を持っている関係上、弁護士会による運営方法に相当のバラツキや矛盾が生じるおそれがあるので、そのようなバラツキや矛盾が生じることのないように調整する役割も担っている。

2 ブリュッセルにおける外国弁護士の活動

ブリュッセルのフランス語系弁護士会のBリストには約120名の外国弁護士が、オランダ語系弁護士会のBリストには約40名の外国弁護士が、それぞれ登録している。

ブリュッセルで活動している外国弁護士の数については、統計がないので確固とした数字を把握することはできないが、400ないし500名程度ではないかと推測される。それを前提にすれば、3分の1程度の外国弁護士がBリストに登録していることになる。

(ブリュッセル弁護士会における説明の概要)

1 ブリュッセルにおける外国ローファームの活動による影響等

(1) ブリュッセルにおける弁護士コミュニティ

ブリュッセルで活動している弁護士 (外国弁護士を含む) の数は約3500名であり、そのうち外国弁護士の数は400~500名である。そして、クロス・ボーダー取引に関する法律事務を取り扱っている弁護士 (外国弁護士を含む) は約1500名である。

ブリュッセルの弁護士の間においてクロス・ボーダー取引に関する法律事務を取り扱っている弁護士が多いことは、ブリュッセルにおける外国弁護士の活動の増加とは余り関係がない。むしろ、EC法の発展によって、EC法の需要が内外において増大したことが大きな原因になっていると考えている。

ただ、ブリュッセル弁護士会の中には、ベルギー弁護士 (アボカ) がクロス・ボーダー取引に関する法律事務に参入することに反対する意見もある。

(2) 訴訟社会化の有無等

米国ローファームの進出に影響されてブリュッセルが訴訟社会化したということはない。米国の10分の1も訴訟があればベルギーの弁護士にとっては結構なことである。

我々は、ブリュッセルに進出してきた外国弁護士は、ベルギーの弁護士コミ

ユニティに統合 (integrate) されていると考えている。したがって、ブリュッセルの弁護士会は、これまでの伝統を維持していると考えている。

(3) 特定の分野の独占の有無等

米国や英国のローファームは、米国や英国の企業等が主たる依頼者 (クライアント) であるが、米国法や英国法に関する法律事務については、他の国の企業等の依頼者を獲得している。したがって、ベルギー弁護士 (アボカ) にとって、米国や英国のローファームと競争しなければならないものの、特定の分野にせよ、市場全体が米国や英国のローファームに独占されているということはない。

(4) ベルギー弁護士等の吸収

米国のローファームは、EC法の業務に関心があることから、ECの若い弁護士に対して、ECのローファームより一般に40~50パーセント程度高いサラリーと米国における研修や留学を誘い文句にして就職を促している。

確かに、そのような条件は若いベルギー弁護士 (アボカ) には魅力的であり、米国のローファームに就職した者も多いが、ベルギー弁護士 (アボカ) にとって、米国ローファームにはベルギーのローファームにおけるようなキャリアの将来性がないことに気付き、米国ローファームを辞めて、ベルギーのローファームに就職し直すケースも多い。

したがって、米国ローファームとECローファームの若い弁護士の採用に関する競争は一応治まっている状況 (under control) にある。

2 パートナー・シップ

(1) パートナー・シップ契約の審査

ブリュッセル弁護士会では、同会会員の弁護士 (アボカ) が締結するパートナー・シップ契約書のコピーを提出させ、弁護士会として認めるか否かを審査する。それは、同会会員の弁護士 (アボカ) 同士が締結するパートナー・シップ契約についても同様である。

審査の基準は、パートナー・シップ契約においてパートナーが平等の関係にあるか否かであり、パートナーが平等の関係にあるか否かの基準は、各パートナーが各自が一票の議決権を有するか否かである。

しかしながら、ブリュッセル弁護士会は、パートナー・シップ契約の審査ができるのみであり、パートナー・シップ契約そのものを禁止することはできない。

(2) グローバル・パートナー・シップ

グローバル・パートナー・シップは可能であり、ブリュッセル弁護士会が保存している同会会員の弁護士（アボカ）のパートナー・シップ契約書のコピーの中には、グローバル・パートナー・シップに関するものがある。

グローバル・パートナー・シップ内の意思決定に関して紛争が生じた場合には、それがブリュッセルにおける業務活動に専ら関するものであれば、ブリュッセル弁護士会のルールに従って解決される。

グローバル・パートナー・シップの全体にかかわる問題については、現時点では明確な解決方法は定まっていない。米国は、例えば、ニューヨークに本拠を持つローファームの場合には、ニューヨーク州のルールに従って解決するように要請してきており、現在、この件については、A B A（米国法律家協会）と交渉中である。

(3) MDP（異業種間パートナー・シップ）

法律家（Lawyer）ではない者とのパートナー・シップは、ベルギー弁護士（アボカ）の独立性を危うくすることから、現時点では、許されないと考えられている。

公証人（ノーテール）などの法律家との収益の分配は認められるだろう。

MDPの問題点は、①弁護士の独立性、②利益相反（conflict of interest）③依頼者の秘密の3点についてどのように取り扱うかということである。

現時点では、ブリュッセル弁護士会において、今後MDPについて熱心に討議がなされる見通しはない。

ところで、契約書を作成するのは弁護士の仕事なので、MDPであることが明確なものはさておき、実質的にMDPと考えられるものについて、どのように取り扱うかは難しい問題である。

もっとも、ベルギーでは、誰でも法律相談を業務として行うことができるので、例えば、公認会計士事務所において法律相談を業務として行うことは禁止されていない。

3 ブリュッセル弁護士会規則の違反に対する制裁措置

ブリュッセル弁護士会は、パートナー・シップ契約を審査することができるだけなので、ブリュッセル弁護士会会員や同会会員とパートナー・シップ契約を結んでいる外国弁護士に同会規則違反があった場合にも、パートナー・シップ契約そのものを禁止することはできない。

ブリュッセル弁護士会規則は、Bリストに登録されていない外国弁護士には適用されないため、外国弁護士にブリュッセル弁護士会規則に違反する行為が

あっても、制裁を課すことはできない。

Bリスト登録外国弁護士が、ブリュッセル弁護士会規則に違反した場合には、戒告などの制裁をすることになるだろうが、Bリスト登録を取り消して除名すると、ブリュッセル弁護士会には監督権がなくなってしまう、違反行為が野放しになってしまうので、通常は除名することはない。

一方、ベルギー弁護士（アボカ）であるブリュッセル弁護士会会員は（同会会員であることにより、アボカと名乗ることができ、訴訟代理権を有することができるので）、同会会員に対する制裁は有効である。

(E C 統合と弁護士制度)

1 2つのE C指令

E Cでは、自由業に関する地域的規制の段階的な撤廃を義務付けたローマ条約の内容を実行に移すため、これまで、弁護士業の自由化に関し、加盟各国に対して以下の指令（ディレクティブ）を発している。

(1) 1977年3月22日付けサービス指令（1979年3月1日に効力発生）

事務所設立を伴わない範囲で、E C加盟国の弁護士が他の加盟国においてリーガル・サービスを効果的に行うことができるための政策を採用するよう加盟国に指示した。

(2) 1988年12月21日付けディプロマ指令（1991年1月4日に適用開始）

弁護士あるいは会計士等の専門職（大学又はこれと同等の教育機関で最低3年以上の教育が必要とされるもの）が業務を行うにつき必要とされる資格を加盟国において相互に承認し、他の加盟国において改めて資格を取得する必要がないような制度を立法化するよう加盟国に指示した。

ただし、弁護士のように、学問又は職業活動の内容が受入加盟国（ホスト国）において実質的に異なっている場合には、受入加盟国は、適正試験（aptitude test）を課すことが許されている。

2 弁護士の開業する権利に関する指令（Directive on Right of Establishment for Lawyers）（案）

C C B E（ヨーロッパ弁護士団体連合会）は、1992年10月23日の総会において、「（E Cにおける）弁護士の開業する権利に関する指令」（案）を採択し、E C委員会に提出した。同指令案の内容は、以下のとおりである。

(1) 弁護士は、原資格国（ホーム国）以外のE C加盟国において、事務所を設立する権利を有する。

(2) 受入国（ホスト国）に事務所を設立する弁護士は、ホスト国の弁護士会に登録しなければならない。

(3) 原資格国（ホーム国）における弁護士の資格名称（例えば、連合王国であればバリスターやソリシターなど、フランスであればアボカ）を用いて開業する弁護士は、ホスト国の法廷において現地の弁護士との共同により臨時的にクライアントの代理を行う権利を有するが、「死亡した人の所有地の管理権を取得するための正式書類の作成」や「土地に対する権利を発生又は移転させる正式

書類の起草」など特殊な分野については、取り扱うことができない。

- (4) 受入国（ホスト国）のディプロマを有しない弁護士が、受入国（ホスト国）における弁護士の資格名称を用いて開業するには、ディプロマ指令に従って、受入国（ホスト国）のディプロマと同等のディプロマをもち、かつ、同指令が要求しているその他の条件を満たさなければならない。

受入国（ホスト国）に原資格国（ホーム国）の弁護士の資格名称で登録した上、3年間実効的かつ永続的に業務に携わった弁護士が、受入国（ホスト国）の弁護士の資格名称を用いたい場合は、通常であれば受入国（ホスト国）の弁護士資格を取得するに当たって受けなければならない適正試験（aptitude test）の全部又は実質的な部分が免除される。

- (5) 原資格国（ホーム国）における弁護士の資格名称を用いて開業する弁護士も、受入国（ホスト国）の弁護士と同様の義務や行動規範（弁護士倫理）に服さなければならない。もっとも、かかる義務や行動規範は、C C B Eの共通行動規範（Common Code of Conduct）やローマ条約の規定に合致するものであって、かつ、かかる義務や行動規範の遵守が公共の利益の観点から客観的に正当化される限りにおいて、適用されるようにしなければならない。

- (6) 受入国（ホスト国）に開業する弁護士は、弁護士に課せられている義務に従わなかった場合には、受入国（ホスト国）の規則及び手続に従って懲戒処分を受ける。

- (7) 原資格国（ホーム国）において、同国の規則に従って共同して業務に携わる（practice in association・・・その法律上の形態のいかんを問わず、2名以上の弁護士が永続的な形で共同で法律事務を行い、かつ、一般公衆に対して自分たちが共同して業務を営んでいることを公称している場合）弁護士は、受入国（ホスト国）において、個人としても開業できるし、共同体（association）のメンバーとしても開業できる。

加盟国は、原資格国（ホーム国）の資格名称で登録された原資格国（ホーム国）を異にする弁護士同士による共同体（association）及び原資格国（ホーム国）の資格名称で登録された弁護士と受入国（ホスト国）の弁護士の共同体（association）による業務を許容しなければならない。

- (8) 原資格国（ホーム国）で共同で業務に携わり、受入国（ホスト国）でも共同体のメンバーとして開業する弁護士は、受入国（ホスト国）で業務に用いる名称として、彼及び共同体のメンバーたちが原資格国（ホーム国）で使用するような名称でも採用することができる。

受入国（ホスト国）の管轄機関は、開業する弁護士に対し、そのような名称を用いる際は、受入国（ホスト国）でその共同関係を代表することになる弁護士の氏名を添えるよう要求することができる。

（E C委員会における説明の概要）

1 弁護士の開業する権利に関する指令

(1) C C B Eから弁護士の開業する権利に関する指令（案）の提出を受けたが、E C委員会では、同指令の第一ドラフトを作成し、現在議論中である。

今後、早くて本年7月、遅くて本年9～10月ころにE C委員会で採択し、続いて閣僚理事会にかけ、その後、E C加盟各国の政府内で議論されることになる。

(2) 非E C加盟国の国籍を有する者で、E C加盟国の弁護士である者に対しては、E C指令の適用はない。彼らは、当該E C加盟国一国の弁護士になるにとどまる。

E C指令は、E C市民（E C加盟国の国籍を有する者）に対してのみ適用される。

(3) 非E C加盟国の弁護士がE C域内で活動する場合の規制については、E C加盟各国が決定権を有する。

2 E C指令の法制化に関連する感想

E C加盟各国間の差異は、日本とE C加盟各国との差異よりも小さいが、それでも、E C加盟各国は、他のE C加盟国とは異なった独自の歴史、文化に根ざした司法制度を有している。そして、E C加盟各国は、そのような差異を乗り越えて調和させようとしている。我々は今までの経験を生かして今後も国際化を進展させていきたい。

（C C B Eにおける説明の概要）

1 パートナー・シップ

(1) パートナー・シップと協力関係・提携関係

アングロサクソンにおいて一般に使用されている「パートナー・シップ」の定義は必ずしも明らかではない。

そこで、C C B Eの弁護士の開業する権利に関する指令（案）においては、パートナー・シップという用語は用いず、「2名以上の弁護士が、永続的な形で共同で法律事務を行い、かつ、一般公衆に対して自分たちが共同して業務を

営んでいることを公称している場合」には、「共同して業務を営む（practice in association）」という用語を用いている。

(2) ローカル・パートナー・シップ

EC加盟国内に住所を有する非EC加盟国の弁護士事務所又は弁護士が、EC加盟国の弁護士事務所又は弁護士とパートナー・シップ契約（ローカル・パートナー・シップ）を結べるか否かについては、現時点では、EC加盟各国の政策等によって、各国の取扱いは異なる。

CCBEとしては、現在EC委員会において検討中の弁護士の開業する権利に関する指令におけるEC域内のパートナー・シップと同様に取り扱うことが相当ではないかと考えており、現在、将来におけるCCBEとしての方針を検討しているところである。

(3) グローバル・パートナー・シップ

EC加盟国内に住所を有しない非EC加盟国の弁護士事務所又は弁護士が、EC加盟国の弁護士事務所又は弁護士とパートナー・シップ契約（グローバル・パートナー・シップ）を結べるか否かについては、ECとしての規則はなく、また、現在EC委員会において検討中の弁護士の開業する権利に関する指令においても規定される予定はない。したがって、EC加盟各国の政策等によって、各国の取扱いは異なる。ただし、両者の住所以外の第三国において、グローバル・パートナー・シップを締結するというのは現実的ではないので、結局、住所のある国の規定に従うことになるだろう。

この問題を考えるに当たっては、何が依頼者（クライアント）にとって最も利益になるかとの観点から政策決定をしていかなければならない。

(4) MDP（異業種間パートナー・シップ）

現在、CCBEでは、会長や事務局長を中心に、弁護士と公認会計士等とのMDPについてのECとしての詳細な政策を策定すべく検討している。

本年4月のCCBEの準備会合において検討した結果、EC加盟各国の弁護士会の代表者の間では、CCBEはMDPについて許容する方向で積極的には進めないとの立場で一致した。

なお、ドイツにおいては、MDPが実際に存在するが、それは、弁護士と公認会計士の規則や行動規範（倫理）がほぼ同じであることが原因になっている。ドイツとしては、MDPを他のEC加盟国にも広げようとの考えはない。

また、オランダにおいても、法令や弁護士会の規則上は、MDPは可能であり、オランダ全国弁護士会総評議会は、オランダ弁護士が公証人・税理士・弁

理士とMDPを結ぶことを許容したが、オランダ弁護士が公認会計士とMDPを結ぶことについては、容認していないため、現在、オランダ弁護士が公認会計士とMDPを結ぶことはできない。

3. 日本・EC・米国における弁護士倫理

各国の弁護士制度・外国弁護士受入制度における違いは大きいですが、弁護士倫理については、取り上げている点が各国とも非常に類似している。したがって、他の国で開業している弁護士に関して、受入国（ホスト国）の弁護士との間において、弁護士倫理について問題が生じることは少ないであろう。

オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ州における弁護士制度及び外国弁護士受入制度の現状並びにオーストラリアにおける外国弁護士受入制度の動向

1. ニュー・サウス・ウェルズ州弁護士は、バリスターとソリシターの2種類の資格に分かれ、バリスターは法廷事務を扱い、ソリシターは訴訟の準備又一般の法律事務を扱う。バリスターはバー評議会（バー・カウンセル）、ソリシターはロー・ソサエティ（法曹協会）が監督している。

新しくソリシターになった者は、ソロ・プラクティショナー又はパートナーとして実務を行う権限を付与される前に、1年間他のソリシターの被雇用者として実務を行わなければならないという制限を受ける。

しかし、新しくソリシターになった者は、単独で法廷に立会するなどソリシターとしてのあらゆる法的職務を行うことができる。

2. 1987年法第117条によれば、原則として報酬を得て法律事務を行う者は、バー評議会又は法曹協会の現に有効なPC（業務免許証）を所持していなければならないので、無資格者が報酬を得て法律事務を扱うことは禁止されている。

3. 1987年法、1988年ガイドライン及び1992年声明には、強行規定の相互主義はない。1988年ガイドライン、1992年声明には、外国法律事務所開設に関しての任意的な相互主義が考慮されている。

4. 外国弁護士に対する実務経験は要請されていない。

5. 外国弁護士に対する入国管理規制

在外公館で、事前に専門職（管理者、スペシャリスト）の査証を取得。（申請書55号様式、招聘者の保証書、履歴書、手数料）

6. 適用法令等

(1) 1987年法（LEGAL PROFESSION ACT 1987）

(2) 1988年ガイドライン（INTERNATIONAL PRACTICE : POLICY AND RULES, [11391][11396][11401][11406]）

(3) 1992年声明（LAW COUNCIL OF AUSTRALIA POLICY STATEMENT INTERNATIONAL LEGAL PRACTICE 1992）

(1) 1987年法 (LEGAL PROFESSION ACT 1987)

115条 主として裁判所においてバリスター又はソリシターとして行動することに関する規定

117条 一般的な法律事務に関する規定 (バー評議会又は法曹協会が発行する現に有効な業務免許証を所持するものに限り、報酬を得て法律事務が行える。)

117条の適用範囲はニュー・サウス・ウェルズ州法に限定されるのか外国法を含む法律に適用されるのかは何ら明示されていない。しかしながら、会計士、保険数理士、不動産取引代理人等多くの無資格者が当該業務を行う上で、一般法律事務を現に取り扱っている。

119条

1項 ソリシターが通常ソリシターによって処理される種類の業務に対する報酬を他の者と分配することは、以下の場合を除いて職業上の過誤となる。

(a) その者が、ロー・ソサエティが発行する有効な業務許可証を有している場合

(b) ロー・ソサエティが最初に同意を与えている場合

(2) 1988年ガイドライン (INTERNATIONAL PRACTICE : POLICY AND RULES)

1987年法119条 (ソリシターとの報酬の分配) をベースに規定された。当該ガイドラインは、ニュー・サウス・ウェルズ州の弁護士ではない外国弁護士に適用されている。

概要

① 外国弁護士及び外国ロー・ファームはロー・ソサエティの認可 (Permission) を受ければ、単独でその属する外国の法律について助言する業務を行うことができる。 [11391]

② ロー・ソサエティは以下の形態のインテグレーションを認可 (Permission) する。 [11391]

(a) 州のソリシターはロー・ソサエティの認可 (Permission) を受けて外国ロー・ファームと同一の事務所名称で業務を行うことができる。

(b) 州のソリシターはロー・ソサエティの認可 (Permission) を受ければ、

外国ロー・ファームと報酬を分配することができる。

(注) インテグレーションは、パートナーシップを意味するものではない。

- ③ 州内に居住する外国弁護士は外国ロー・ファームの業務を行う州内のソリシターとパートナーシップを結んではならず、又かかるソリシターを雇用してはならない。[11396(b)]
- ④ 現に有効な業務許可証を有しない外国弁護士はソリシターとして行動しない限り、州のソリシターに雇用されることができる。[11396(c)]
- ⑤ 外国弁護士は州のソリシターが服する行動基準と倫理規定に従う義務がある。[11396(a)]
- ⑥ 外国ロー・ファームはロー・ソサエティに下記誓約書を入れる必要がある。
 - (i) ロー・ファームのすべての財源が州内の事務所及び州内に居住するパートナーに利用可能であること。
 - (ii) 州内に居住するパートナーによる当該ロー・ファームの州内における業務に関連して発生する損害賠償義務について連帯してその責に任じること。
 - (iii) 州に関連する事項については州のソリシターが服する行動基準及び倫理規定を遵守すること。
 - (iv) 当該ロー・ファームはニュー・サウス・ウェルズ州法を扱わず、ニュー・サウス・ウェルズ州で法律事務を行う資格のある旨表明しないこと。[11401]

(3) 1992年声明 (LAW COUNCIL OF AUSTRALIA POLICY STATEMENT INTERNATIONAL LEGAL PRACTICE 1992)

オーストラリア弁護士協会による各州及び各特別地域における外国弁護士受入れ推奨指針。

骨子

1. 外国法律業務は各州弁護士会の規制を受ける。すなわち、各州弁護士会は法の業務への適用基準、認可(accreditation)期間、認可(accreditation)の更新について決定権を有する。又、本声明は各州の弁護士関係法令に違反したり、各州弁護士会の決定権を拘束する形で解釈されてはならない。
2. 外国弁護士はオーストラリア弁護士を雇用できない。
3. ①外国法を取り扱う認可(accredited)外国弁護士、②外国法を取り扱う

認可 (recognised) 外国ロー・ファーム, ③ 地元弁護士との協力 (collaboration) による包括的法律業務 (地元法と外国法) の3形態のうちの1形態による取扱い業務を地元弁護士会の許認可 (① accreditation, ② recognition, ③ approval) のもとで認める。

外国法律業務 (原資格国法に関する法律業務) の形態についての概要

1. 認可 (accredited) 外国弁護士 (州弁護士会に申請)

(a) 以下の証明の提出が要求される。

- ・懲戒処分等を受けたり, 懲戒手続中でないこと
- ・良好に原資格国の資格を有すること (要求があれば)

(b) 認可 (accredited) 外国弁護士は, 認可 (recognised) 外国ロー・ファームとして認可を受けていない外国ロー・ファームの名の下で業務を行ってはならない。

(c) 原資格国をレターヘッドに明示する必要がある。

2. 認可 (recognised) 外国ロー・ファーム (州弁護士会に申請)

(a) 以下の証明の提出が要求される。

- ・すべてのパートナーが懲戒処分等を受けたり, 懲戒手続中でないこと
- ・実質のある名聲がその事務所名称に備わっており, パートナーが専門性を有していること
- ・すべてのパートナーの良好な資格の証明 (要求があれば)
- ・居住パートナーの少なくとも1人はイコール・パートナーであり, かつ, 申請前少なくとも2年間は当該ロー・ファームのパートナーであるか又はアソシエイトであったこと

すべてのパートナーについて以下の内容の誓約書の提出が要求される。

- ・外国ロー・ファームのすべての財源をその州で設立されている事務所及び居住パートナーが利用できること
- ・外国ロー・ファームの活動に伴って生じた財産上の義務に対し連帯して責任を負うこと

(b) 認可 (recognised) 外国ロー・ファームのパートナーは個別に認可 (accredited) を受けた日から, 外国法律業務に従事できる。

(c) 認定に当たっては任意的に相互主義が考慮される。

(d) レターヘッドには, パートナーの居住, 非居住の別, 原資格国, 海外支所, 居住パートナーがその州の資格を有していない場合はその旨を明

示する必要がある。

(e) 自国におけるロー・ファーム名称は原則として使用できる。

3. 地元弁護士との協力(collaboration)によるインテグレーション(州弁護士会に申請)

(a) 認可(recognised)外国ロー・ファームと地元弁護士又は地元ロー・ファームは同一の名称の下で業務を行うことができ、報酬を分配することができる。

(b) 国内ロー・ファームが認可(accredited)外国弁護士をパートナーとして受け入れることは、地元弁護士が常に多数を占めていれば問題ないと考える。

(注) 国内ロー・ファーム…主としてオーストラリア法を取り扱うロー・ファーム

外国ロー・ファーム…国内ロー・ファーム以外のロー・ファーム

香港の外国弁護士受入制度の現状と動向

I. 現行の香港弁護士制度

一、法律専門職

香港は英国の植民地である関係で、その法制、弁護士制度も英国のそれらと類似点が多く、法律専門家もバリスター（法廷弁護士、Barristor）とソリシター（事務弁護士、Solicitor）の二種がある。しかしながら、訴訟代理権はバリスターの独占とされているが（但し、下級裁判所ではソリシターも代理できる）、一般のリーガル・サービスは、ソリシターであると表示しない限り、何人も業として取り扱うことが許されている。現在香港の人口は約600万人で、バリスターは約400人、ソリシターは約2,700人いるといわれている。従って、外国弁護士はバリスターの職域とされる訴訟事件を直接取扱うことはできず、またバリスターを雇用したり、彼らと共同経営することも許されていない。今回の外国弁護士に関する法案でも、バリスターとの関係は改正の対象とはされておらず、外国弁護士に関する改正案との関係で重要なのはソリシターのみである。

二、ソリシター資格の付与

香港においてソリシターの資格を取得するためには、以下の①～⑤のいずれかの要件を満たさなければならない。

- ① 香港には二つのロー・スクール(3年コース)があるが(香港大学とシティ・ポリテクニック大学)、このいずれかの大学で法学士(LLB)の学位を取得し、更に大学院レベルの1年間の実務教育コースを修了してその証明書(Post Graduate Certificate in Laws, PCLL)を取得し、かつ2年間の実務修習を終了すること。
- ② 大学で法学士以外の学位(non-law degree)を取得した者が、共通専門職試験(Common Professional Examination, CPE)といわれる試験に合格後、前記PCLLを取得し、かつ2年間の実務修習を終了すること。
- ③ 法学士(LLB)の学位を取得した者が英国弁護士会(ロー・ソサイアティ)の最終試験(Final Examination)及び2年間の実務修習を終了すること。
- ④ 大学で法学士以外の学位を取得した者が、CPEに合格し、かつ弁護士会(ロー・ソサイアティ)の最終試験及び2年間の実務修習を終

了すること。

⑤ 英国で弁護士資格を取得すること。

これらの要件に加えて、弁護士資格を取得するためには英連邦構成国家 (Commonwealth; オーストラリア、カナダ、インド、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール等) の国民であるか、又は7年以上香港に居住していた者でなければならない。しかも、弁護士資格を取得しても、最初の2年間は条件付業務許可証 (Conditional Practising Certificate) しかもらえず、この間はロー・ファームに勤務することはできるが、独立して開業したり、共同経営者となることはできない。

2年間の勤務弁護士の経験を経て初めて無条件業務許可証 (Unconditional Practising Certificate) を取得でき、かくて独立開業したり、共同経営者となりうる一人前の弁護士となる。

三、現行の外国弁護士制度

現在の香港においては、外国弁護士を規制する特別な法律は存在せず、英国の場合と同様、入国管理により非公式な方法で規制されている。すなわち、外国弁護士が香港においてリーガル・コンサルタントとして自国法に関する業務を行うためにビザを申請するには、弁護士会に誓約書 (Undertaking) を提出し、それにより香港法に関する業務を行わないことを誓約しなければならない。

外国のロー・ファームが香港において事務所を開設しようとする場合も同旨の誓約書を弁護士会に提出しなければならない。しかも、ロー・ファームの場合には、本国において十分に確立した地位と高い評価を受けている事務所であればならない。

英連邦構成国家の国民でない外国弁護士及び外国のロー・ファームは香港ソリシターと報酬を分配することはできず、かつ、香港ソリシターを雇用したり、彼らと共同経営を営むことは勿論、香港ソリシター又は香港ロー・ファームと事務所を共同使用することも禁じられている。

四、現行制度の問題点

1. 1970年代の初めごろから外国弁護士及び外国ロー・ファームの数は増え続け、現在約160人の外国弁護士と約30の外国ロー・ファームが香港で活躍している。この増加傾向は今後も続くと思われるが、入国管理行政を通じての非公式の規制では不適當又は不充分であると考えられ、何らかの明文による法規制が望まれる。
2. まず、外国の弁護士のうち英連邦構成国家とそれ以外の国の国民との間に

差別的な扱いがされている。特に、英国以外の弁護士が香港ソリシターとなる合理的なルートが設けられていない。また、香港に永住権を有する外国の弁護士は、ビザが不要のため入管規制は及ばず何らの規制もされていない。更に、外国弁護士に対してなしうる規制も入国管理を通じての非公式な規制のみであり、外国弁護士は弁護士会の統制には全く服さない状態にある等の問題点がある。

II. 外国弁護士からの改革への要望と政府・弁護士会の対応

前記のとおり、香港には1970年代の初めごろから外国のロー・ファームが進出していたが、香港は英国の植民地であり、英国の弁護士は、申請をなせば自動的に資格が付与されるため、他の外国弁護士と比較して非常に有利な立場にあった。

また、現行法の下で外国弁護士ないし外国のロー・ファームが香港ソリシターを雇用したり、又は彼らと共同経営を営むことは許されていないのに、英国のロー・ファームはそれが可能であり、特に、英国のロー・ファームと競争している米国のロー・ファームにとっては業務形態及び職務の範囲に大きなハンディとなっている。

このような差別を不満とする米国のいくつかのロー・ファームは、1988年1月、香港政府に対し、①香港ソリシターを雇用し、あるいは、彼らと共同経営を営むことが許容されること、②相互主義の要件が満たされる場合には、外国弁護士が香港において無試験で弁護士として活動することが認められるよう法改正をすること、という内容の請願書を提出した。

香港政府は同年、外国弁護士の制度に関して新しい提案を示し、次の二点につき弁護士会の意見を求めた。

- (1) 現行の入管と誓約書の方法による非公式な規制に代わる制度を検討する。
- (2) 外国弁護士が香港ソリシターを雇用し、これと共同経営を営むことを許容すること。

弁護士会は(1)には賛成したが、(2)には反対である旨総会決議により表明した。政府はこの弁護士会の意見を尊重し、(2)の提案は撤回するとともに、1990年7月に次の新たな提案を行った。

- (1) 香港ソリシターと外国弁護士が共同経営は営まずに報酬を分配できる関係を認めること。

- (2) 外国弁護士が香港ソリシターの資格を取得することができる制度を導入すること。

この基本方針に沿って、弁護士会の委員会で検討のうえ、1991年10月に、外国弁護士と外国ロー・ファームの規制案と外国弁護士の弁護士資格付与に関する案の新しい2つの改正案がまとめられた。

Ⅲ. 改正案の概要

一、新制度の骨子

1. すべての香港内の外国弁護士、外国ロー・ファーム、アソシエーション (Association)、現地法取扱事務所は弁護士会に登録のうえ毎年更新しなければならないものとし、これにより弁護士会の監督下におく。
2. 香港における無登録外国弁護士の活動には制裁を加える。
3. すべての外国弁護士を香港弁護士会の懲戒制度の下におく。
4. 香港法は香港ソリシターのみが取扱うものとし、外国弁護士による香港ソリシターの雇用、彼らとの共同経営は禁止する。
5. アソシエーション (Association)により香港のロー・ファームと外国のロー・ファームとが、独立性を保ちつつ同一場所で事件の共同処理をなすようようにする。
6. 外国弁護士にも香港ソリシターとなりうる道を開き、その弁護士資格の付与の要件に関する差別的取扱いは廃止する。

二、外国弁護士と外国ロー・ファームの規制案

1. 登録外国弁護士

香港において、法律事務を取扱うすべての外国弁護士は弁護士会に登録しなければならない。かかる登録外国弁護士は、本国法、国際法、第三国法に関する法律事務を取扱うことができる。但し、自己が無能力の分野の法律事務を取扱った場合には、弁護士倫理による制裁をうける。また、登録外国弁護士は自らを香港ソリシターと称してはならず、外国弁護士又はフォーリン・リーガル・コンサルタントと称さなければならない。

外国弁護士の登録がなされるためには、以下の要件を満たさなければならない。

- ① 自己の本国において弁護士の資格を有すること。
- ② 本国において良好な状態であること。
- ③ 弁護士会が適性と良き品性を有すると認めること。

④弁護士会の監督に服し、その規制と弁護士倫理に従う旨の誓約書を提出すること。

⑤香港ソリシターと同等の責任賠償保険に加入すること。

⑥香港ソリシターに雇用されて本国法の事務を取扱うためには、その本国で2年以上の職務経験を有していなければならないこと。

2. 登録外国ロー・ファーム

香港において、法律事務を取扱う事務所を有する外国ロー・ファームは、弁護士会に登録しなければならない。かかる登録外国ロー・ファームは、本国法、国際法、第三国法、すなわち香港法以外の法律事務を取扱うことができる（但し、無能力の分野を扱えば、弁護士倫理違反）。

外国ロー・ファームの登録がなされるためには、以下の要件が満たされなければならない。

①香港内に既に活動拠点を有するか、又は、登録後2ヶ月以内に設けること。

②そのファーム又はメンバーは本国において資格を有する弁護士であること。

③そのファーム又はメンバーは本国において良好な状態であること。

④本国ロー・ファームの名称で、法律事務を取扱う弁護士はすべて登録外国弁護士でなければならない。

⑤それが外国ロー・ファームの支店である場合には、本国のロー・ファームの名称を使用しうるが、少なくとも1人は、

(i) 本国ロー・ファームのパートナーであり、

(ii) そのロー・ファームに通常は2年以上所属しており、かつ、

(iii) 5年以上の職務経験を有していなければならない。

⑥それが、支店でなく独立した外国ロー・ファームである場合には、名称はパートナーの名前又は単独の事業主の名前を使用しなければならない。

(i) 少なくとも香港で法律事務を取扱うパートナーの内の1人は5年以上の職務経験を有し、

(ii) 良い評判を得ていなければならない、良い評判と適性を証明する本国又は香港の法曹関係者の2人の推薦状を提出しなければならない、かつ、

(iii) 共同経営の場合には、他のパートナーたる登録外国弁護士は3年以上の職務経験を有しなければならない。

3. アソシエーション(Association)の登録

香港ロー・ファームと外国ロー・ファームとがアソシエーションする場合には、弁護士会に登録しなければならず、そのためには以下の要件が満たされなければならない。

- ① アソシエーションをしようとする外国ロー・ファームは、香港に事務所を有し、登録外国ロー・ファームの要件を満たさなければならない。
- ② アソシエーションの関係を有する香港と外国のロー・ファームは、いずれも弁護士会に誓約書を提出して、個々の弁護士が法規の遵守に責任を負う旨誓約しなければならない。
- ③ 外国ロー・ファームは弁護士会の特別の許可をえなければ、二つ以上の香港のロー・ファームとアソシエーションの関係をもつことはできない。
- ④ 登録外国ロー・ファームは香港法を取扱ってはならない。
- ⑤ 登録アソシエーション全体として、香港ソリシターに対する外国弁護士の数は1：1の割合を越えてはならない。

登録されたアソシエーションの下では、香港ロー・ファームと外国ロー・ファームの運営は以下のとおり行われる。

- (i) 報酬を分配できる (share fees)
- (ii) 施設を共同できる (share premises)
- (iii) 行政・経営・一般事務管理 (administrative management and general legal support) 及び調査サービス (research services) を共通にできる。
- (iv) 香港ロー・ファームのみが香港法を取扱いうる。
- (v) アソシエーションの当事者たるすべてのファームの名称は事務所に明示されなければならない。

4. 現地法取扱事務所への変更

外国ロー・ファームは一定の条件の下で登録することにより、外国ロー・ファームの名称の下で香港法を取扱いうる事務所に変更することができる。この場合には、香港法を含むすべての外国弁護士の取扱いうる法に関する事務を行うことができる。

- ① すべてのパートナーが香港ソリシターとして無条件業務許可証を有していること。
- ② 香港ソリシター (パートナー、被雇用) に対する登録外国弁護士 (パートナー、被雇用) の数は、1：1の割合をこえることはできない。

- ③ そのロー・ファームは、かかる申請の直前3年間以上登録外国ロー・ファームでなければならず、かつ香港において独自の資格で、又は登録されたアソシエーションのメンバーとしてその間業務を行っていないなければならない。
- ④ 前記①のパートナーの少なくとも1人は外国ロー・ファームのパートナーでもなければならず、かつ現地ロー・ファームの単独の事業主となる資格を有するものでなければならない。
- ⑤ 香港ソリシターとして無条件業務許可証を有する者の1人は、申請外国ロー・ファームの香港又はそれ以外の場所において、登録申請直前の5年のうち3年以上法律事務を取扱っていないなければならない。
- ⑥ 弁護士会は適当と判断する場合には、上記④、⑤及び⑥の条件を免除することができる。

5. 雇用・共同経営

外国ロー・ファームは香港ソリシターを雇用してはならず、また香港ソリシターと共同経営を営んではならない。香港ロー・ファームは登録外国弁護士を雇用することができる。なお、外国の弁護士であっても、香港で登録されない以上、香港では弁護士ではない。これらの弁護士をトレイニーとして雇用することは、香港・外国ロー・ファームのいずれも可能である。もっとも、香港には弁護士1人に対し、8人以上の非弁護士たる者を雇用してはならないとの制約があるので、かかる規制には服さなければならない。

三、外国弁護士への弁護士資格付与に関する案

1. 外国弁護士へのソリシター資格の付与

前記の如く、登録外国ロー・ファームの現地法取扱事務所への変更の条件として、そのすべてのパートナーが香港ソリシターの資格を有していなければならないことになったのに対応するため、英国と他の国の弁護士との差別をなくするため、改正案は英国以外の外国弁護士が香港ソリシターとなる道を開いた。

2. 居住要件

しかしながら、このような外国弁護士には以下のような居住要件が設けられており、英語を母国語とする国の弁護士が香港を訪問して資格だけをとって帰るということが困難なものとなっている。かかる外国弁護士は、

- ① 資格を付与される直前の3ヶ月以上香港に居住しているか、
- ② 資格を付与された直後の3ヶ月以上香港に居住することを意図している

か、

③ 過去において通常は7年以上居住者であったか、又は、

④ 過去7年間で毎年180日以上香港に滞在していたか、

のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

3. 外国弁護士との区別

改正案の下では、英国の弁護士や英連邦構成国の弁護士を他の外国弁護士と差別することはなくなり、コモン・ローに関する知識と経験によって判断するものとされたため、コモン・ロー諸国の弁護士と非コモン・ロー諸国の弁護士とを区別し、かつ経験年数によっても区別して要件等を定めている。なお、資格取得後に与えられるのは条件付業務許可証であり、直ちに独立開業したり共同経営ができるものではない。

4. コモン・ロー諸国の弁護士

(1) 五年未満の職務経験者

法学士（LLB）の学位、1年間の大学院レベルの法学教育及び2年間の実務修習（この要件は場合により免除されうる）に相当する経験を有し、5年未満の職務経験を有する者は以下の4科目の試験（Transfer Test）に合格しなければならない。

(i) 不動産法

(ii) 民事・刑事訴訟法

(iii) 商事・会社法

(iv) 弁護士倫理

(2) 5年以上の職務経験者

5年以上の職務経験を有する者は、上記のうち(i)、(ii)、(iv)の3科目の試験に合格すればよい。

5. 非コモン・ロー諸国の弁護士

(1) 5年未満の職務経験者

(i) ロー・スクールにおける1年間のコース（又はこれと同等のコース）で、契約法、不法行為法、財産法、刑法、衡平法、憲法及び行政法の科目を履修する。

(ii) 香港のロー・スクールにおけるPCLLの証明書を取得する。

(iii) 3年を超えない実務経験。

(2) 5年以上の職務経験者

以下の科目の試験に合格すること。

- (i) 不動産法
- (ii) 民事・刑事訴訟法
- (iii) 商事・会社法
- (iv) 弁護士倫理
- (v) コモン・ロー全般（口頭試験）

申請者が同等の試験を既に受けている場合には、申請により上記科目の一部又は全部が免除されることがありうる。

四、香港における仲裁

香港は英国の植民地であり、仲裁制度も類似の手続でなされている。

仲裁は私的な解決法であり、仲裁人は勿論、仲裁代理も私人が行うことができる。もっとも、最近においては、ほとんどの事件が弁護士により代理されているとのことである。

なお、制度として誰でも代理できるということと、個々のケースで仲裁代理人となった登録外国弁護士が弁護士倫理上問題（能力のない分野の法律事務の取扱い）にされうるということとは別問題である。

以 上

先進主要国の外国弁護士受入制度における
共同経営・雇用の可否

米 国 (FLC (フォーリン・リーガル・コンサルタント) ルール)

州 名	ニュー・ヨーク州	カリフォルニア州	コロンビア特別区
共同 経営	パートナーシップ契約の内容がNY州実体法及び弁護士倫理規定並びに当該FLCの原資格国の法律に適合する限り可能。可否を判断するに際しては、当該国の弁護士の教育的要件、職業行為基準・綱紀が考慮され、それらがNY州弁護士のもものと実質的に同一でなければならない。(NY州弁護士会倫理委員会)	可能。1992年9月14日施行の弁護士行動規範において、外国弁護士は同規範にいうlawyerと定義される。(Ca州弁護士会国際法部会)	可能。(DC弁護士会倫理委員会委員長)
雇 用	FLCがFLC諸規則及び関連する法律の認める範囲内で業務を行う限り可能。(同上)	可能。ただし、弁護士行動規範上の制約あり。例えば、FLCはCa州法を扱えないので、その面で被雇用同州弁護士を指揮監督できない。(同上)	可能。ただし、DC職業行為規範、特に能力、監督に関する規定の遵守及びFLCに許された職務範囲を守ることが条件となる。(DC控訴裁判所非弁行為に関する委員会委員長)
<p>(備考) ABA外国法コンサルタント・モデル・ルール(1993年8月11日にABA代議員大会において採択されたもの。本モデル・ルールは直ちに各州において採用されるものではないが、ABAは、各州の弁護士会にこのルールに沿った外国法コンサルタント・ルールの採択を働きかける予定である。)では、共同経営・雇用は明示的に認められる。</p>			

カナダ

州 名	ブリティッシュ・コロンビア州	オ ン タ リ オ 州
共同 経営	FLCはローソサイエティの完全資格の会員ではないので、禁止される。(Frank Hanano 同州弁護士)	禁止。
雇 用	認められる。(ただし、BC州弁護士は雇用主のFLCに対してのみ助言可能)	禁止。
<p>(備考) 司法管区を超えるローファームに関するプロトコール(案)〔現在カナダ弁護士連合会において採択することを検討中のもの。将来採択された場合には、プロトコールに署名した州では、プロトコールに沿ったルールを設けることになる。〕は、「外国又はカナダの他州の法域に1つの事務所を持ちつつ、当該州で活動するローファームで、パートナー又は株主の中に当該州の弁護士でない者が含まれているローファームは、当該州のローソサイエティの認可を受けなければ、当該州で活動することができない。しかも、パートナーの1人以上が当該州の弁護士であり、かつ、主として当該州で実際に業務を行うのでなければならない。司法管区を超えるローファームが認可を受けていない場合でも、そのメンバーであるFLCは、FLCの業務範囲内で活動することができるが、ローファームの一員としては活動することができない。」としている。</p>		

国名	連 合 王 国		オランダ	ベルギー
	Foreign Lawyer	Registered Foreign Lawyer (ローソサイエティに登録した外国弁護士)		
共同経営	ソリシター、バリスターのいずれとの共同経営も不可。	ソリシターとの共同経営は可能。バリスターとの共同経営は不可。	パートナーシップ規則により、オランダ全国弁護士会が認証した外国の弁護士会の会員である外国弁護士は、オランダ弁護士との共同経営は可能。	ブリュッセル弁護士会のBリストに3年以上登録された外国弁護士は、同弁護士会会員と共同経営できるが、弁護士会は共同経営契約を認めるか否かにつき審査するが、契約そのものを禁止することはできない。(同弁護士会会員同士の共同経営についても同様の審査をする。)
雇用	雇用されたソリシターは、ソリシターが独占する法律業務の遂行も雇用主の顧客のための法律事務の処理のいずれも不可。雇用されたバリスターは、バリスターとしての法律業務ができない。	ソリシターとの共同経営者が、共同経営者のソリシターと共同して他のソリシターを雇用した場合に限り、被雇用のソリシターは、ソリシターが独占する法律業務の遂行も雇用主の顧客のための法律事務の処理のいずれも可能。雇用されたバリスターは、バリスターとしての法律業務ができない。	可能。	ベルギー弁護士の独立性を害するとして不可。

国名	ド イ ツ		フ ラ ン ス
	Bengoshi (連邦弁護士法第206条第2項により、教育と資格の点において同法による弁護士に相当する職業に従事する非EC加盟国の国民であっても、相互主義に基づいて、原資格国法に関する法律事務を扱うことができる。)	Rechtskundiger (法律相談士法により、外国法専門家としての職業に必要な信頼性、人格的適性及び十分な専門知識を備えている申請者に対して、地方裁判所又は区裁判所が許可を与える。許可を受けた者の多くは外国弁護士であるが、必ずしも外国弁護士に限らない。)	
共同経営	現在、連邦弁護士法の改正作業中であり、法改正がされれば、共同経営が明文で可能となる。	ハンブルクの裁判所においては、許されるとされた例があるが、他の裁判所においては、許されないとされた例がある。	1992年1月1日をもってコンセイユ・ジュリディック制度が廃止され、外国弁護士を外国弁護士の資格に基づいて受け入れる制度がなくなった。非EC加盟国の外国弁護士がアボカの資格を取得するには、当該国が仏弁護士であるアボカに自国の弁護士と同等の活動を認めることで相互主義の要件を満たす必要がある。また、非EC加盟国出身の外国弁護士で弁護士職適性証書を有しない者がフランス弁護士会に登録されるためにはフランス法に関する知識検定試験に合格する必要がある。外国弁護士がアボカの資格を取得すれば仏弁護士であるアボカと共同経営をすることやアボカを雇用することは可能になる。
雇用	禁止されていない。	不可。	
(備考) これまで連邦弁護士法第206条第2項における相互主義を満たしている国はない。日本弁護士は教育・資格の点は問題ないが、日本の外弁法には5年の職務経験要件等があり、相互主義を満たしていないとされている。			

オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ州

共同 経営	パートナーシップを結ぶことはできないが、ローソサイエティからの認可を受けて、外国ローファームと国内ローファームが、インテグレーションの形態で法律業務を行うことができる。これによれば、外国ローファームと国内ローファームは、同一の事務所名称で業務を行うことができ、報酬を分配することもできる。(インテグレーションはパートナーシップを意味するものではない。) [1988年ガイドライン]
雇 用	不可。〔同上〕
<p>(備考) 1992年声明(オーストラリア弁護士協会による各州及び各特別地域における外国弁護士受入れ推奨指針の骨子...①外国法律業務は各州弁護士会の規制を受ける。すなわち、各州弁護士会は外国法律業務に関する許認可に当たっての認可基準、認可期間、認可の更新について決定権を有する。また、本声明は各州の弁護士関係法令に違反したり、各州弁護士会の決定権を拘束する形で解釈されてはならない。②外国弁護士はオーストラリア弁護士を雇用できない。③①外国法を扱う認可外国弁護士、②外国法を扱う認可外国ローファーム、③地元弁護士との協力によるインテグレーション(包括的法律業務)の3形態のうち1形態による取扱業務を地元弁護士会の許認可のもとで認める。③によるインテグレーションでは、認可外国ローファームと地元弁護士又は地元ローファームは同一の名称の下で業務を行うことができ、報酬を分配することができる。国内ローファームが認可外国弁護士をパートナーとして受け入れることは、地元弁護士が常に多数を占めていれば問題ない。</p>	

香 港

共同 経営	英連邦構成国家の国民でない外国弁護士及び外国ローファームは、香港弁護士との共同経営は不可。
雇 用	英連邦構成国家の国民でない外国弁護士及び外国ローファームは、香港弁護士を雇用することは不可。
<p>(備考) 外国弁護士及び外国ローファームに対する監督の必要性及び英連邦構成国家以外の国民に対する差別的取扱いの見直しの点から弁護士法改正案が策定され、現在立法評議会で審議中である。同改正案の骨子...①すべての香港内の外国弁護士、外国ローファーム、アソシエーション、現地法取扱事務所(外国ローファームが一定の要件を満たして香港法を取り扱う香港ローファーム化したもの)は弁護士会に登録の上、弁護士会の監督を受ける。②無登録外国弁護士の活動には制裁が加えられるほか、すべての外国弁護士を弁護士会の懲戒制度の下におく。③外国弁護士と香港弁護士との共同経営、香港弁護士の雇用は禁止する。④アソシエーションにより香港ローファームと外国ローファームが同一場所で事件の共同処理をなし得るようにする。アソシエーションの要点「アソシエーションの下では、香港ローファームと外国ローファームは報酬の分配が認められる。アソシエーションの当事者たるすべてのローファームの名称が事務所に明示されなければならない。外国ローファームは、弁護士会の許可を得ずして2つ以上の香港ローファームとアソシエーションの関係を持つことができない。アソシエーションの関係にある外国ローファームと香港ローファームに所属する外国弁護士の数は香港弁護士の数を上回ってはならない。」⑤外国弁護士に香港弁護士となり得る比較的簡易な道を開く。</p>	